羽咋市気多社僧坊跡群

能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅳ

1984

石川県立埋蔵文化財センター

羽咋市気多社僧坊跡群

能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅳ

石川県立埋蔵文化財センター

例　　言

1　本書は、能登海浜道建設工事に関する埋蔵文化財緊急発掘調査報告書の第4集である。

2　本書に収録したのは、石川県羽咋市寺家町に所在する気多神社社僧坊跡群とみられる寺院ブタイ地区と同ムカイダ地区およびこれに関係した寺家横穴の報告である。また、ブタイ地区の成果をふまえ、寺家オオバタケ地区の調査についても紹介することにした。遺跡の名称については、昭和54年度版石川県遺跡地図では「寺家遺跡」、58年度版同地図では「寺家チョウェイジ遺跡」として登載されているが、遺跡の性格を考慮し、本書では「気多神社社坊跡群」として扱い、各々調査区の小字名を付して明示することとした。

3　調査は、昭和52年度と53年度に石川県土木部有料道路課（当時）の委託を受けて、石川県教育委員会文化財保護課（当時）が実施した。資料および出土品整理、報告書の刊行については、機構の再編もあり、土木部道路建設課の依頼を受けて、石川県立埋蔵文化財センターが昭和58年度に実施した。

4　調査は次の職員が担当した。（　）は現在の職名。

寺家ムカイダ地区……高橋　裕（県立郷土資料館学芸員）・高　一男（県立門前高校教諭）

寺家ブタイ地区……湯尻修平（埋蔵文化財センター主事）・高橋　裕

寺家横穴……湯尻修平・高橋　裕

寺家オオバタケ地区…高　一男・辻本　馨（穴水町立歴史民俗資料館主事）

5　調査および資料整理にあたっては、次の諸機関および個人の指導と援助を受けた。記して感謝したい。（　）内は当時。

石川県土木部道路建設課（有料道路課）・石川考古学研究会・羽咋市教育委員会・高堀勝喜・吉岡康暢・河村好光・本田秀生・津田耕吉・安村敬学・中村美枝・松村　了・安村よしえ・鳰ゆみ子・前田美代子・中根千代子・安村きみ子・西村善太郎・笹野与三松・小林幸一・間所進・松本繁雄・村北きくえ・西村清子・岡本静子・村北清子・大高政男・田村治一・勝島栄蔵・清水力弥・菅原正四郎・高崎春子・高村みどり・中村美枝・向田ちえ・瀬戸川みよ・中村きよ・田中みさ・田口きくえ・中本すず・井村美知子・野村敏子・北野すい・中本花子・北野はる・大森やい・坂井きくの・紺野ふみ子・塩谷さだよ・広瀬和子・岡野まさ子・浜下つね・浜下清子・小山初枝・瀬戸きよ・寺出すえ・今村朝子・芳永春江・松田友枝・小林よしえ

6　遺物の整理は57年度石川県埋蔵文化財協会に委託した。（担当―樫見敦子・斉藤和代・戸澗かがり・米沢亮子）

7　本書の作成にあたっては、センター職員および石川考古学研究会々員各位の指導・助言を受けて執筆したが、小嶋芳孝（県文化課主事）・伊林永幸・東四柳史明（以上県立図書館古文書課係長）の三氏からは多くの教示を得ている。記して感謝したい。編集は湯尻が担当し、執筆は第II章第2節(3)を越坂一也（埋蔵文化財センター主事）が分担した他は湯尻が行った。

目　　次

第Ⅰ章　調査の経緯……1
第Ⅱ章　遺跡の位置と周辺の遺跡……7
　第1節　遺跡の位置……7
　第2節　寺家オオバタケ地区の調査……7
　　(1)　調査の概要……7
　　(2)　縄文時代の土坑群……8
　　(3)　縄文時代の遺物……18
　　(4)　平安時代の竪穴状遺構……34
　　(5)　中世の掘立柱建物と大溝……35
　　(6)　出土遺物……38
第Ⅲ章　寺家ムカイダ地区の調査……46
　第1節　調査の概要……46
　第2節　遺構と遺物……47
　第3節　小結……49
第Ⅳ章　寺家ブタイ地区の調査……50
　第1節　調査の概要……50
　第2節　遺　構……50
　　(1)　溝と区画……50
　　(2)　掘立柱建物……54
　　(3)　井戸……54
　　(4)　土坑……56
　第3節　出土遺物……57
　　(1)　石　器……57
　　(2)　古墳時代の遺物……57
　　(3)　中世の遺物……59
　第4節　小　結……65
第Ⅴ章　寺家横穴の調査……71
　第1節　発見と調査の概要……71
　第2節　横穴の構造……71
　第3節　小　結……72
第Ⅵ章　まとめ……74
資料編　気多神社関係文献……巻末

第Ⅰ章　調査の経緯

能登海浜道II期建設事業に関係した、羽咋市寺家町・柳田町地内の諸遺跡の調査は、道路建設事業と相まって実施された。団体営圃場整備事業にかかる遺跡調査と一体化した結果となり、その経緯は以下に示すような複雑な展開を示すこととなった。その原因は、まず寺家地内をはじめとする当該地域が県内でも有数の遺跡密集地帯であったこと。県の進める重点事業の一つであった能登海浜道路建設事業と、寺家・一の宮土地改良区の行なう圃場整備事業が併行して実施される状況にあったこと。遺跡の調査がピークとなった昭和52年から53年当時には羽咋市教育委員会には専門職員が配置されておらず、圃場整備事業関係の調査も市の要請を受けて県教育委員会の職員が調査を担当せざるを得なかったこと。また、このような状況の中で、行政関係者、地元代表、研究者等によって構成し、遺跡の調査と工事の実施について調整をはかる調査委員会の設置がなされていなかったこと。などがあげられよう。いずれにしても、当該地区の遺跡の調査と建設事業は非常に苦しい状態の中で継続されたのであった。

能登海浜道II期建設事業に係る遺跡調査の経緯の概要は、すでに『能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』[1]に示されているが、本書では昭和52・53年度の経緯についてまとめ、発掘調査の経緯とした。能登海浜道II期建設予定路線内における遺跡の所在について、有料道路課から県教育委員会に対して調査依頼があったのは、昭和48年12月のことであった。これを受けた文化財保護課は、路線予定地一帯を踏査し、寺家地内の台地に分布する遺跡が広範囲にわたるものであることを確認するとともに、柳田地内のシャコデ廃寺および柳田古墳群などを路線計画策定の際に極力避けるよう指導した。これを受けて有料道路課では、シャコデ廃寺等を避けるよう検討している。以後50年9月以降には、関係11課を集めて建設事業に関する環境アセスメントの打合せ会や定例会議がもたれることになった。51年には寺家地内の路線も正式決定し、用地の測量や買収交渉が具体化したが、用地買収等の作業は遅れて、52年春の段階でも完了した箇所は限られていた。一方、定例会議の中で寺家・一の宮地内において道路建設事業に関連して土地改良区の行なう団体営圃場整備が実施されることも明らかにされていた。

昭和52年4月、能登海浜道II期建設に係る埋蔵文化財調査の依頼と、文化庁に対する発掘通知が提出された。文化財保護課は職員を4月中旬に派遣し、用地買収の完了した寺家地内の通称ムカイダ地区の試掘調査と用地買収の完了していない柳田シャコデ台地の東先端部（路線決定の段階で柳田シャコデ廃寺は路線外になることを確認）の扱いについて、有料道路建設事務所と協議している。寺家ムカイダ地区の試掘調査の結果は、古墳時代から中世の遺物包含層を一部地区で確認し、溝や柱穴などの遺構の存在も把握することになった。試掘調査の結果により有料道路課と協議のうえ、52年5月下旬から発掘調査に着手することで合意した。寺家ムカイダ地区の調査は5月28日から6月11日まで行なわれた。柳田シャコデ台地の北側に位置する標高約20mの舌状小台地に位置するこの地区は、開田のための土木工事等により削平を受けた箇所が多く、遺跡の遺存状態は必ずしも良いとは言えなかった。しかし、第III章の中世掘建柱建物一棟を発掘し成

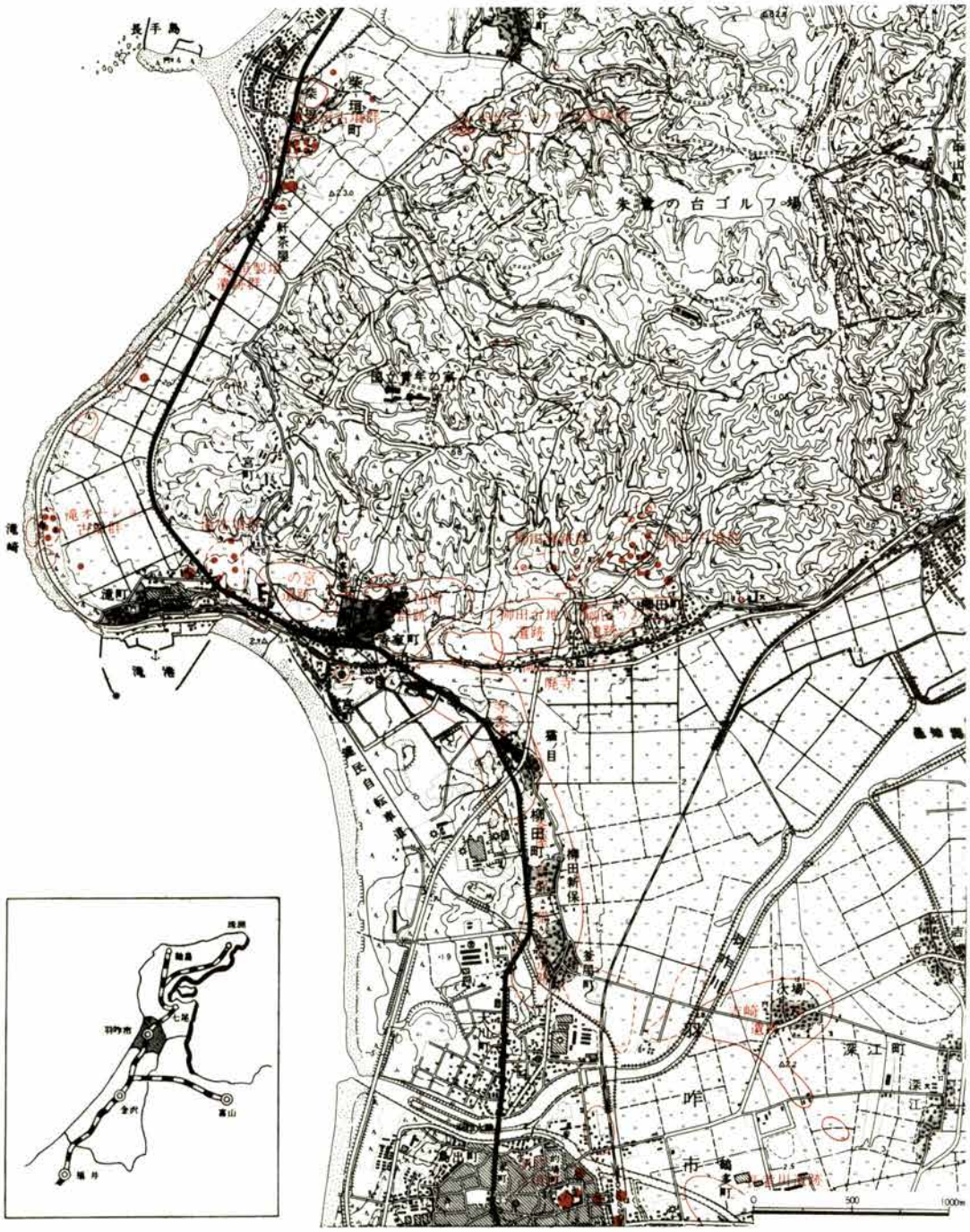
長手島
柴垣町
朱鷺の台ゴルフ場
国立青年の家
宮町
滝崎
滝町
滝港
柳田町
柳田新保
釜屋町
深江町
深江
0
500
1000m

第１図　周辺の遺跡

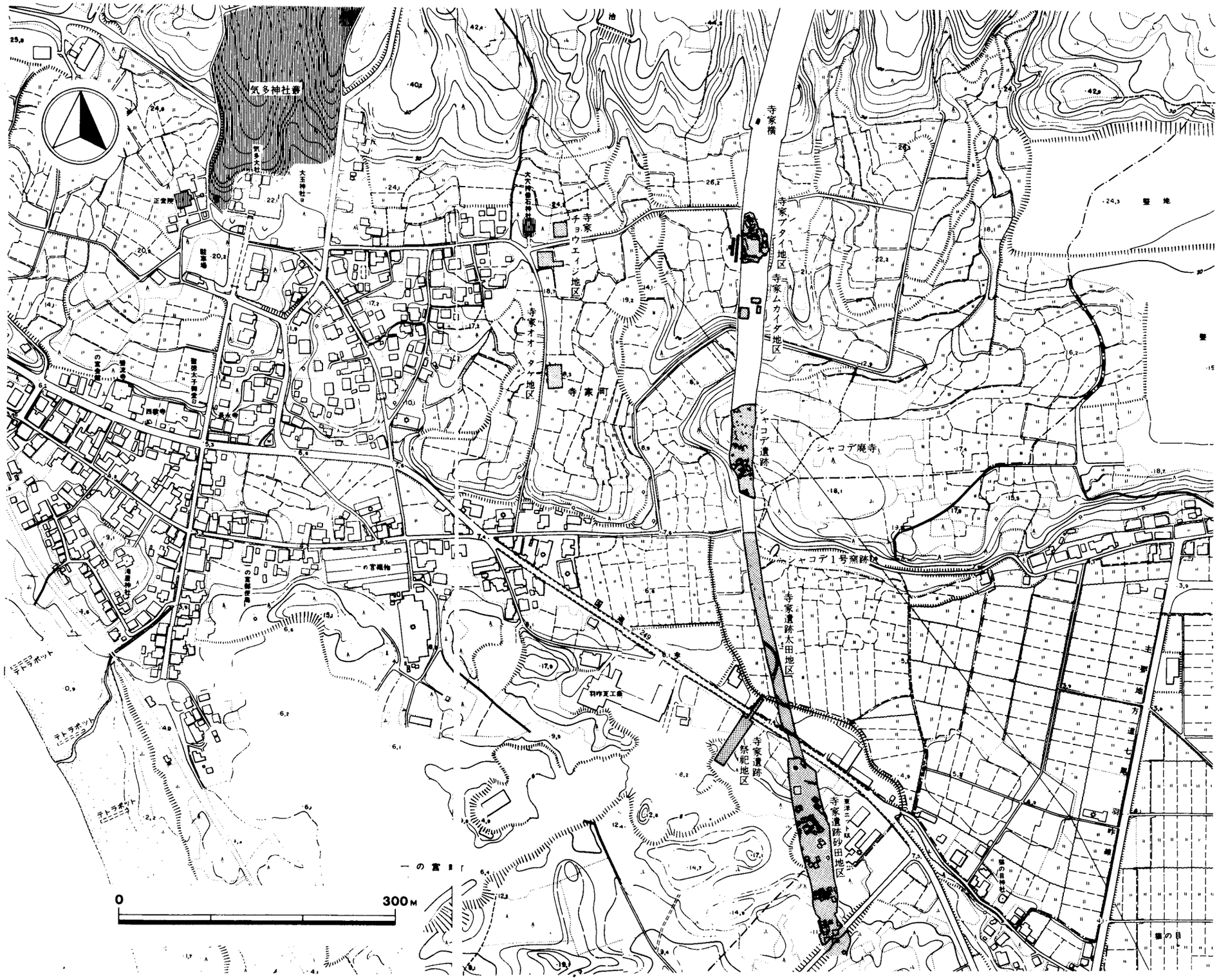
気多神社叢
正覚院
寺家チョウエイジ地区
寺家オオバタケ地区
寺家町
寺家ブタイ地区
寺家ムカイダ地区
シャコデ遺跡
シャコデ廃寺
シャコデ1号窯跡
寺家遺跡太田地区
寺家遺跡祭祀地区
寺家遺跡砂田地区
テトラポット
0
300M

第2図　調査区域位置図

果をおさめている。

能登海浜道II期建設事業の用地買収等の作業は依然として進行せず、52年も秋以降になってようやく順調に買収作業が進行した。この間、寺家・一の宮土地改良区の行なう団体営圃場整備事業の計画は、稲の刈り入れ後に着手するところまで来ていた。遺跡地図にも登載されていた「寺家遺跡」(『石川県遺跡地図』県教委、昭和49年刊)が所在していたため、羽咋市教育委員会は、文化財保護課に対して調査の協力を要請した。9月下旬、職員2名を派遣し、圃場整備区域の分布調査を行なったが、かなり広範囲に遺跡が存在することを確認するとともに、圃場整備の実施によって3地区で遺跡が影響を受けることが明らかとなった。羽咋市教育委員会には当時埋蔵文化財調査専門職員が配置されていなかったため、再度、協力を要請するとともに、羽咋市が文化庁の国庫補助を受けて10月上旬から緊急調査を実施することになった[(2)]。結果については、すでに刊行されている報告書に詳しいが、寺家地内の大穴持像石神社横のチョウエイジ地区、海浜道横のムカイダ地区、大穴持像石神社南方のオオバタケ地区について調査を実施した[(3)]。調査は各地区で多くの成果をおさめたが、11月以降は冬期間の悪天候に悩まされ、年も明けた53年1月下旬になってようやく終了した。しかし、このことは調査実施箇所の一部において工事着手の遅れをきたし、当初12月末までの工期を1カ月以上遅らせることとなり、その後の遺跡調査に対し地元民からの強い不満を生ずる1つの契機となったことは否定できない。また、調査自体も最も悪い条件の中で進めざるを得ない状況であった。

昭和52年11月には、圃場整備関係の発掘調査と併行して海浜II期関係の試掘調査を実施し、通称ブタイ地区(ＳＴＡNo. 17+00～15+80)、シャコデ台地地区(ＳＴＡNo. 14+40～13+00)、オオタ地区(ＳＴＡNo. 11+80～11+00)で遺跡の存在を確認。埋蔵文化財の所在を回答した。この結果をもとに有料道路建設事務所は、オオタ地区(ＳＴＡ11+80～ＳＴＡ11+00)の北側の排水路建設工事に係る調査を依頼してきた。(この水路は、柳田高架橋と水田の排水を日本海に流すための水路で、3月22日にこの延長で寺家祭祀遺跡が発見されたのではあったが。)耕作等との関係もあり、それまでに工事を完了せざるを得ないという説明であった。調査は幅3m、延長約100mにわたって実施したが、先の試掘調査の結果から、遺物包含層が約1.2mの深さにあることが把握されていたため、重機を利用して表土を除去し調査の促進をはかった。それでも、圃場整備関係の調査員3名のうち1名をここに配し、連日寒風と粉雪の吹きすさぶ中での悲惨な調査であった。充分な検証もし得なかったが、層位観察によって過去小なくとも三回の冠水の状態を確認し、10世紀頃の須恵器や土師器が出土、「大」、「太」、「勝」などを記した墨書土器を発掘したのである。53年1月下旬には排水路の調査も何とか終了し、2月下旬には再度羽咋市教育委員会から圃場整備事業に係るオオタ地区の分布調査の要請を受け改めて試掘調査を実施したが、幸い遺物の包含層が深く、工事には支障のないことが明らかとなった。

2月下旬には寺家ブタイ地区の一部調査の依頼が有料道路課から文化財保護課にあり、ブタイ地区の調査に2月23日から着手し、3月下旬に完了している。調査範囲は300m^{2}の小さな箇所であったが、仮設の資材運搬路を確保するため急がされる調査となった。

昭和53年3月中旬頃、先の排水路延長工事箇所で石川考古学研究会員により、黒色砂層から多

数の須恵器・土師器を発見した。文化財保護課は職員を派遣するとともに、有料道路課に工事の一時中止を要請した。有料道路課はすみやかに工事を一時中止し、文化庁に遺跡の発見通知を提出した。この発見がその後の寺家遺跡祭祀地区の発掘調査に継続されて行くことになる。

53年4月から能登海浜道II期建設事業関係の発掘調査が本格化する。また、一方で気多神社横の一の宮地内での圃場整備事業の継続が予定されていた。寺家祭祀遺跡および一の宮地区の調査経過については、各報告書に譲ることにしたいが[4]、国家的祭祀遺跡の発見と調査およびその保存、一の宮地区の調査と保存という、県下でもこれまでにない大きな問題に直面して行くことにる。寺家ブタイ地区の第2次調査は4月5日から7月19日まで継続された。調査の結果は本書第IV章に述べる通りであるが、中世の気多神社社僧坊群に関係するとみられる遺構が発掘された。寺家ブタイ地区の調査の間にも、柳田シャコデ台地の試掘調査や6月9日工事中に不時発見された寺家横穴の調査などを挟み込む、不十分な調査体制と、建設工事に追われる連続であった。

註

(1) 橋本澄夫「能登海浜道関係埋蔵文化財発掘調査の経緯」『能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』石川県立埋蔵文化財センター（昭和57年）

(2) 当時の記録によれば、この経違について次のような説明が残されている。「能登海浜道II期建設用地買収の具体化に伴ない、団体営圃場整備事業を実施することになったため、羽咋市が国補事業として調査を行なう。しかし、羽咋市には発掘技術者がおらず、羽咋市及び県有料道路課、県耕地整備課等が協議した結果、海浜II期建設を円滑に進めるためには圃場整備事業を円滑に遂行させることが必要であり、そのためには埋蔵文化財の緊急調査を早急に完了させることが肝要であり、県文化財保護課に担当してもらいたいということになった。」

(3) 高　一男『羽咋市寺家チョウエイジ遺跡』羽咋市教育委員会（昭和53年）

(4) 小島芳孝編『寺家1978年度調査概報』石川県立埋蔵文化財センター（昭和54年）
河村好光『羽咋市一の宮A地区―圃場整備事業に係る調査の記録』羽咋市教育委員会（昭和54年）

第II章　遺跡の位置と周辺の遺跡

第1節　遺跡の位置

羽咋市は日本海に突出する能登半島の基部に位置する人口28,000人余の町である。羽咋市域は能登の海の玄関口として古代以来、重要な役割をになってきた。中でも市街地の北方約2.3km眉丈山系の裾部にあたる気多神社周辺の寺家町、一の宮町、滝町、柴垣町、柳田町の眉丈山系から派生する舌状台地や、眼下に広がる砂丘地帯は遺跡の密集地である。特に古墳時代以降の遺跡が集中して存在しているが、能登海浜道II期建設事業関係および周辺地区の圃場整備事業関係の調査の成果によって、新たな新知見を得ることができ、次第に海の玄関口としての実態や気多神社と深くかかわって成立した古代遺跡の変遷などがたどれるようになったとみることができよう。主な成果として、縄文･弥生時代の遺跡の存在を確認したこと。寺家祭祀遺跡に代表される奈良･平安時代の大規模な祭祀・集落遺跡を明らかにしたこと。従来は文献でしか存在が知られていなかった鎌倉･室町時代の気多社僧坊群の把握などがあげられよう。本書では頁数も限られており、周辺遺跡の個別概要は下記の報告書等を参照していただくとして詳細には解れないこととした。但し、本書で取りあげる寺家ブタイ地区の成果に関係した、寺家オオバタケ地区の調査成果について記し、これにかえることとしたい。

周辺の遺跡についての主要参考文献

○羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史　原始・古代編』羽咋市役所（昭和48年）

○羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史　中世・社寺編』羽咋市役所（昭和50年）

○高　一男『羽咋市寺家チョウエイジ遺跡　圃場整備事業に係る緊急発掘調査報告』羽咋市教育委員会（昭和53年）

○石川県教育委員会『石川県遺跡地図』（昭和54年）

○小島芳孝編『寺家　1978年度調査概報』石川県立埋蔵文化財センター（昭和54年）

○河村好光『羽咋市一の宮A地区―圃場整備事業に係る調査の記録』羽咋市教育委員会(昭和54年)

○河村好光『羽咋市一の宮B地区―滝古墳群―』羽咋市教育委員会（昭和55年）

○小島芳孝編『寺家　1980年度調査概報』石川県立埋蔵文化財センター（昭和56年）

○古代を考える会『古代を考える29　羽咋市寺家遺跡の検討』（昭和56年）

○福島正実『羽咋市柳田タンワリ1号窯跡』石川県立埋蔵文化財センター（昭和57年）

○荒木孝平・谷内碩央・小島芳孝『寺家遺跡』羽咋市教育委員会（昭和58年）

第2節　寺家オオバタケ遺跡の調査

(1)　調査の概要

オオバタケ地区は大穴持像石神社の南約150mに所在する。調査は前節の経過でも述べたよう

に羽咋市教育委員会が事業主体となり、県文化財保護課の高　一男主事(当時)が派遣されて担当した。調査区域の設定は圃場整備事業計画に伴う分布調査により遺跡の存在が把握された区域で、水路等の関係からやむを得ず削平する工事を行う箇所の一部約 1,400m² を対象とした。調査期間は昭和 52 年 11 月12日から 53 年 1 月 23 日で、寒風をついての雪中調査となった。地区名は圃場整備前の通称オオバタケを付けて呼称したものである。発掘調査の結果、すでに開田時の削平を受けており、遺物包含層も部分的に残存する状態で良好とは言えなかったが、縄文前期～中期の土坑約 60 基、古墳前期の溝 1 カ所、平安中期頃の竪穴状遺構 1 基、鎌倉前期を中心とする掘立柱建物群および大溝 1 カ所を検出することができた。

(2)　縄文時代の土坑群（第 4 ～ 7 図・図版 5 ～ 8）

土坑は調査区のほぼ全面に分布して検出された。調査の際には確認された順番に号数を付し、41 号土坑まで数えたが、悪天候での調査でもあり、それ以後は 2m グリッドの区画を用いて土坑を表示した。従って 42 号からはその後に付直した通し番号である。また、土坑の遺存状態は削平の度合によって変化しており、深さも 20cm 足らずのものから、1m を超すものまで種々であった。土坑は総教で 64 番まであったが、調査の不備もあり精査すればまだ増えた可能性が高い。各土坑の概要は第 1 表にまとめて示したが、ピットの重複した箇所を土坑と認定した 4 基を除き、重複した 2 基の土坑 (28 号) を別々に数えると土坑の数は 60 基となる。 8 号土坑では時期不明の土師器片若干が出土しており、少なくとも古墳前期以降の遺構とみられる。残り 59 基の中でA区とした調査区の北側半分の土坑群を中心に 39 基の土坑から縄文土器片が少量ずつ出土しており、土坑群が縄文時代の前期から中期にかけて造られた遺構であると判断されるのであるが、B区とした南側半分の土坑は雪中でのスコップを使用した発掘であり、出土品の確認が全く出来ない状態であったため、時期判定の材料を持っていない。しかし、覆土の色調や状態はA区の土坑と殆んど変わらない土であったと記憶しており、B区の土坑群も縄文期の遺構であるという前提で一括して扱うことにしたい。59 基の土坑を形態から 8 類に分け、さらに深さによっていくつかに細分して目安とすることにしたが、区分の基準は必ずしも一定したものではない。

A 類　上面プランがやや不整形な楕円形土坑で明確な底面を作らず、浅い皿状をなしている。規模から大形のⅠ類（12・20 号）とⅡ類（37・42・48 号）に細分される。ＡⅠ類の 2 期の土坑からは、縄文中期の土器が出土しており、特に 20 号土坑の覆土中からは、図示した他にもまだかなりの破片の出土がある。覆土中にも多くの炭化物粒を含んでいる点も留意したい。

B 類　上面プランがほぼ円形の土坑でやはり明確な底面を作らない皿状の形をとる。4 号と 30 号が該当し、縄文土器の出土が多いことも特徴としてあげられる。いずれも中期の所産である。覆土はレンズ状に堆積する。

C 類　上面プランがほぼ円形の土坑で明確な底面を作っている。上部縁径が 150～200cm を測り、深さも 1m を超える深い例もある。24・28—1・39・40 号土坑をこれに含めた。24 号と 39 号では片側が二段掘りのような構造がみられる。28—１号土坑は 176cm の深さがあって、調査した土坑の中でも最も深い。縄文土器はいずれの土坑からも出土しているが、時

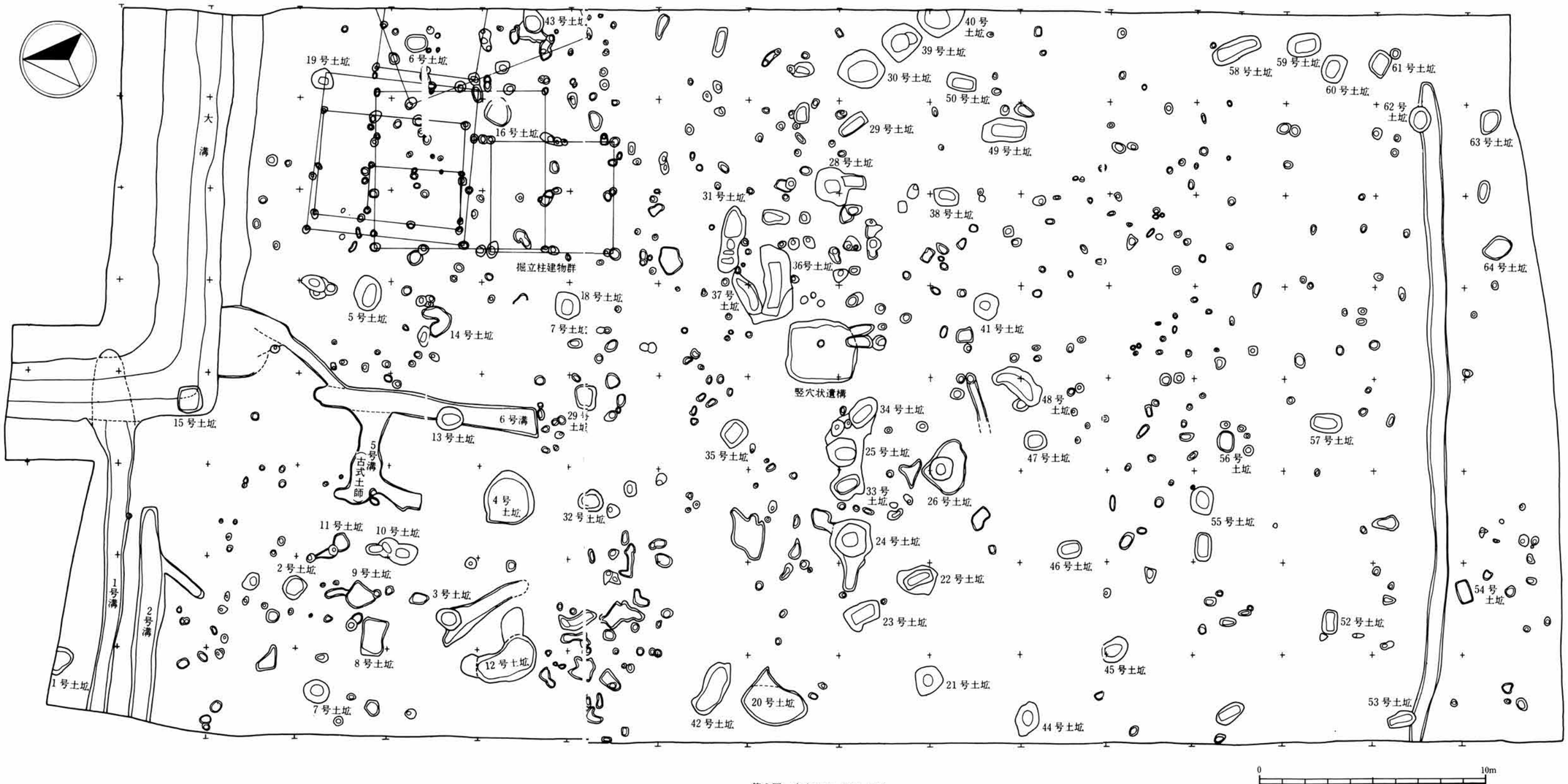

第3図　寺家オオバタケ地区

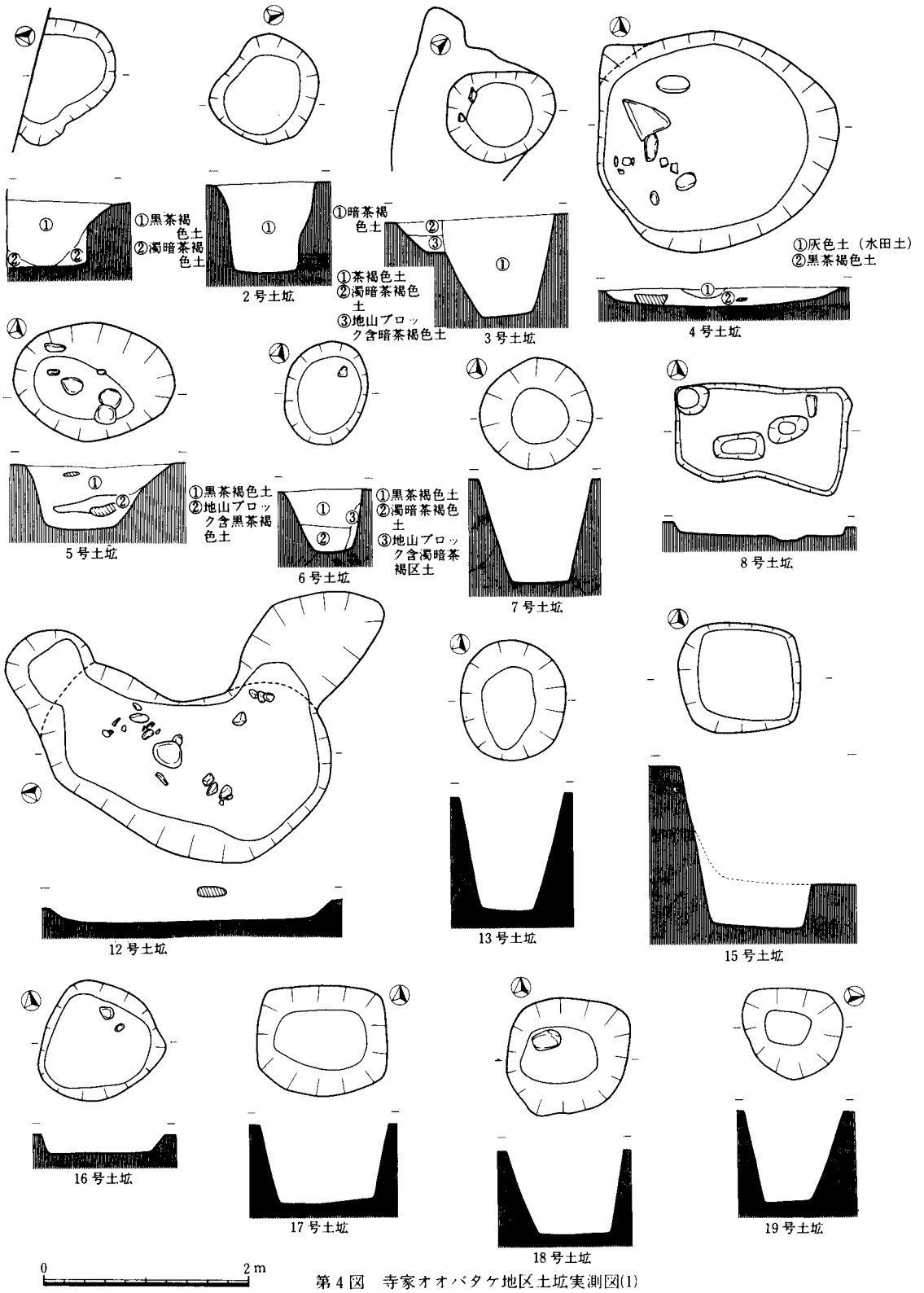

第4図　寺家オオバタケ地区土坑実測図(1)

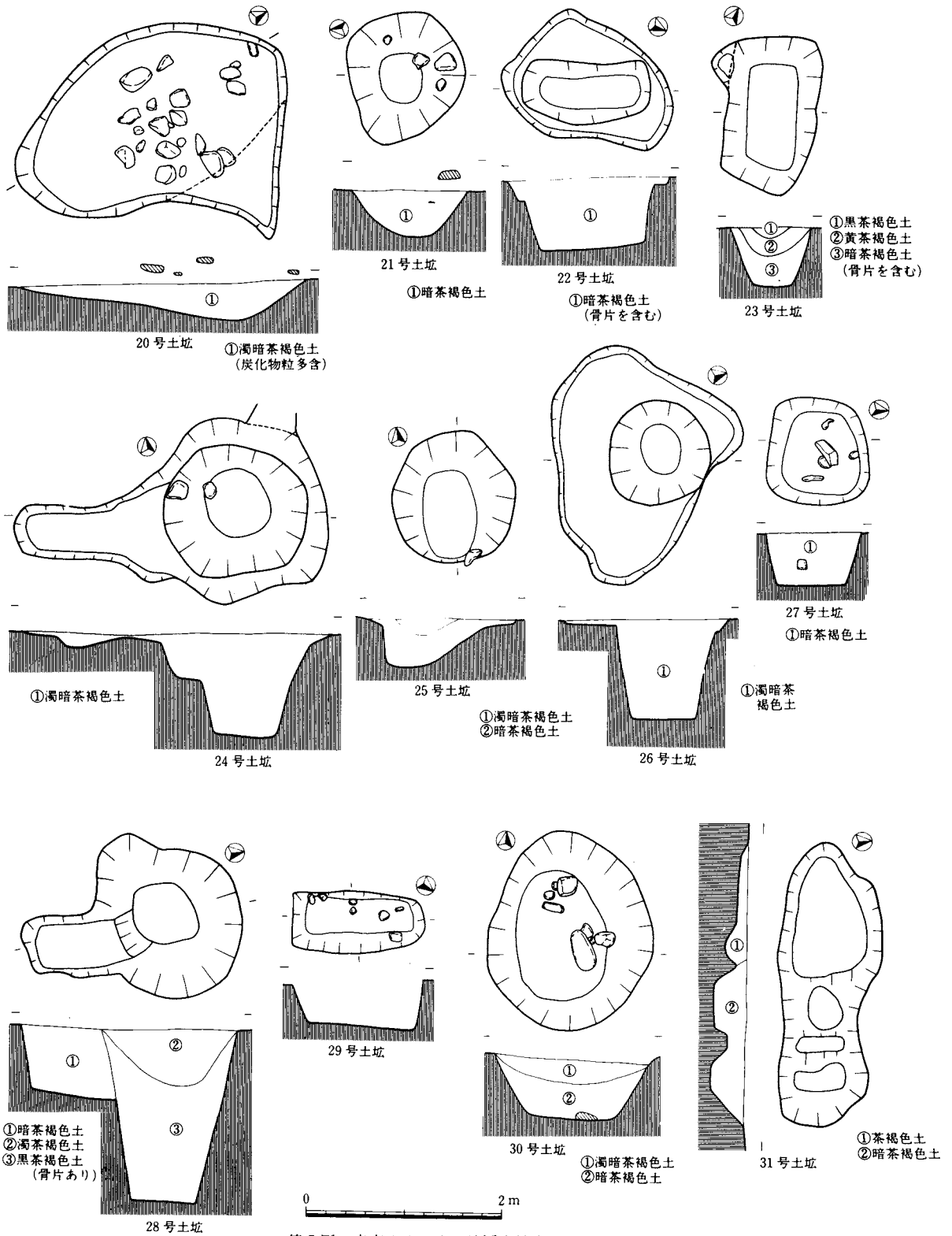

第 5 図　寺家オオバタケ地区土坑実測図(2)

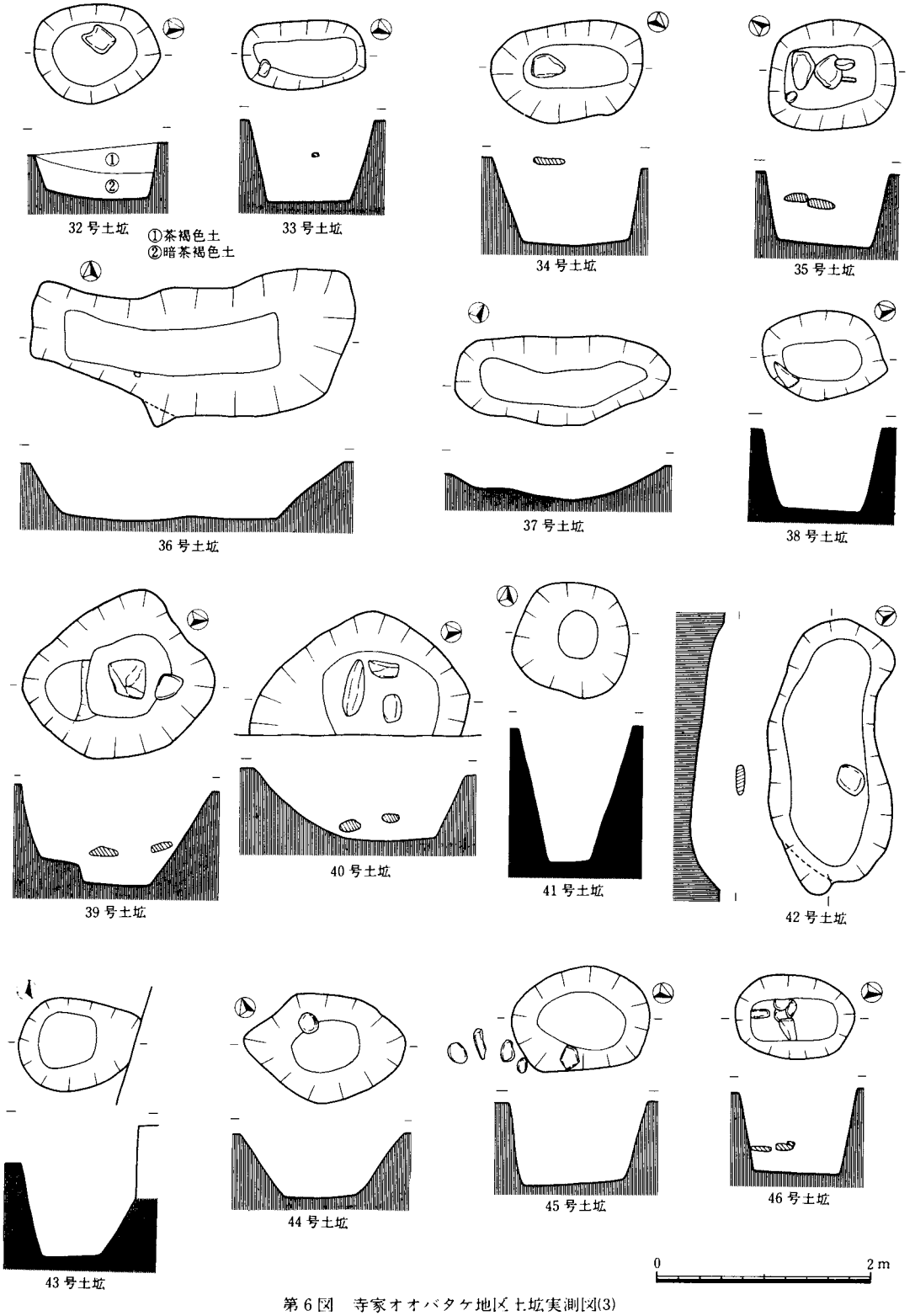

第 6 図　寺家オオバタケ地区土坑実測図(3)

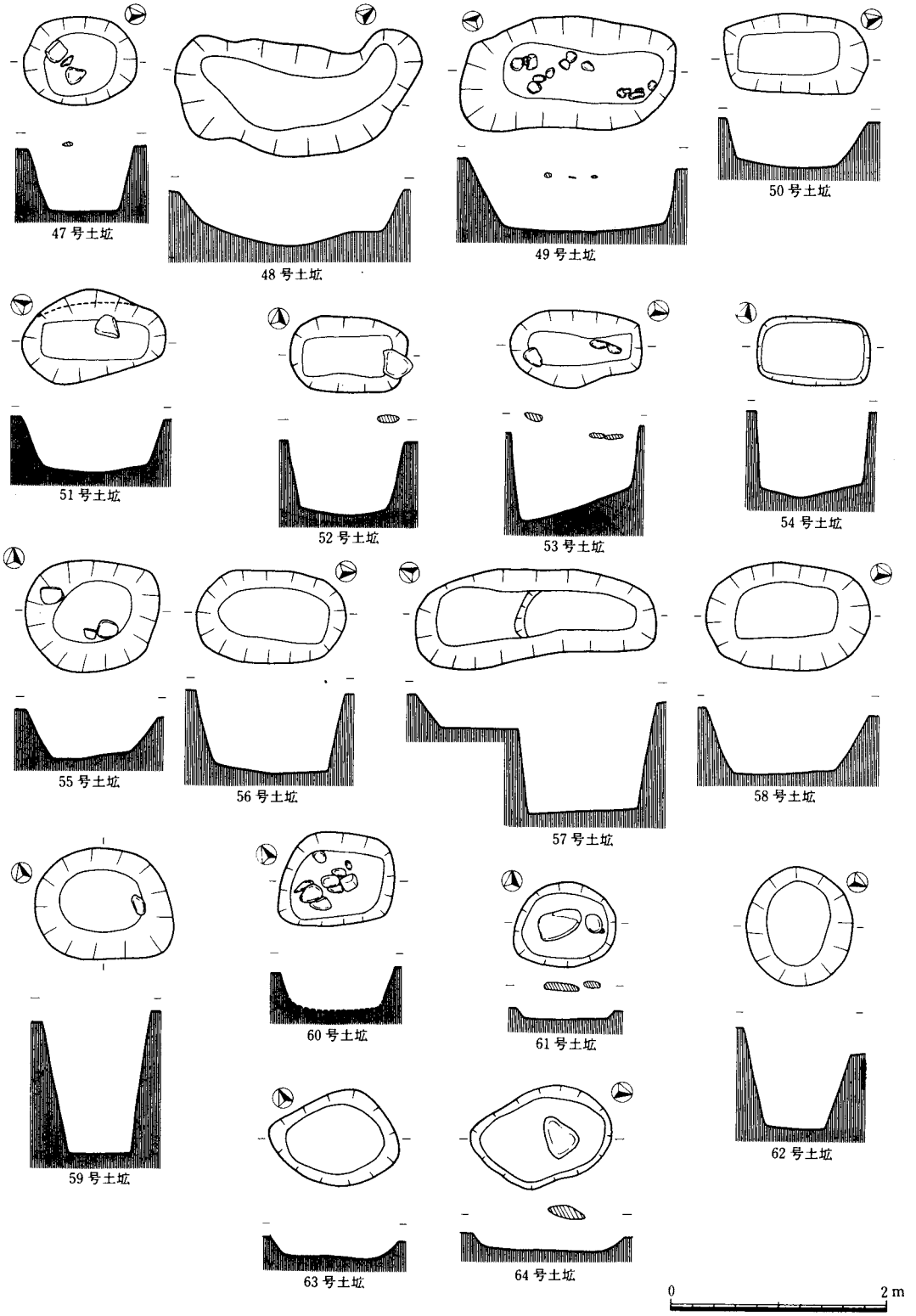

第 7 図　寺家オオバタケ地区土坑実測図(4)

期を判定できるのは前期の24号土坑と中期の28－1号土坑である。

D類　形態はC類と同様であるが、規模が小さく上部縁径が120cm以下で100cm前後となる例が多い。2・3・6・7・13・19・21・26・32・41・43・44・45・47・55・59・62号の各土坑を該当させた。中には41・43・59・44・45・55号土坑のように必ずしも円形を呈さないものまで含んでおり、次のE類（楕円形プランの土坑）などの区別も難かしいのではあるが、いずれともしがたく本類に含めた。また、16、61号は円形プランの土坑が削平を受けて残存した部分であると理解しておきたい。41・59号土坑のように120～130cmに達する深さをもつ例もあるが、50～100cmの深さとなる土坑が多い。26号土坑の周囲には深さ5～6cmの浅い掘り込みが認められるが土坑に付属した遺構である可能性をもつ。32号土坑の覆土は二層に分かれ、下層から少量の骨片が出土している。出土した縄文土器から時期を判定し得る土坑は、前期の41号土坑、前期後葉～中期前葉の32号土坑、中期の6・7・13号の各土坑であった。

E類　上面プランが楕円形の土坑をまとめたが、前述したようにこの類にもD類などと区別が難かしいものを含んでいる。1・5・25・34・38・46・56・57・58号と削平を受けたとみられる63・64号の各土坑を本類とした。楕円形と言っても長軸が150～110cm、短軸が100～80cm程度の小形の土坑が多い。5・25号土坑のように明確な底面を作らない例と、34・56・58号土坑のように底面を作る例に二分され、それぞれI・II類に細分した。57号土坑は長円形土坑で趣きを異にするが、一応本類に含めた。34号・56号土坑では床面の中央部がわずかに凹んでおり、この部分にピットが存在していた可能性が極めて高い。とすれば、近接する柳田シャコデ遺跡例や志賀町中村畑遺跡例の土坑と同一の構造をもつことになり、更にもう1類細分する必要がある。出土した土器から時期を判定し得る土坑は、前期の5号土坑、34号土坑、中期の25号土坑である。

F類　上面プランが方形を呈する土坑で、15・17・18・27・35・60の各土坑である。15号土坑は鎌倉前期に造られた大溝でかなり切られていたが、底面は方形で152cmの深さをもっていたとみられる。その他の土坑は1辺100cm前後の方形をなし、深さは70～80cmを深る。底面を明確にしており、床は平らである。出土土器から時期の判定できた土坑は、前期の35号土坑、前期後葉～中期前葉の15号土坑、中期の27号土坑がある。

G類　大形の長方形土坑で、36号土坑1基が該当する。長部縁径で長さ300cm、幅120cmを測る。

H類　G類を除く長方形プランの土坑を本類とした。22・23・28―2・29・33・49・50・51・52・53・54の各土坑である。しかし、ここでも33・49号土坑などのように楕円形プランのE類と明確に区分しずらい例も含んでいる。22号土坑は前述の26号土坑と同様、周囲に浅い掘り込み面を付属する22号土坑の場合は、確実に土坑に伴なう遺構であったと記憶している。49号土坑はやや大型で198cm×103cmの規模をもつが、他は長辺で150～100cm、幅60～70cmの小形である。明確な底面を作り出した例が多く、壁の立ち上がりも急である。22・50・51・52号の床面中央部がわずかに凹んでおり、E類でみたと同じくピットが存在する可能性が極めて高い。22号と23号土坑の床面近くの覆土中から、少量の骨片の出土確認し

ている。土器の出土により時期を判定できる土坑は、前期の23号土坑、中期の30号、33号土坑がある。

以上、縄文前期～中期の土坑群について大まかに分類し、概略を記したが次のように要約することができよう。

① 土坑は形態と規模から8類に分類されるが、形態からみれば5つにまとめることも可能である。すなわち、楕円形もしくは円形プランの皿状を呈する浅い土坑（A・B類）、円形あるいは略円形の土坑（C・D類）、楕円形のプランで、中には床面中央部にピットを伴っていた可能性をもつ例を含む土坑（E類）、方形のプランの土坑（F類）、長方形のプランで、中には床面中央部にピットを伴っていた可能性をもつ例を含む土坑（G・H類）となる。そして、区分が甚だ不確かではあるがそれぞれの基数についてみてみると、A・B類―7基、C・D類―23基、E類―11基、F類―6基、G・H類―12基の計59基となる。分類した土坑の分布状況についてみると、A・B類は調査区の中央部の東西域に存在するが、まとまりは見られない。C・D類は調査区の中央部には無く、北と南に分かれて分布しているようであり、更に5つ程度のブロックとしてとらえられそうである。2・3・7・13・32号の群、6・16・19・43号の群、21・24・26・44・45・47・55号の群、28―1・39・40・41号の群、59・61・62号の群である。土坑から出土した縄文土器に時期差のあることは明らかであるから、このまとまりをつくる各土坑が同時に存在したとは考えないのではあるが、何か数基程度の土坑がまとまって存在する傾向が見受けられる。同じことはG・H類の長方形土坑でもみられ、22・23・33号の群、28―2・29・49・50号の群、51・52・53・54号の群である。同種プランの土坑が集まる傾向はF類にもあって17・18・27・35号がまとまっている。これに対し、それ程まとまった分布をみないのはE類の土坑である。何となく分散して存在するようである。

以上のような土坑の性格について従来より墓、貯蔵穴、落し穴、便所、井戸などの諸説があるが、オオバタケ地区で調査された土坑もこれらのうちのいずれかの性格をもつと思われる。浅い皿状の土坑（A・B類）とそれ以外の土坑には規模や深さからみても明らかに区別され、同一の性格付けは難かしい。土坑の深さは開田時の削平も受けてはいるが、調査区の南先端部を除いては大きくは削られていないとみており、各土坑の深さも最大で20cm程度浅くなったものであろう。C～H類に類似する土坑の検出例が県内でも増えてきており、オオバタケ地区に近接する柳田シャコデ遺跡や柳田グラウンド遺跡[1]、志賀町中村畑遺跡[2]などで調査されている。性格については床面に1から数個のピットを検出する例が多く、土坑の壁の立ち上がりと強いことから「落し穴」と見る意見が出されている[3]。しかし、民俗例の落し穴との比較検討から、イノシシやシカを補獲する穴にしては規模も小さく深さも十分でないなどの点から再検討を求める意見もあって[4]、オオバタケ地区の例からすれば、「落し穴」とは認めがたく、後者の意見を考えたいのであるが後考にまちたい。

註

(1) 柳田シャコデ遺跡、同グラウンド遺跡例ともに調査担当者の河村好光氏の教示による。

(2) 橋本・谷内尾・浜野・垣内『能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』石川県立埋蔵文化財センター

(3) 今村啓爾「霧ケ丘遺跡の土壙群に関する考察」『霧ケ丘』霧ケ丘調査団（昭和 48 年）
(4) 村田文夫「おとし穴」『季刊考古学創刊号』（昭和 52 年）

第 1 表　寺家オオバタケ地区土坑計測値一覧

土坑番号	形態	分類	規模（単位 cm）			備考
			上部縁径	底面径	深さ	
1	楕円形	E II	80以上×約110	70以上×約70	62	縄文土器片若片（時期不明）
2	略円形	D	104	70×77	86	縄文土器片若片（〃　〃）
3	略円形	D	108×90	64×62	96	溝状遺構と重複、縄文土器片若干(時期不明)
4	円形	B	234×220	193×176	29	縄文土器片（中期）
5	楕円形	E I	158×115	100×56	60	縄文土器片（前期）
6	略円形	D	100×78	77×60	60	縄文土器片（中期）
7	円形	D	108	55×54	98	縄文土器片若干（中期）
8	長方形	—	166×104	153×94	10	土師器若干(時期不明)、底面に浅いピット 3
9	方形？	—	110×104	94×88	12	遺物なし、土坑でない可能性あり
10	不整楕円形	—	約155×90	—	36	遺物なし、ピットの複合か
11	円形	—	80×65	—	7	土師器若干（中世？）柱穴か
12	楕円形	A I	280×160	168×130	30	縄文土器片（中期）
13	略円形	D	116×100	80×50	108	縄文土器片（中期）
14	不整形	—	—	—	—	ピットの複合か
15	方形	F	116×110	90×88	152	縄文土器片（前・中期）中世大溝と重複
16	略円形	D	120×112	94×87	20	縄文土器片若干（時期不明）
17	方形	F	126×107	90×57	78	縄文土器片若干（時期不明）
18	方形	F	115×112	72×57	80	縄文土器片若干（時期不明）
19	略円形	D	96×87	40×30	84	縄文土器片若干（時期不明）
20	楕円形	A I	294×166	260×140	36	縄文土器片（中期）
21	略円形	D	120×116	50×44	48	縄文土器片若干（中期）
22	長方形	H	128×60	100×32	70	縄文土器片若干(時期不明)、浅い掘り込みを上縁にもつ、若干の骨片を検出
23	長方形	H	154×88	104×48	58	縄文土器片（前期）、若干の骨片を検出
24	円形	C	142×130	68×62	100	縄文土器片（前期･後期）、上縁に浅い掘り込みをもつ可能性あり
25	楕円形	E I	130×約100	50×98	48	縄文土器片(中期)、上縁に浅い掘り込みをもつ可能性あり
26	円形	D	105×100	50×42	100	縄文土器片若干(時期不明)、上縁に不整形な浅い掘り込みをもつ
27	方形	F	104×100	82×76	52	縄文土器片（中期）
28-1	円形	C	150×約140	60	176	縄文土器片（中期）28－2 号と重複
28-2	長方形	H	86以上×64	80以上×44	64	縄文土器片若干（時期不明）、28-1号と重複
29	長方形	H	132×60	110×32	52	縄文土器片（中期）
30	略円形	B	200×166	130×91	57	縄文土器片（中期）
31	楕円形	—	288×90	—	33	遺物なし、底面不整形、小土坑もしくはピットの重複か
32	略円形	D	118×93	78×60	50	縄文土器片（前・中期）、若干の骨片を検出
33	長方形	H	115×65	96×35	76	縄文土器片（中期）
34	楕円形	E II	142×92	97×40	80	縄文土器片（前期）
35	方形	F	116×103	84×58	70	縄文土器片（前期）
36	長方形	G	300×120	198×44	56	縄文土器片若干（時期不明）
37	楕円形	A II	200×83	155×30	32	縄文土器片若干（時期不明）
38	楕円形	E	112×84	74×36	80	縄文土器片若干（時期不明）
39	楕円形	C	180×155	68	91	縄文土器片若干(前期)、南側二段掘り円形プランが本体か

土坑番号	形態	分類	規模（単位 cm）			備考
			上部縁径	底面径	深さ	
40	円形	C	200×113以上	110×78以上	60	縄文土器片若干（時期不明）
41	略円形	D	103×100	45×36	125	縄文土器片（中期）
42	楕円形	A II	245×100	112×72	30	
43	略円形	D	110以上×88	54×52	88	縄文土器片若干(時期不明)、上縁部は楕円形
44	略円形	D	150×100	52×48	60	
45	略円形	D	128×85	82×54	76	
46	楕円形	E	110×80	80×40	80	底面形は長方形に近い
47	略円形	D	103×81	64×48	60	
48	楕円形	A II	228×103	179×47	51	
49	長方形	H	198×103	146×47	64	縄文土器片（中期)、底面形は長方形に近い
50	長方形	H	132×63	92×38	44	
51	長方形	H	130×66	88×36	48	
52	長方形	H	108×70	82×34	68	
53	長方形	H	122×70	96×30	83	
54	長方形	H	104×64	93×51	80	
55	略円形	D	122×103	74×56	45	
56	楕円形	E II	138×85	102×48	70	
57	楕円形	E	224×83	100×36	96	二段掘り、二基の土坑が重複したものか
58	楕円形	E II	150×88	94×50	62	
59	略円形	D	124×103	76×58	133	
60	方形	F	105×86	86×60	40以上	底部未掘
61	略円形	D	93×80	80×60	10	縄文土器片(時期不明)、削平された土坑の残欠か
62	略円形	D	110×98	78×56	93	
63	楕円形	E	122×90	92×66	15	
64	楕円形	E	132×90	112×73	13	

(3) 縄文時代の遺物

縄文土器

本遺跡からは、破片総数約 1,100 点の縄文土器が出土している。縄文中期の土器が大半を占め、数点の縄文後期土器を除いて残りは縄文前期土器が占める。いずれも小片が多く、ここでは文様の判読が可能なもの 162 点を抽出して報告する。土器は次の 11 群に大別される。

第 1 群土器　口縁部に爪形文を施す北白川下層 I 式土器に類似する土器

第 2 群土器　口縁部に口辺と平行する数条の隆起線文を施す蜆ケ森式土器

第 3 群土器　結節浮線文や結節沈線文を特徴とする福浦上層式土器

第 4 群土器　諸磯 B 式土器に類似する土器

第 5 群土器　縄文を主体とする縄文前期の土器

第 6 群土器　口縁部に細半隆起線文を施す土器

第 7 群土器　胴部に B 字状文を施す土器

第 8 群土器　口縁部に三角形の削り取りを施す土器

第 9 群土器　口縁部に突起や突帯を施す土器

（第 6 群土器～第 9 群土器：新保式土器）

第10群土器　縄文中期中葉の土器

第11群土器　縄文後期中葉の土器

時期について、第１群土器は縄文前期中葉、第２～４群土器は後葉、第６～９群土器は縄文中期初頭に位置する。

第１群土器（第８図１～32、図版14）

爪形文を主文様とする土器で、北白川下層Ｉ式に併行するものと思われる。しかし本群土器を福井県・鳥浜貝塚[1]の土器と比較した場合、焼成は悪く、器厚も7mm前後と厚手である。また２枚貝による条痕調整を施されたものもまったく認められない。おそらく北白川下層Ｉ式土器を真似て作られた土器（コピー）であると思われる。本群土器はその文様から次の７類に分類される。

Ａ類（１～７）半截竹管によるＤ字形爪形文を施す類で、口唇部には必ず刻み目を有する。施文に際しては、竹管外側を器面に対して鋭角気味に刺突する。竹管の幅（半截竹管の最大弦長）は、約5mm（１・２・６）、約8mm（３・６）、約10mm（４・５）に分類される。２は口唇外面に施文具が半分程かかるように逆時計廻りでＤ字形爪形文を施文後、口唇外端面に先のＤ字形文に接するようにしてＤ字形爪形文を時計廻りに施文する。色調[2]は外面が黒褐色、内面が灰褐色を呈す。６・７の爪形文は押し引き気味に施文される。

Ｂ類（８）貝殻腹縁でＤ字形爪形文風に施文する類で、口唇部に刻み目を有する。焼成は比較的良好で、橙色の色調を呈する。胎土には石英粒を多量に含む。

Ｃ類（９）口縁に幅約6mmの半截竹管２本を連結させてＣ字形爪形文風に施文する類。胴部にはRLの縄文が施文される。焼成は比較的良好で、にぶい褐色の色調を呈す。

Ｄ類（10～28）ヘラ状工具を用いてＣ字形爪形文風に施文する類で、施文具の幅は6～8mmが大半を占めるが、11mm（11・18・23）、14mm（28）のものも認められる。また口唇部には、刻み目を施すもの（11・14）と施さないもの（10・12・13）の両方が認められる。26は褐灰色の色調を呈し、爪形文の間隔はかなり狭い。本類土器の胎土には石英粒と雲母片が顕著に認められる。

Ｅ類（29・30）幅約9mmのヘラ状工具で直線的な刺突文を施す類で、施文具は器面のかなり深くまで刺突される。色調はにぶい橙色を呈す。

Ｆ類（31）直径約4mmの棒状工具を斜方向より刺突し、Ｄ字形爪形文風に施文する。色調は外面がにぶい橙色、内面が黒褐色を呈す。

Ｇ類（32）LRの縄文地上に直径約5mmの円形竹管を斜方向より刺突し、Ｄ字形爪形文風に施文する。色調は外面が灰黄褐色、内面が褐色を呈す。焼成は悪く、器面がかなり摩滅している。胎土には石英粒を多く含む。

第２群土器（第８図33　図版14）

口縁部に口辺と平行する数条の隆起線文を施す蜆ケ森式土器である。33は口縁がゆるく外反する波状口縁の深鉢で、波頂部に小突起を有する。蜆ケ森式は、粘土紐を貼り付けるもの（蜆ケ森Ｉ式）からつまみ出しや削り出しによる微隆起線文を施すもの（蜆ケ森式II式）へと発展する[3]。33は蜆ケ森II式に属する。

第3群土器（第8図34～44　図版14）

結節浮線文、結節沈線文、半隆起線文を特徴とする福浦上層式土器である。文様のモチーフはそれまでの直線的なもの以外に曲線的なものがみられるようになる。本遺跡では結節浮線文を施す類（A類）、結節沈線文を施す類（B類）しかみられない。

A類（34～40）粘土紐を器面に貼り付け、その上を半截竹管内側で押し引きするいわゆる結節浮線文を施す類で、文様構成や施文手法などにかなりのバラエティーをもつ。縄文地上に結節浮線文を施すのは36のみで、他は無文地上に施文する。34は口縁を内側に折り返し、内面を肥厚させる波状口縁の土器で、波頂部内面に隆起線文を弧状に施す。結節はあまく一部欠落している。色調は外面が灰褐色、内面が黒褐色を呈す。37は口縁をくの字状に内屈させた波状口縁の土器で、結節は緻密である。39も波状口縁をなしV字状に結節浮線文を施すもので、空白部は三角形に削り取られている。40は一見結節沈線文風であるが、かなり力を加えて押し引きした間隔の広い結節浮線文である。

B類（41～43）半截竹管内側で器面に直接押し引きするいわゆる結節沈線文を施す類であるが、41～43ともに施文する際の力が弱いため結節はかなりあまいものになっている。42は口縁がくの字状に内屈し、口唇部に刻み目を有する波状口縁の土器である。焼成は良好で、黒褐色の色調を呈す。

C類（44・45）時期不明の土器であるが、その施文手法から便宜的に本類に含めた。44は半截竹管外側を器面に対して鋭角に押し引きしたと思われる土器で、灰褐色の色調を呈す。45は粘土紐を諸磯a式土器の肋骨文風に貼り付け、その上を棒状工具で押圧する。色調は外面が灰黄褐色、内面がにぶい橙色を呈す。

第4群土器（第8図46～49　図版14）

諸磯b式土器に類似する土器で、浮線文を施す類（A類）と平行沈線文を施す類（B類）に分類される。

A類（46・47）口縁がゆるく内湾するキャリパー形の深鉢で、口縁部には曲線的な浮線文を施す。46・47ともににぶい橙色の色調を呈す。本類は諸磯b式の中段階頃に比定される[4]。

B類（48～50）いずれも小片であるため器形や文様構成などについては不明であるが、幅約4mmの平行沈線文が施文される。48は外面が淡黄色、内面が黄灰色、49･50は外面が暗褐色、内面が黒褐色の色調を呈す。本類は諸磯b式の新段階頃に比定される。

第5群土器（第8図51～55、59・60　図版14）

縄文を主文様とする土器群。第1～4群土器が胴部に羽状縄文を施していることから、口縁部で判断して本群土器を抽出した。本群は口縁の形態、文様等から次の2類に分類される。

A類（51･52）口唇内部を指で押さえ、外部を先の丸い棒状工具で押圧する。51はRLの縄文を施す土器で、色調は外面がにぶい褐色、内面がにぶい橙色を呈す。52は無文であるが、51と同様に口唇部を押圧することから本類に含めた。

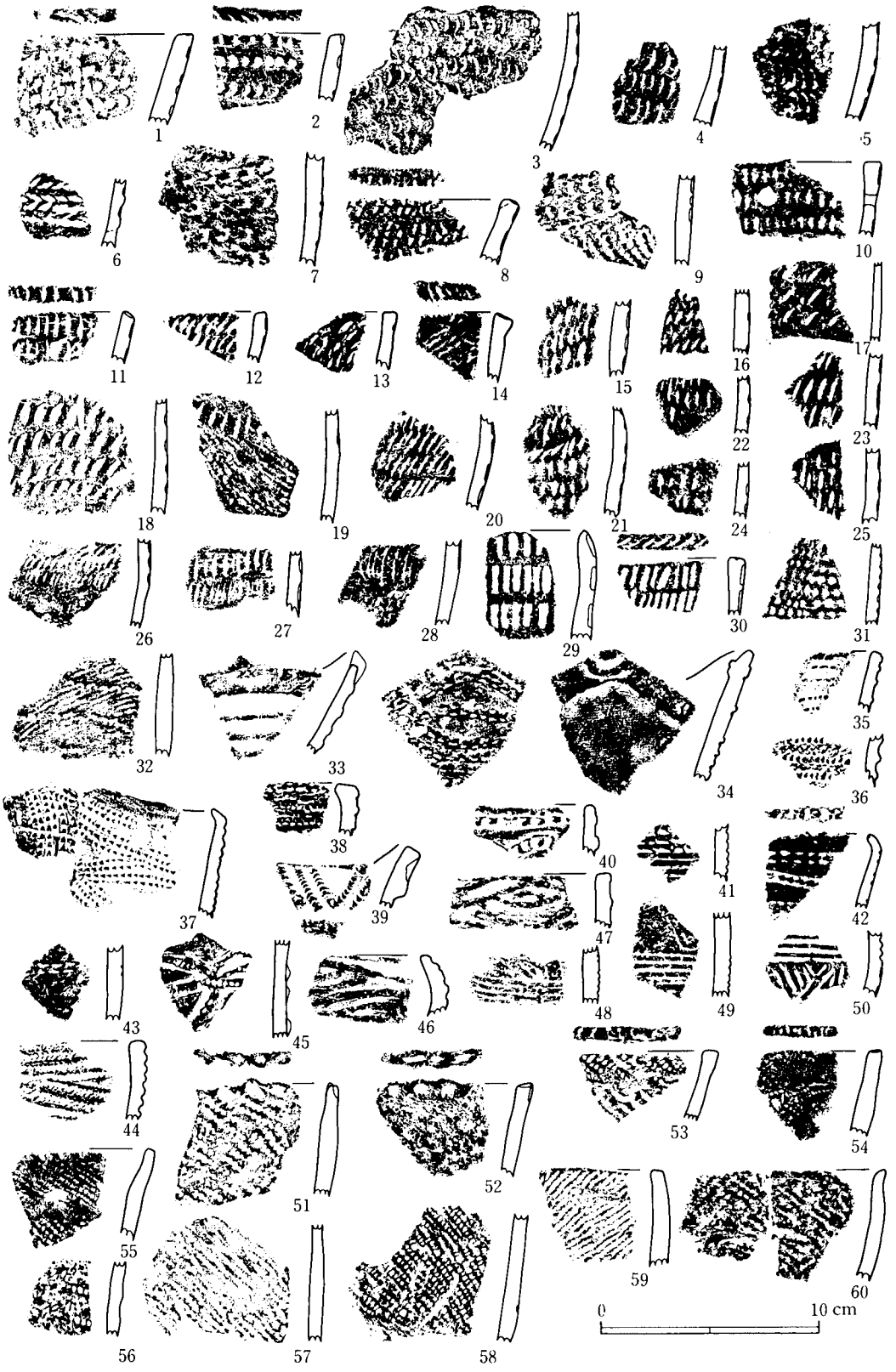

第 8 図　寺家オオバタケ地区縄文前期土器拓影・実測図

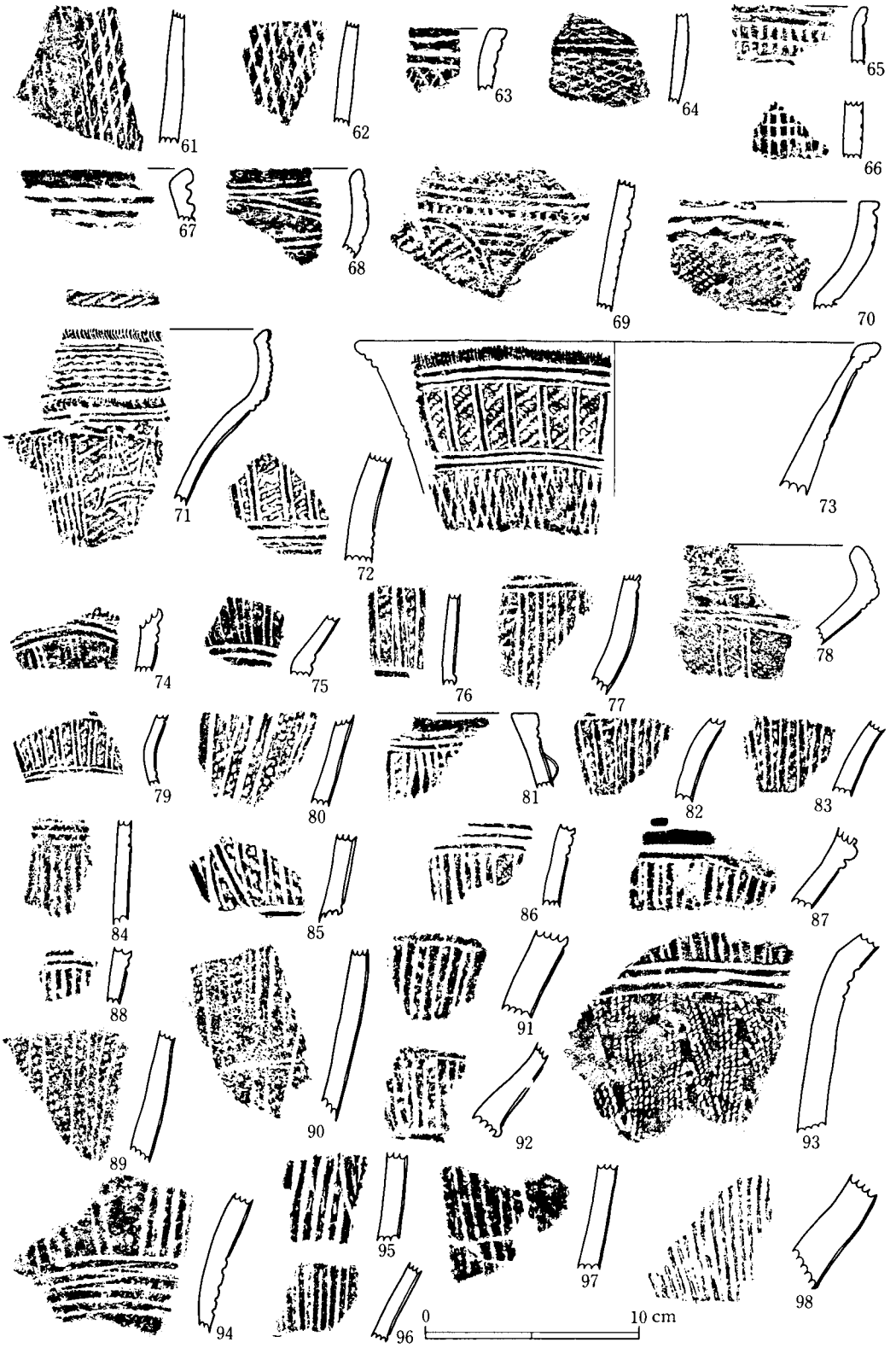

第 9 図　寺家オオバタケ地区縄文中期土器拓影・実測図

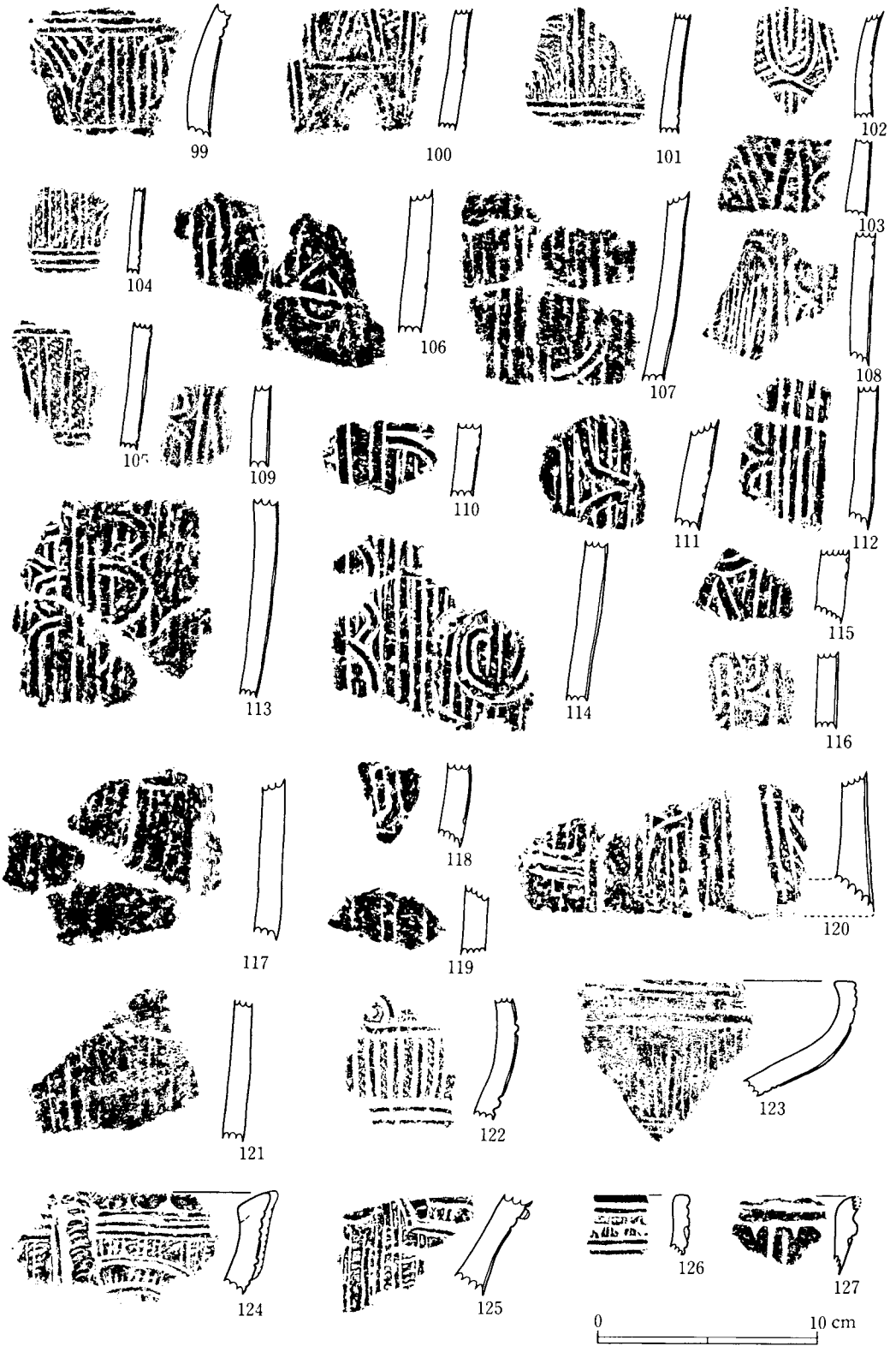

第10図　寺家オオハタケ地区縄文中期土器拓影・実測図

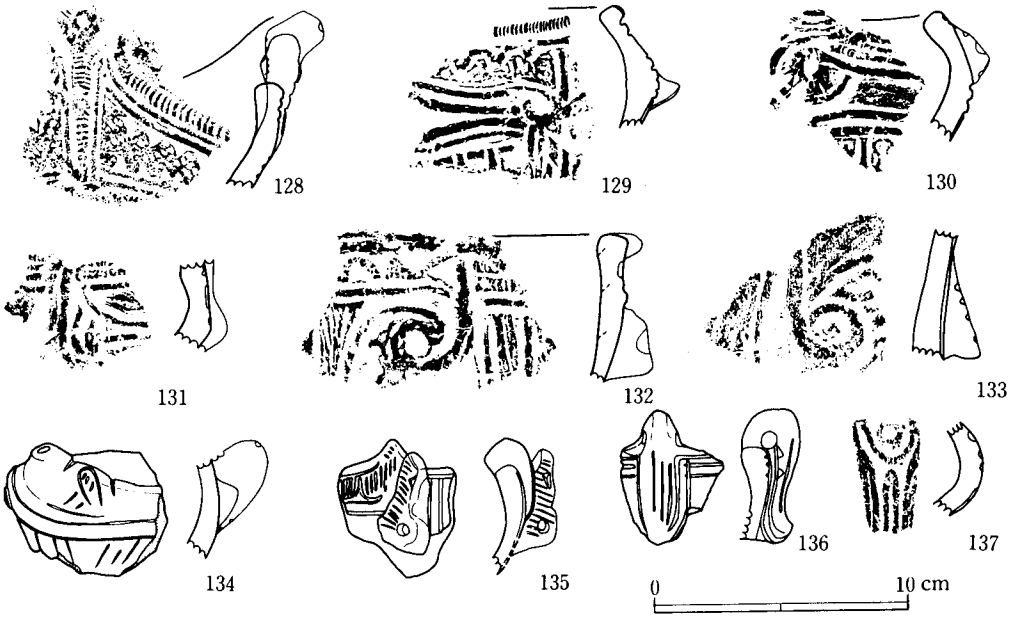

第 11 図　寺家オオバタケ地区縄文中期土器拓影・実測図

遺構名	遺物番号
4 号土坑	61・74・79・81～84・104・128・129・135・144・148・152
5 号土坑	33・34・42・47
6 号土坑	85
7 号土坑	126・128
12 号土坑	73
13 号土坑	155
14 号土坑	32
15 号土坑	41・64・88・139
20 号土坑	86・87・108・116
23 号土坑	7・9・21・52・56
24 号土坑	1・2・17・19・20・25・55・57・58・160

遺構名	遺物番号
25 号土坑	72
27 号土坑	77・102・142
28 号土坑	80・90
29 号土坑	12・15・16・38・43・51・66
30 号土坑	106・110・111・117～120・151
32 号土坑	37・67
33 号土坑	143・146
34 号土坑	18
35 号土坑	44・49
41 号土坑	14・26
49 号土坑	59・71・69・109
不明土坑	35・46

第 2 表　土坑・出土遺物対応表

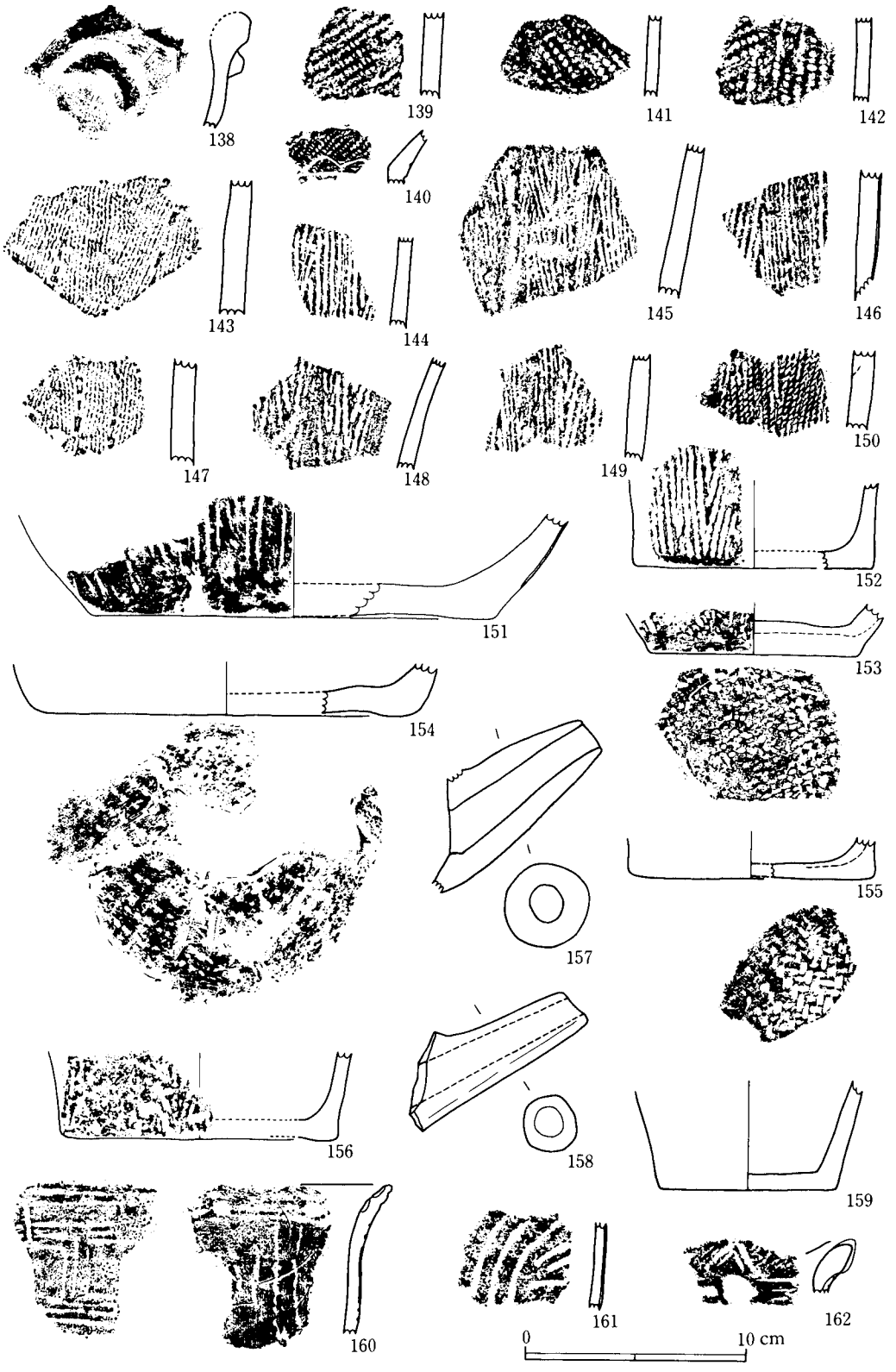

第 12 図　寺家オオバタケ地区縄文中期土器・底部・縄文後期土器拓影・実測図

B類（53･54）口唇部に半截竹管により刻み目を施す類である。53はRLの縄文施文後、口辺下約8～17mmの範囲を指でなでている。色調は外面が灰黄褐色、内面がにぶい橙色を呈す。54は器面にLRの原体を押圧する。色調は外面がにぶい橙色、内面がにぶい黄橙色を呈す。胎土には石英粒、金雲母片を混入する。

C類（55・59・60）A・B類に含まれないものを一括して本類とした。

第6群土器（第9図61～105　図版15）

口縁部に細半隆起線文を施す中期初頭の新保式土器である。前期の土器（第1～5群土器）に比べて厚手となり、器形もそれまでの単純な深鉢以外にキャリパー形の深鉢もみられるようになる。また胴部には木目状撚糸文が施される。本群土器は、格子目文を施す類(A類)、横位方向に細半隆起線文を施す類（B類)、縦位方向に細半隆起線文を施す類（C類)、逆V字状、U字状に細半隆起縄文を施す類（D類）の4類に分類される。しかしこの分類は小片が多いことによるためで、新保式土器は実際にはこれらの施文手法を併用する。

A類（61～66）口縁部に格子目文を施す類で、さらに網目状撚糸文を施すA_1類（61・62)、斜格子目文を施すA_2類（63・64)、正格子目文を施すA_3類（65・66）に細分される。61・62は同一個体と思われる土器で、RLを右巻き、左巻きした施文具で縦位方向に施文する。A_2・A_3類は横位方向の細半隆起線文を併用する。63は半截竹管による右下りの平行沈線文を施した後、ヘラ状工具で左下りの平行沈線文を施している。64は器面がかなり摩滅しているため施文手法の詳細は不明であるが、半截竹管による横位方向の平行沈線文帯の上に同一施文具による弱い押し引き文を施している。65は厚いヘラ状工具で縦位方向に平行沈線文を位した後、薄いヘラ状工具で横位方向に平行沈線文を施す。66は同一のヘラ状工具で縦位・横位の順で施文するが、縦位方向の沈線は右斜方向より施文される。色調は61・62・64が暗褐色、他はにぶい橙色を呈す。

B類（67～71）横位方向に細半隆起線文を施す類で、キャリパー形の口縁をなす。69はV字状文を施す。浅黄橙色の色調を呈し、胎土には石英粒を多く含む。70はLRの縄文地上に上下2段の山形文を施す。上段は右下りのものを施文後、右上りのものを施し、下段はその逆となる。焼成は良好で、にぶい橙色の色調を呈す。71は横位方向の細半隆起文帯の下にC類とした縦位方向の細半隆起線文帯をもつ。

C類（72～98）縦位方向の細半隆起線文を施す類で、71・73・78のように横位方向の細半隆起線文や網目状撚系文などとともに文様を構成する。本類は細半隆起線文の間隔により次の3類に細分される。C_1類（72～74）は間隔の広いもので、必ず縄文地上に施文される。73は口縁の外反する単純な深鉢で、口唇部を内側に折り返す。口辺には爪形文帯を施し、胴部付近には網目状撚糸文を施文する。C_2類（75～97）は間隔が狭くなるもので、本群土器の大半を占める。器面の摩滅が著しく判別の困難なものもあるが、C_1類と同様にすべて縄文地上に施文されるものと思われる。81はキャリパー形の口縁をなす。また94は胴部に木目状撚糸文を有する。C_3類（98）は間隔の極端に狭くなるもので、一見中世の越前焼の擂鉢を思わせるような土器である。

D類(99～105)逆V字状やU字状の細半隆起線文を施す類。99は逆V字状文とU字状文を横に、

100は逆V字状文と逆U字状文を縦にそれぞれ並べて施文している。これらのことからこれら2つの文様を組み合せて一つの文様帯を構成することが窺えよう。

第7群土器（第10図106～121　図版16）胴部にB字状文を施す土器で新保式土器に含められるが、器厚の肥大化や隆起線文などの大形化などプライマリーな新保式（第6群土器）より新しい様相を呈する。U―27グリッド30号土坑より同一個体と思われる土器が出土している（106・110・111・117～120）。焼成は堅致でにぶい橙色の色調を呈す。

第8群土器（第10図122～127　第11図128　図版16）口縁部に三角形の削り取りを行ない文様帯を構成する土器で、7群と同様に新保式の新しい時期に含まれる。この三角形の削り取りは、福浦上層式にみられる三角形印刻文や鋸歯状印刻文の流れを組むもので、新保式に後続する新崎式の蓮華文へつながるものと思われる。三角形の削り取りは、必ず横位方向の半隆起線文帯にはさまれた幅0.6～3cm程の部分に施文される。本群は次の4類に分類される。

A類（122・126）縦位方向に平行沈線文を施文し、文様帯の中央付近で三角形の削り取りを行なう類。126は焼成堅致で褐灰色の色調を呈す。また122には渦巻文が施文されている。

B類（123）上下から三角形の削り取りによる六角文を作り出して文様帯を構成する類で、六角文の中心部には刺突痕が認められる。色調は外面が浅黄橙色、内面は灰白色を呈す。胎土には石英粒が多量に含まれる。

C類（124・125）口辺付近に三角形印刻文を施して半円形状の文様を作り出し、文様帯を構成する類。124はにぶい橙色を呈し、爪形文を押した隆起線文を施している。なお125については124の同一個体と思われるため本類に含めた。

D類（127）文様帯の上部しか残存しないため全体については不明であるが、上部に三角形の削り取りを行なって蓮華状文のような文様を施す類。焼成は良好で、にぶい橙色の色調を呈す。

E類（128）鋸歯状印刻文を施す類。128は波状口縁をなし、頂部に円形の突起をもつ。この突起より下降する半隆起線文、口辺の半隆起線文および波頂部内面には爪形文が施文される。

第9群土器（第11図129～137　図版16）

口縁部に突起、突帯文を施す土器をまとめた。本群も先の第7・8群土器と同時期のものと思われる。本群は次の3類に分類される。

A類（129・130）口縁部に渦巻状の突帯を横位方向に施す類。いずれもキャリパー形の口縁をなし、爪形文を施した細半隆起線文がみられる。129は外面が暗褐色、内面がにぶい橙色の色調を呈し、口縁部に蓮華文状の文様を施す。

B類（132・133）口縁部に渦巻状の突帯を縦位方向に施す類。134は口唇部に小突起を施し、その部分の口唇部内側をするどく削り取っている。また小突起と突帯の間には三角形の削り取りが行われている。焼成は比較的良好で、にぶい橙色の色調を呈す。

C類（131・134～137）その他の突起、突帯を施す類。

第10群土器（第12図138　図版16）渦巻文を施す黒褐色の土器である。1点のみの出土で、器形は波状口縁の浅鉢である。本群は古府式に比定される。

第11群土器（第12図157・158・160～162　図版17）本遺跡からは注口土器を含め後期中葉と思われる土器が5点出土している。160は平行沈線文で工字状の文様を施す薄手の土器で、黒褐色の色調を呈す。内面にも平行沈線文が施され、口辺付近に2個の円文が施される。161は円形に平行沈線文が施される薄手の土器で、外面が浅黄橙色、内面が黒褐色の色調を呈す。162は口縁部に縄文施文後、口辺下1cmの部分をなでて消し、先の丸い棒状工具で押圧して円文を施す。この円文の上には逆V字状の文様が印刻される。波状口縁をなし、にぶい橙色の色調を呈す。また157・158は注口土器の注口部である。

底部（第12図151～156・159　図版17）直径を復原し得る土器底部はわずか7点にすぎず、いずれも中期に位置するものと思われる。直径17～18cmの大型品（151・154）と8～12.5cmの小型品（152・153・155・156・159）に分類される。このうち153～155は底部に圧痕が認められる。154は簾状圧痕で、にぶい橙色の色調を呈し、石英粒を非常に多く含む。153・155は網代圧痕で、153は1本越え、1本潜り、1本送り、155は2本越え、2本潜り、1本送りで編まれた網代が用いられている。色調はいずれもにぶい赤褐色を呈し、粗粒を多く含む。なお151はU—27グリッド30号土坑出土土器（106・110・111・117～120—第7群土器）の底部である。

註

(1) 福井県教育委員会『鳥浜貝塚』1979, 1981

(2) 色調については農林省農林水産技術会議事務局監修の『新版　標準土色帖』（1970）に従った。

(3) 越坂一也「北陸における縄文時代前期中・後葉土器の編年について」『北陸の考古学』石川考古学研究会々誌第26号　1983

(4) 近年、鈴木徳雄、鈴木敏昭、今村啓爾氏らにより諸磯b式の型式細分が試みられている。
鈴木徳雄「縄文土器について」『白石城』埼玉県遺跡調査会報告書第36集　1979
鈴木敏昭「諸磯b式土器の構造とその変遷（再考）」土曜考古第2号　1980
今村啓爾「諸磯式土器」『縄文文化の研究』3　雄山閣　1982

石　器

石器は磨製石斧6点、打製石斧1点、石匙3点、削器2点、円盤状石器1点、礫石錘30点、敲打石錘1点、敲石2点、磨石3点、石鏃4点、管玉1点が出土している。包含層などからの出土が圧倒的で遺構に伴なう石器は少ない。個別石器の計測値は第3表にまとめて掲げた。

磨製石斧（第13図1～6）完形の1・2を除いて他は一部を欠失している。蛇紋岩や流紋岩などの石材を利用する。2は刃の一部に使用痕があり、片面には細かい擦痕があって研いだ痕とみられる。6は両側面に敲打による調整痕をとどめ、両面の中央部のみを研いでいる。刃の先端部を欠失していることから、利用されたと思われるが磨製石斧製作の一過程を知り得る好資料である。

打製石斧（第13図7）扉平な礫の周囲に加工を加えた小形の打製石斧である。両面中央部は自然面である。

石匙（第13図8～10）3点の出土をみたがいずれも完形である。8は薄い石材を加工しており両面に自然面が残っている。刃部の調整は片面のみにみられる。8と9は同種の石を用いている。10は赤味を帯びたチャート質の剥片を利用し、やはり片面にのみ調整を加えて刃を作っている。

削器（第13図11・12）削器としたが石匙と似た目的で使用された石器であろう。ただ2点とも調整が荒く、未製品の可能性もある。

円盤状石器（第13図13）花崗岩質の礫の周囲に打撃を加えている。礫石錘と似るがその点から円盤状石器として区別した。その意味では第　図32もこれに類するものかも知れない。

礫石錘（第13図・第14図13～43）30個の多きを数える。寺家の周辺で採集される数種類の円礫を利用している。礫の大きさや石質によってその重量が変化してくるが、完形品でその分布をみてみると、20g代1点、30g代2点、40g代2点、50g代2点、60g代1点、70g代2点、80g代2点、100g代1点、110g代3点、130g代3点、140g代2点、150g代1点、160g代2点、170g代1点、180g代1点、220g代1点、320g代1点となって比較的分散して分布するようである。

敲打石錘（第15図44）もと楕円形の礫を利用してほぼ全面に敲打を加えて作っている。央央よりやや片寄った位置に幅3.7cm、深さ1cm程度の凹みをめぐらす。この凹みの敲打は細かく丁寧である。全体の⅓程度が縦に割れて失なっている。この種の石器を独鈷石などの呪術具と見る見方もあるが、本稿では石錘の一種として扱った。

敲石（第15図45・46）3点の敲石が出土したが、形態は異なる。円形の45は花崗岩で中央部に浅い凹みがある。46は長円形を呈し両面に2個ずつの凹みが見られ、片側面に面取りがなされている。図示した他にも1点の敲石が出土している。

磨石（第15図47～49）5点の磨石が出土しているがその中で3点を図示した。いずれも円ないしは楕円形の石を利用し、両面を使用している。48の側面には46と同様な面取りがされている。

軽石（第15図50）特に加工の痕跡が見られる訳ではないが、図示したような軽石が3点、3基の土坑（20・35・38号）から1点ずつ出土している。

石鏃（第16図51～54）4点の無茎石鏃が出土している。形態から分類すれば51が円基鏃、52が平基鏃、53・54が凹基鏃の部類に入る。

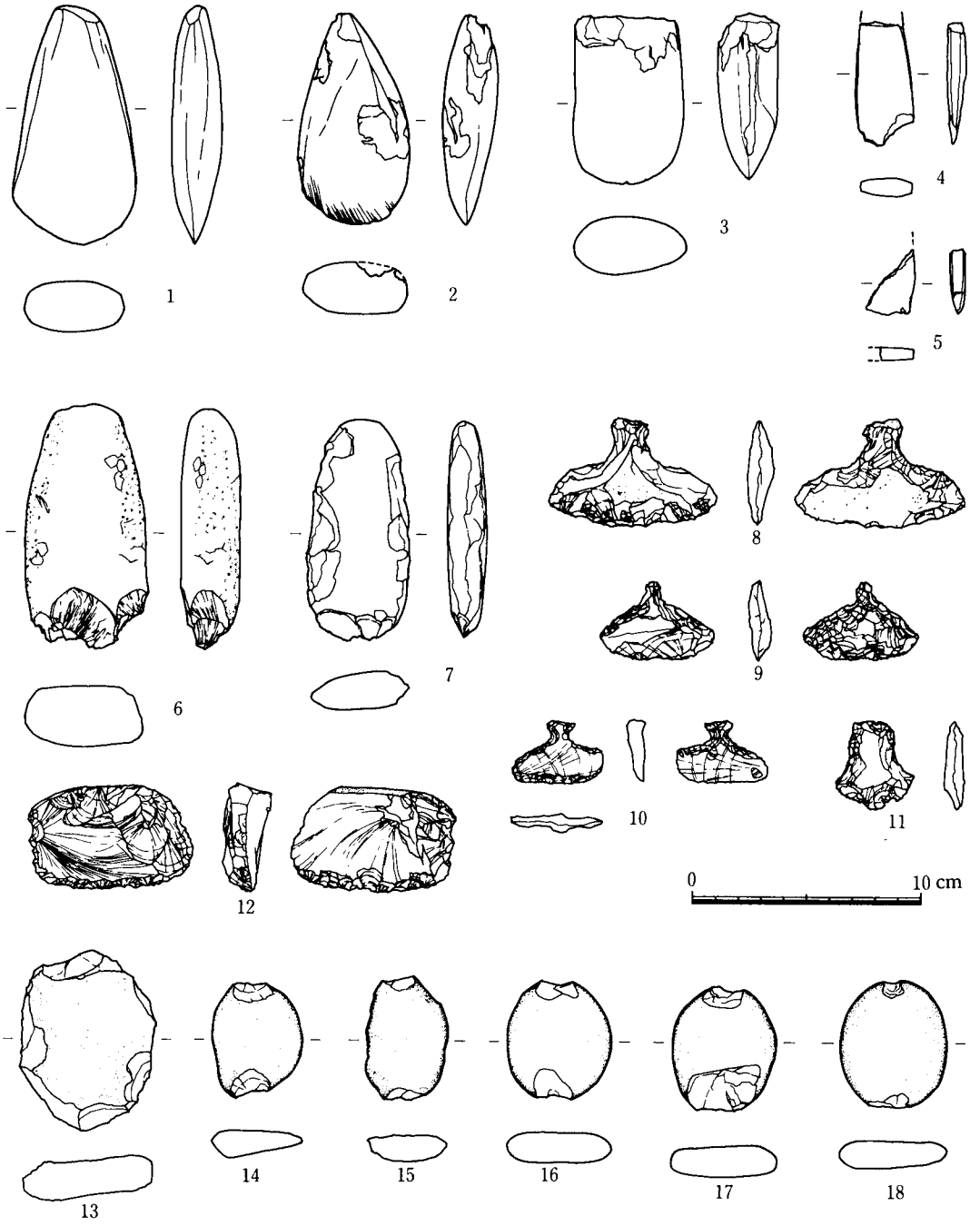

第13図　寺家オオバタケ地区石器実測図(1)

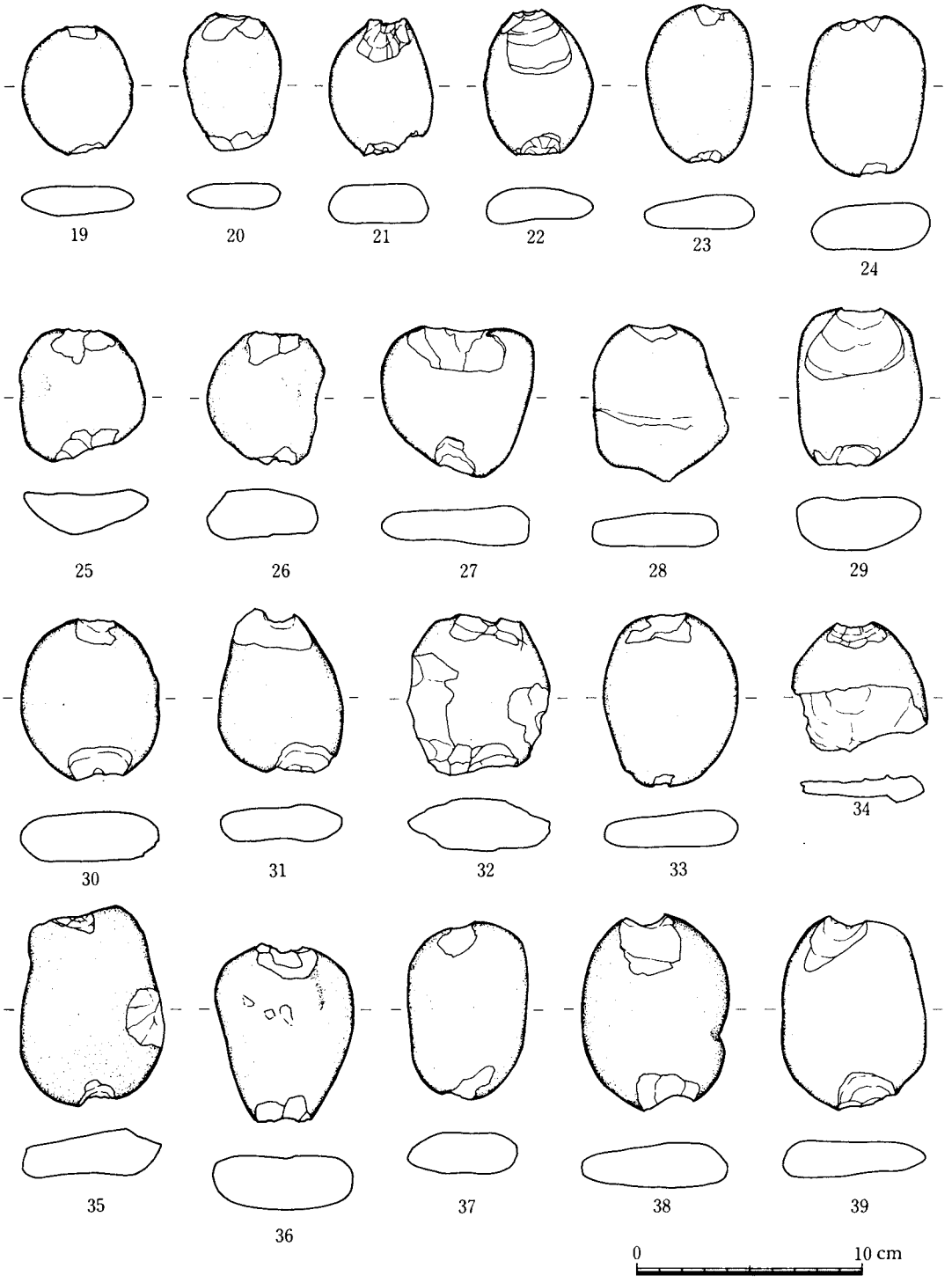

第 14 図　寺家オオバタケ地区石器実測図(2)

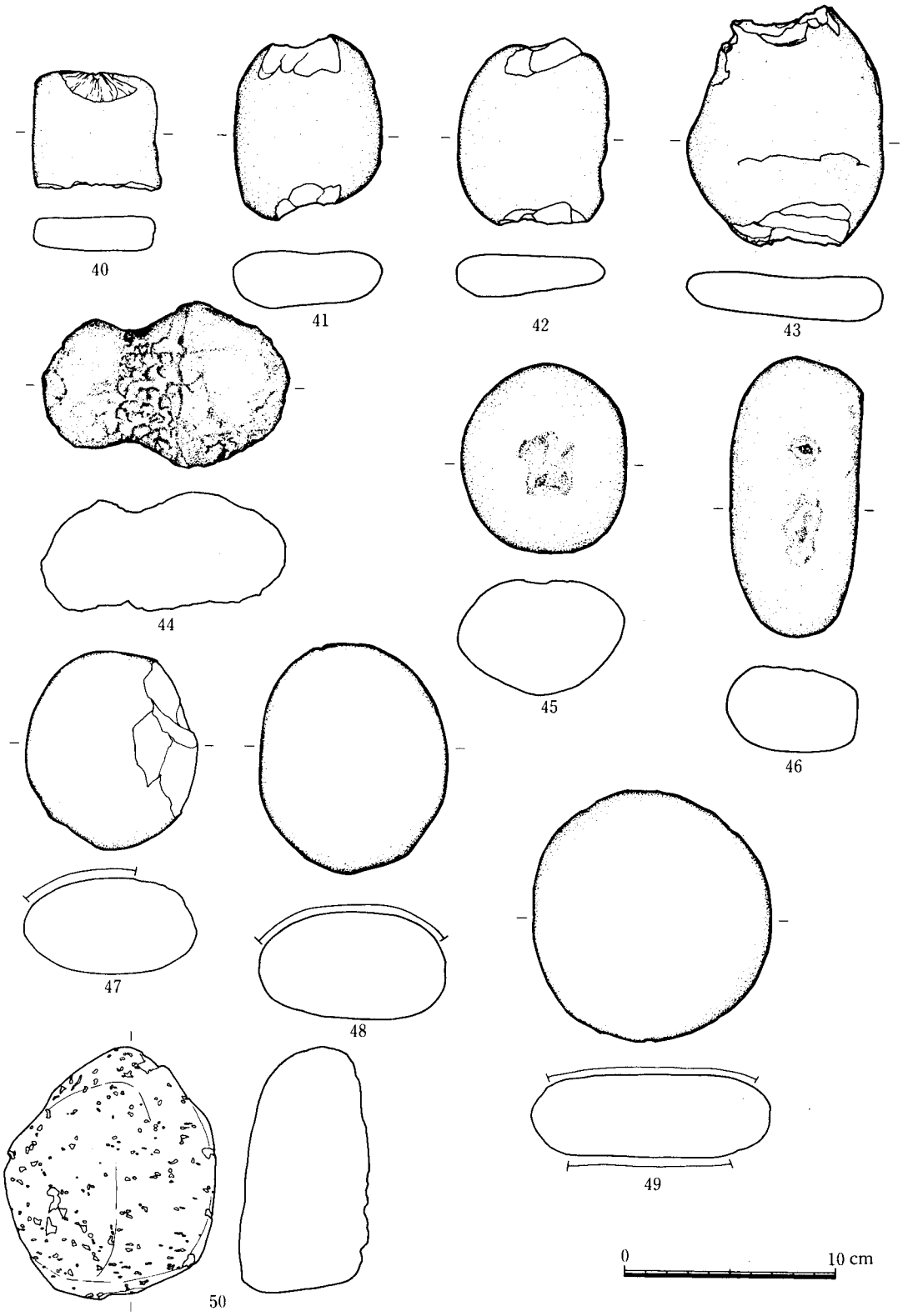

第 15 図　寺家オオバタケ地区石器実測図(4)

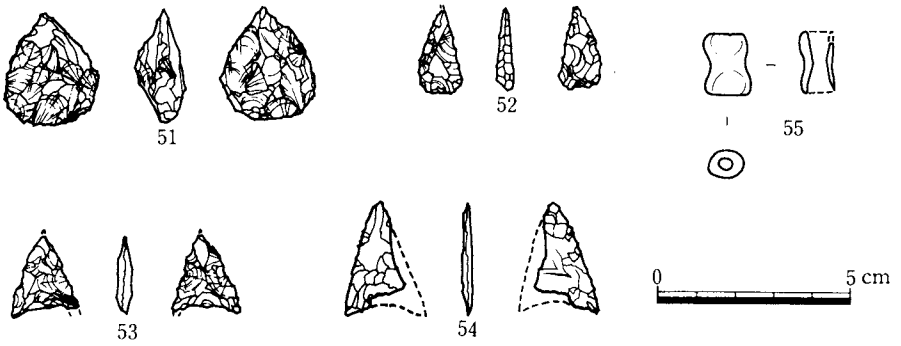

第 16 図　寺家オオバタケ地区石器実測図(4)

管玉（第16図55）瓢箪のように中央がくびれた管玉が1点出土した。茶褐色をした軟質のロウ石を加工したものと思われる。全長 17mm の小さな玉で、長径 12mm、短径 9mm のややつぶれた形を呈する。穴は両側から穿孔されており、直径 7mm を測る。

第 3 表　寺家オオバタケ地区出土石器一覧表

番号	種　　類	長　さ	幅	厚　さ (mm)	重　量 (g)	備　　考
1	磨製石斧	105	54	22	160.8	
2	〃	93	50	25	138.1	包含層
3	〃	73	48	26	159.2	〃
4	〃	55	25	8	16.9	中世大溝出土
5	〃	24	20	5	4.5	
6	〃	107	52	26	242.9	24号土坑出土
7	打製石斧	96	43	17	116.2	包含層
8	石　　匙	48	75	12	26.5	
9	〃	34	50	12	11.5	
10	〃	26	39	7	5.1	
11	削　　器	39	34	9	10.9	1号土坑出土
12	〃	72	45	20	52.5	38号土坑出土
13	円盤状石器	79	59	20	139.0	
14	礫　石　錘	50	40	13	29.5	包含層
15	〃	53	35	11	30.6	〃
16	〃	53	46	15	46.5	13号土坑出土
17	〃	65	40	14	48.7	包含層
18	〃	56	46	12	54.6	〃
19	〃	57	50	13	57.0	〃
20	〃	62	41	12	39.6	Pit 出土
21	〃	61	46	18	73.6	包含層
22	〃	65	48	16	73.0	45号土坑出土
23	〃	71	48	16	81.0	Pit 出土
24	〃	72	53	22	141.6	包含層
25	〃	60	55	19	88.6	23号土坑出土
26	〃	58	46	27	116.2	包含層
27	〃	68	69	17	116.5	〃
28	〃	70	60	15	65.8	〃
29	〃	71	55	24	134.6	中世大溝出土
30	〃	73	62	22	163.6	〃
31	〃	74	56	16	101.6	包含層

番号	種　　類	長　さ	幅	厚　さ (mm)	重　量 (g)	備　　考
32	礫　石　錘	73	64	23	144.5	中世大溝出土
33	〃	77	60	16	115.0	〃
34	〃	58	55	12	55.0	包含層
35	〃	90	62	22	187.5	〃
36	〃	80	63	25	168.5	中世大溝出土
37	〃	80	54	19	135.0	〃
38	〃	88	65	20.5	151.5	溝３出土
39	〃	87	63	17	134.5	包含層
40	〃	56	58	16	94.0	〃
41	〃	88	70	27	224.0	中世大溝出土
42	〃	89	71	20	179.0	包含層
43	〃	115	93	19	320.1	中世大溝出土
44	敲打石錘	115	79	57	648.0	包含層
45	敲　　石	90	79	52	517.5	〃
46	〃	133	62	40	520.0	〃
	〃	80	107	56	782.0	中世大溝出土（半欠）
47	磨　　石	94	81	46	535.6	
48	〃	109	90	51	736.5	包含層（半欠）
49	〃	119	113	40	926.0	〃
	〃	94	77	53	576.0	〃
	〃	100	74	54	592.4	
50	軽　　石	122	100	63	123.0	38号土坑出土
51	石　　鏃	30	35	13	8.6	
52	〃	22	11	4	0.6	
53	〃	21	18	4	1.0	
54	〃	29	16	3	0.8	包含層
55	管　　玉	17	12	9	2.3	〃

(4)　平安時代の竪穴状遺構（第17図・図版８・９）

調査区のほぼ中央で検出した方形の遺構である。発掘時には高調査員も竪穴住居跡と考え、湯尻も同意見であったが、多量の焼土と炭の出土をみたことから竪穴住居跡と断定するのは時期尚早と判断し、本稿では竪穴状遺構として扱った。遺構は南北 3m、東西 2.75m の方形プランで深さは 20～28cm を測る。東南コーナー部に二基の土坑状の掘り込みが突出して並列する。東側の掘り込みは竪穴状遺構の床から続いて南へ伸びる。長径 110cm、短径 48cm の長方形で、最深部はそのほぼ中央にあって床から 10cm 程度下がっている。西に並列する掘り込みは、東のそれとほぼ同程度の規模をもち、長径 113cm、短径 52cm、深さ 36.5cm となるが、竪穴状遺構の床面とは12cm 程度の差しかない。この二つの掘り込みが接続する竪穴状遺構のコーナー部の覆土中には多量の焼土と炭が存在していた。床面も一部焼けており明らかにこの遺構の中で火を燃した形跡が窺えた。ピットは中央から東寄りに１個認められたが、直径は 35cm 程度で深さは 30cm であった。周溝などはなかったが、西側の壁に沿って径 20～30cm の石が７・８個、並べられたような状態で出土した。焼土と炭の分布は東南部に集中しており、北や西側では覆土・床面ともに次第にその量を減じ、中央から北西側の床面では焼土は認められなかった。覆土中からはかなりの須恵器・土師器片の出土をみたが、小片が多く図化し得たのは第20図の７～10にとどまる。この資料から判断すると平安中期頃（10世紀代）に営まれた遺構であろう。性格については類例をまって再考したいが、竪穴住居跡の可能性は十分にもっているのであり、そうであるとすれば火を使った作業

を行なう作業小屋的な印象が浮んでくる。また、この段階には県内の集落遺跡では掘立柱建物が普遍的であり、その意味では特異な例なのかも知れない。

(5) 掘立柱建物群と大溝（第18・19図、図版10～13）

オオバタケ地区ではほぼ全面にわたってピットが多く分布している。縄文時代以降、各時期の遺構が営まれた結果であるが、明確な配置を押さえられるピット群は少ない。ここでは調査区の北東部で把握された中世の建立柱建物群と大溝についてまとめておく。

掘立柱建物群は大溝に近接して存在する。第18図に示したように7棟分の建物が重複して検出された。この付近の北側部分は削平を受けたらしく、大溝に近ずくに従って柱穴の深さが浅くなる傾向がある。個別建物の計測値は第4表にまとめたが、7棟の建物はいずれも重複関係にある。全体の規模が把握される1～3・5号建物は全て総柱の建物で、6号建物も総柱建物となる。7号建物は総柱とはならず、他の建物とも桁行方位を異にしている。重複関係はなく同時に存在した可能性のある建物の組み合わせをみると、1号と6号、2号と5・6号、3号と5・6号、4号と5・6・7号、5号と2・3・4・6・7号、6号と1・2・3・4・5号、7号と2・3・4・5号の組み合わせが考えられ、桁行方位の異なる7号建物を除くと少なくとも4回の建て替えが想定される。そして6号建物は桁行方位が類似する2・3・4号と同時存在した可能性が高い。建物の前後関係は重複する柱穴が少なく、明確な切り合いの状態をおさえる

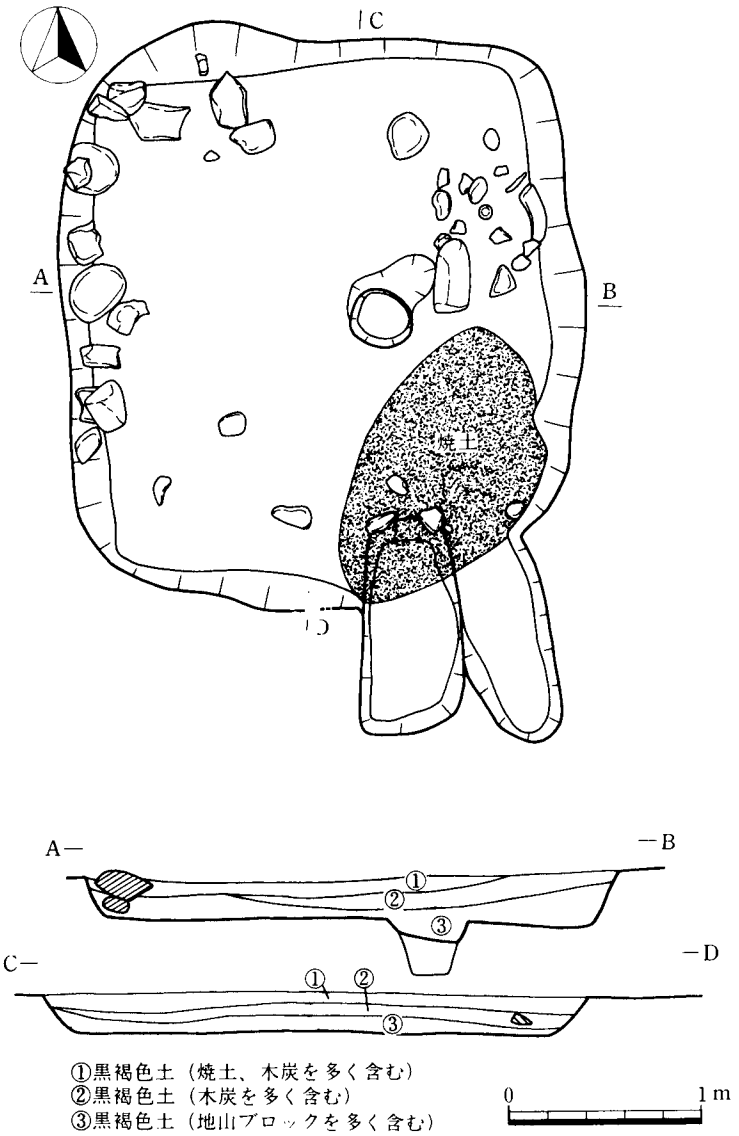

第17図　寺家オオバタケ地区竪穴状遺構実測図

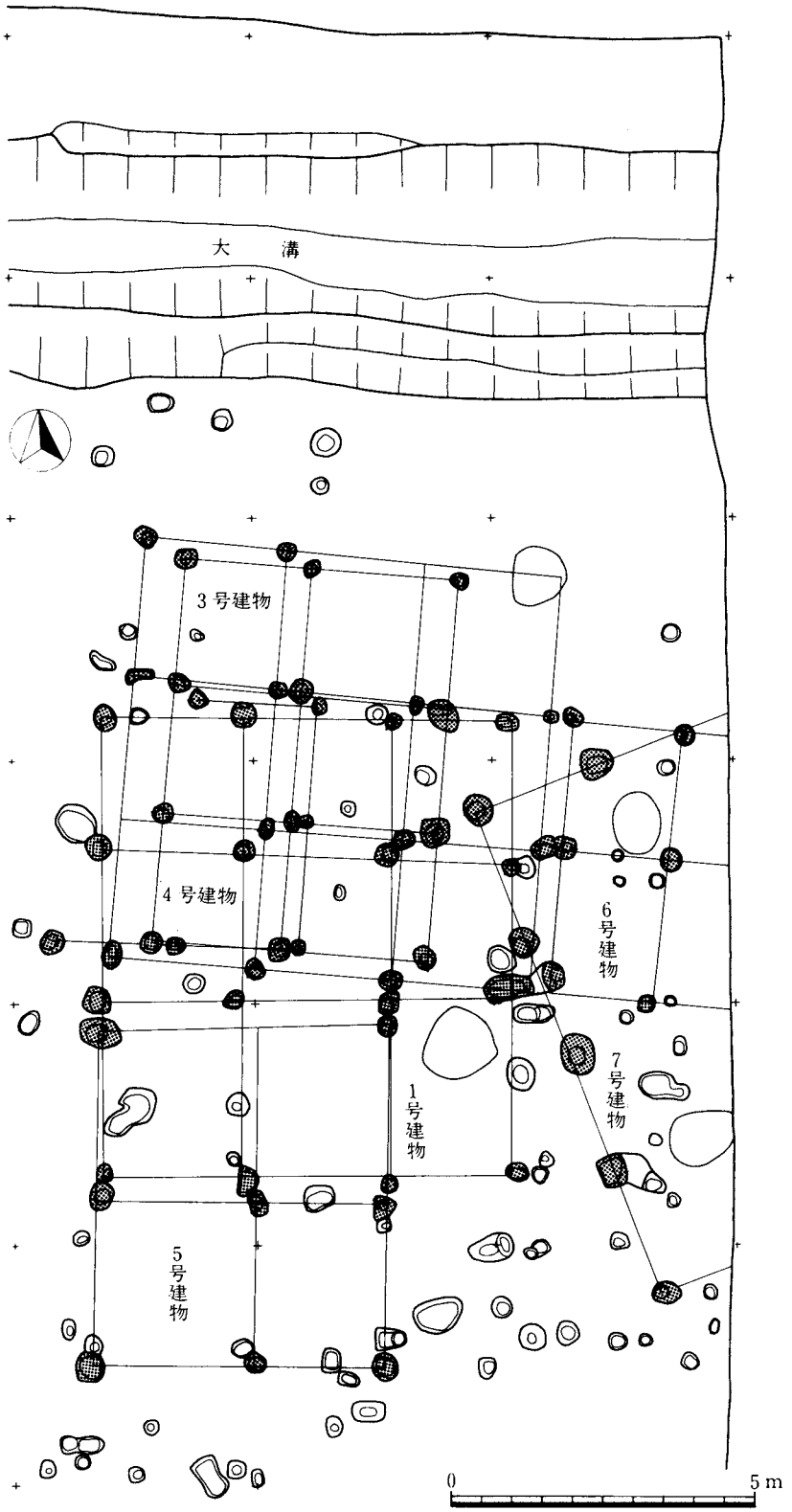

第18図　寺家オオバタケ地区建物群実測図

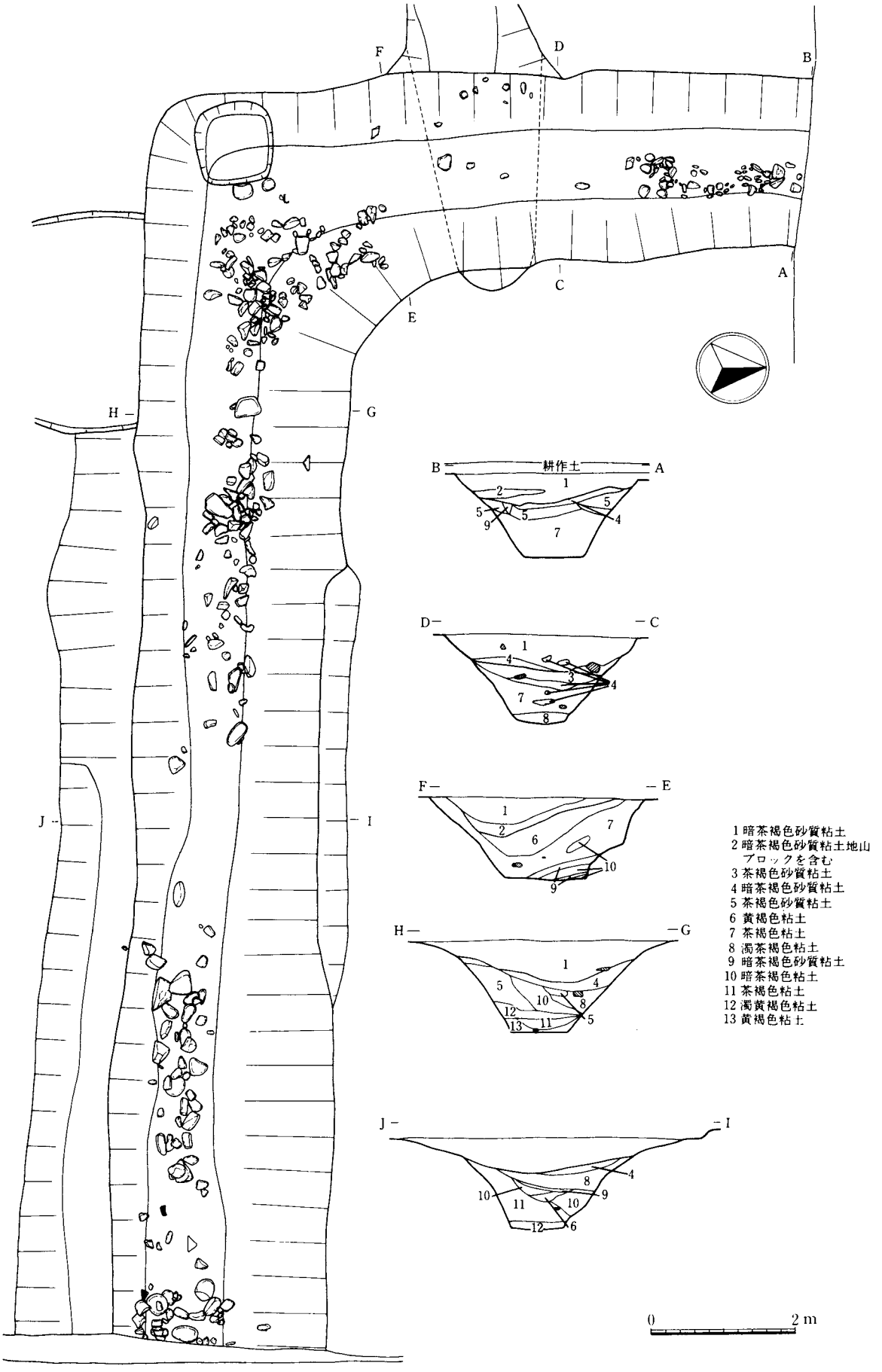

第19図　寺家オオバタケ地区大溝実測図

ことができなかったため、不明である。建物群の柱穴は7号建物を除くと径30～40cm、深さ10～30cmの円形をする。7号建物の柱穴は他の建物の柱穴より大きく径50cm前後を測り、略方形を呈する柱穴もあって、桁行方位も異なる点から他の建物に先行した律令期の建物である可能性が高い。柱穴から出土した遺物は少なく、しかも細片が殆んどであるため、建物群の時期決定の決め手を欠くが、第20図19の土師質土器が1号建物柱穴から出土し、他の建物でも少量ずつの土師質土器が出土しているので、15世紀頃に同一場所で建て替えがなされたものと考えておきたい。この段階には次に述べる大溝の一部拡幅が行なわれており、大溝に近接して数棟の建物が建てられたものとみられる。

大溝は調査の北西部でその一部を発掘した。幅2.5～3m、深さ1.15～1.35mの溝でL字形プランを描く。南北方向に8m、南北方向に16.3mを確認したが、北へ伸ばすと大穴持像石神社にあたり、東は谷(通称小屋の谷)にあたる。前述の2号建物とは約3m離れている。側壁は傾斜角50～60度のかなり強い勾配を持ち、底は0.75～1m幅の明確な底面を作る。溝が⅔程度埋った段階で一部を拡幅して浅くなった溝を再整備が行なわれており、覆土は上下2層に大別できる。東西方向では上部を拡幅して4mとしている。覆土の観察から新しい溝は深さ50～60cmのゆるやかに傾斜した溝であったことがわかる。溝の屈折部には縄文15号土坑があり、大溝はこれを切っている。覆土はかなり細かく分けられるが、長い期間をかけて次第に埋まって行ったようである。改修後の溝の覆土は砂質の粘土で下層の覆土と明らかに区別され、粘土質の強い先行する溝の覆土には多量の礫が含まれていた。覆土中に含まれる遺物の量は多く、溝が機能していた中世の遺物は当然であるが、縄文土器、石器、古式土師器、須恵器なども含まれていた。溝内に水の流れた形跡は無く、建物群に関係した空濠的な目的で造られた遺構とみられる。

第4表　寺家オオバタケ地区掘立柱建物計測値一覧（単位m）

建物番号	柱間(桁行×梁行)	柱間寸法 桁行	柱間寸法 梁行	桁長	梁長	面積	備考
1	3間×3間	2.30+2.30 +2.30	2.25+2.50 +2.75	6.9	5.2	35.88	2～5・7号と重複、桁行方位はN—1°—E
2	3間×3間	2.25+2.25 +2.25	2.25+2.25 +2.25	6.75	6.75	45.56	1・3・4・7号と重複、桁行方位はN—6°—E
3	3間×2間	2.10+2.10 +2.10	2.10+2.40	6.3	4.5	28.35	1・2・4号と重複、桁行方位はN—6°—E
4	2間+2間	2.10+1.90	2.0+2.0	4.0	—	—	1～3号と重複、桁行方位はN—5°—E
5	2間×2間	2.75+2.75	2.75+2.0	5.5	4.75	30.25	1号と重複、桁行方位はN—2°—E
6	2間×1間以上	2.30+2.10	1.80	4.4	—	—	7号と重複、桁行方位はN—6°—E
7	4間×1間以上	2.25+2.10 +2.10+2.25	2.25	8.7	—	—	1・2・6号も重複、桁行方位はN—20°—E

(6)　出土遺物（第20～24図、図版21～23）

古式土師器　第20図1～5は調査区の北側中央部に縦走する浅い溝からかなりまとまった状態で出土している。他にも図化し得ない小片がある。1は有段口縁の壺、2は口縁端部に幅をもつ

くの字形口縁の甕、3もの口縁がゆるく開く甕4、5は高坏で脚部に3個程度の円孔がみられる。4は調整も丁寧で内外面ともに赤色塗彩されている。以上の古式土師器は月影式期の所産であろう。

6～10は調査区中央で検出した竪穴状遺構から出土した土師器・須恵器である。6は土師器の小片で古式土師器の高坏坏部の断片ともみれるが、原形は不明である。他の土師器が橙褐色を呈するのに対し、これは淡茶褐色で胎土も異なる。7の須恵器は有台の坏であろうが、高台の作りはきゃしゃな感じを与える。8は黒色土器の坏、9・10は土師器の坏底部である。10は回転糸切り痕があったようであるが磨滅が著しく不明である。以上の断片的な資料から先述した竪穴状遺構の年代を平安中期頃の所産と考えた訳である。

12～18は調査区のピットが土坑覆土の上面から出土した土師器である。すでに説明した縄文時代の土坑が確認された時点では、まだ遺構の上面にこのような土師器を含む包含層を残しながら周辺を下げてその輪郭を押さえる方法をとったため生じた結果である。11～13はピット内から、14～18は土坑の上面から出土している。平安中～後期を中心とする土師器が主体であり、時期的には次に説明する大溝出土の土器と類似する資料が多い。16は土師質の小片であり原形は不明であるが、厚さ18mm程度の高台のような形状をしている。箆で孤や角のある透しを掘り込む。調整は荒く表面には軽い削りや押えの跡をとどめている。19は先述の1号建物から出土した土師質小皿である。

大溝からは最も多くの土器が出土した。第21・22図20～63に図示したが、土師質土器・土錘・珠洲焼・青磁・染付など多種にのぼっている。土師質土器は形態と口径から13類に分類した。A類20は口径7.3cm、器高2.4cm、底径4.5cmの肉厚の小皿で、底面に明瞭な回転糸切り痕を残す。B類21～26は口径7.2～8.4cm、器高2cm前後の小皿であるが、口縁を斜上方に開き、体部には成形痕を止める例が多い。底部は回転糸切りにより切り離された痕跡が残る。黄褐色～橙褐色を呈する。全体に体部の立ち上がりが強く、調整痕をとどめることが多い。C類27の1点を図示した。口縁部は厚味をもち、端部をつまみ出す。E類、29～32を一括したが口径は6.3cmから7.5cmと種々である。立ち上がりはゆるく、底部はナデ調整である。赤褐色～褐色を呈する。D類も28の1点を図示した。口径9.7cm、器1.5cmの小皿で橙褐色を呈する。内外面に赤彩された痕跡が窺える。F類は33と34をあてたが全形を知れるものではない。34から一応E類の大形品として扱っておきたい。34は口径10.4cm、推定器高1.6cmを測る。G類は高台様の高い底部と口径の小さな体部をもつ。体部はナデ調整が行なわれ、35のように底面中央に円形の凹みのある例もみられる。底部に回転糸切り痕をとどめることが多い。橙褐色～淡褐色を呈する。H類はF類と似るが高台様の底部を凹ませる点で異なる。40・41を一括した。底部に粘土紐を輪状にして付けたようである。I類はG類の大形品で底部に回転糸切り痕をとどめる。43の底部には押圧による調整がみられる。J類は45の1点を図示した。口径13.4cm、器高3.1cmの坏で器肉の厚さは一定している。K類も杯ではあるが、底部に明瞭な回転糸切り痕を残す点とゆるく彎曲して立ち上がる口縁部を薄くする点でI類と異なる。46～49を一括した。橙褐色から茶褐色を呈する。L類は50の皿で、口径14cm、器高2.1cmの復元値となる。口縁部に面を取り、器肉の厚さはほぼ一定している。M

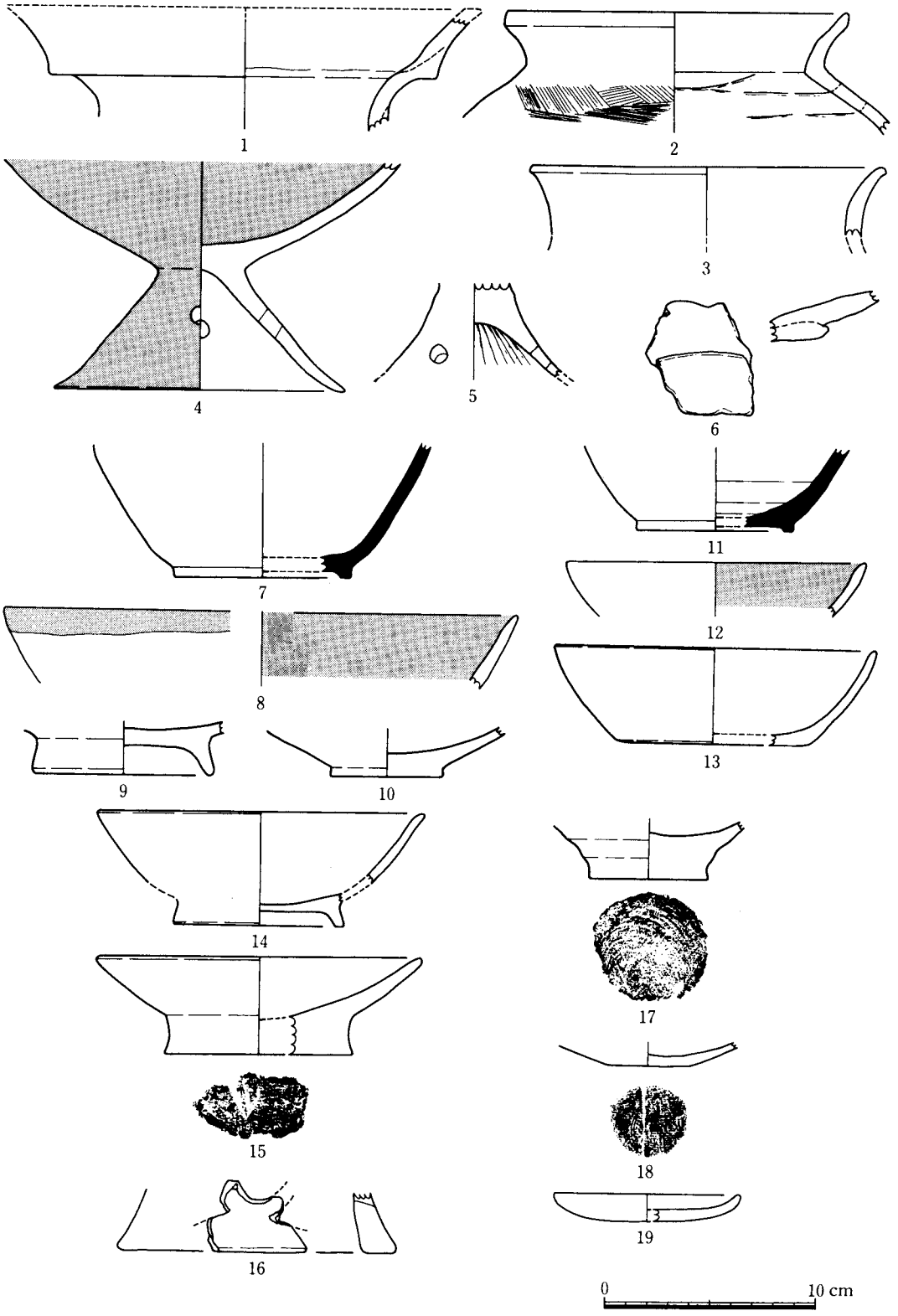

第20図　寺家オオバタケ地区遺構出土土器実測図

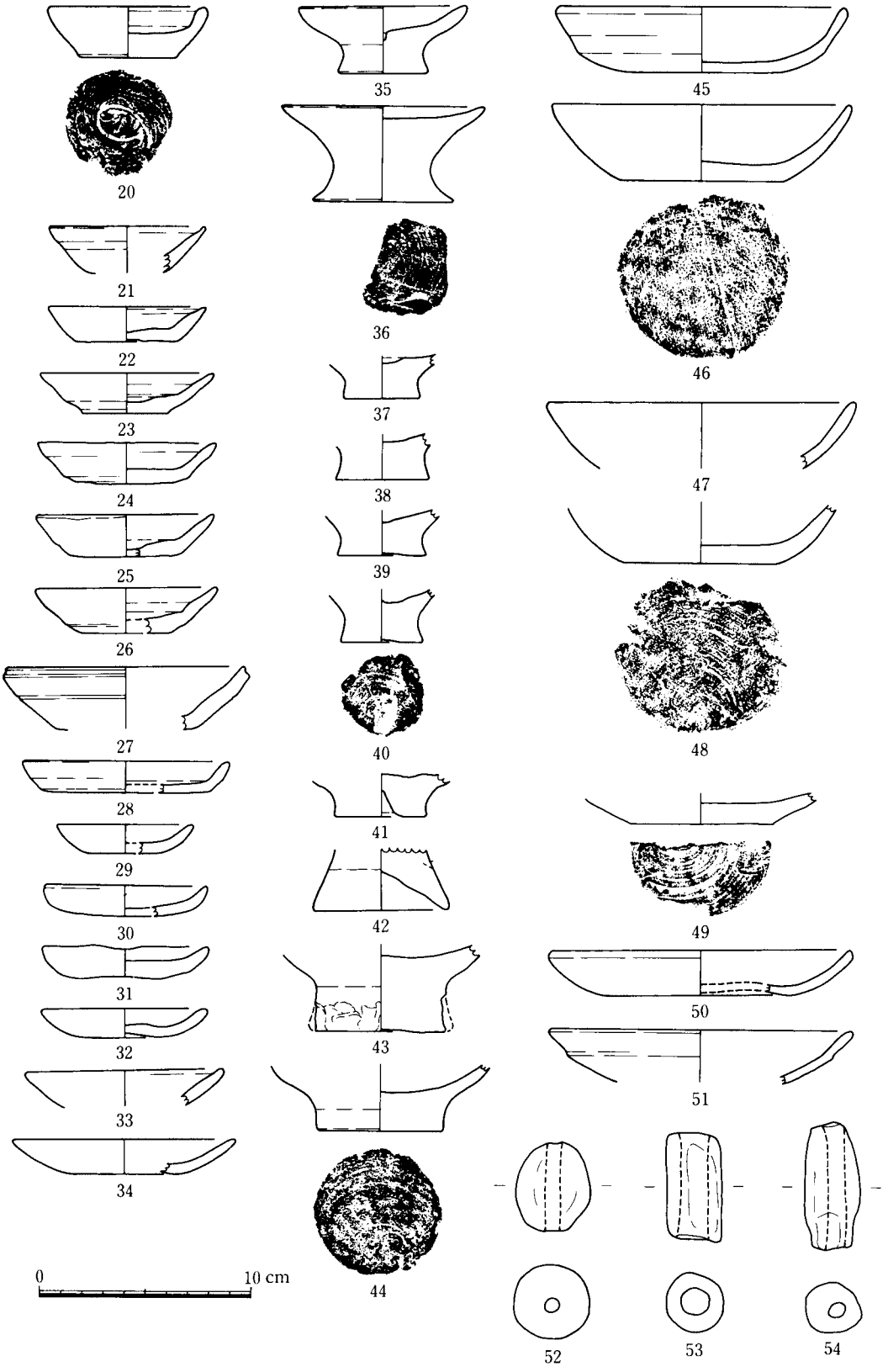

第21図　寺家オオバタケ地区大溝出土土器実測図(1)

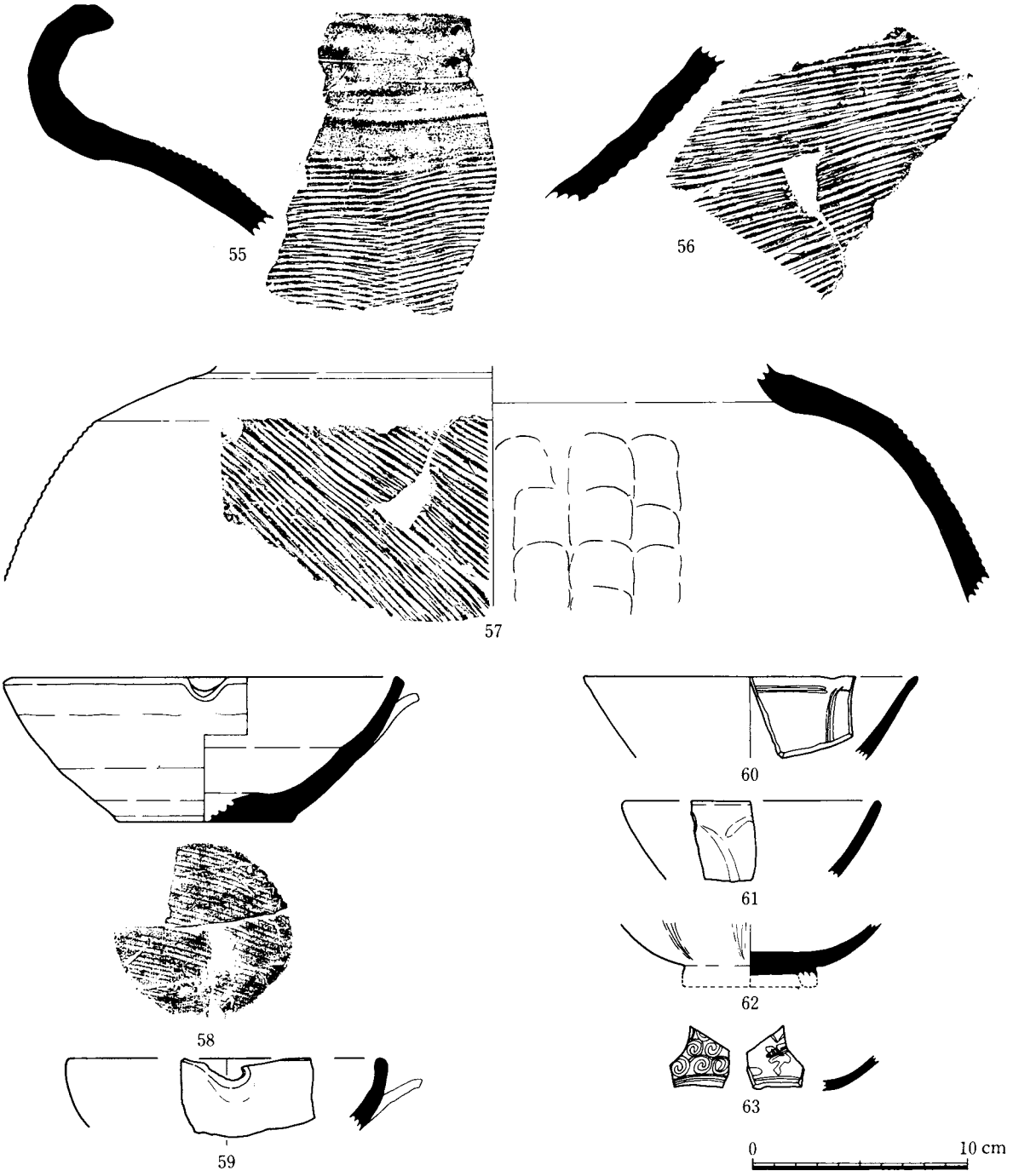

第 22 図　寺家オオバタケ地区大溝出土土器実測図(2)

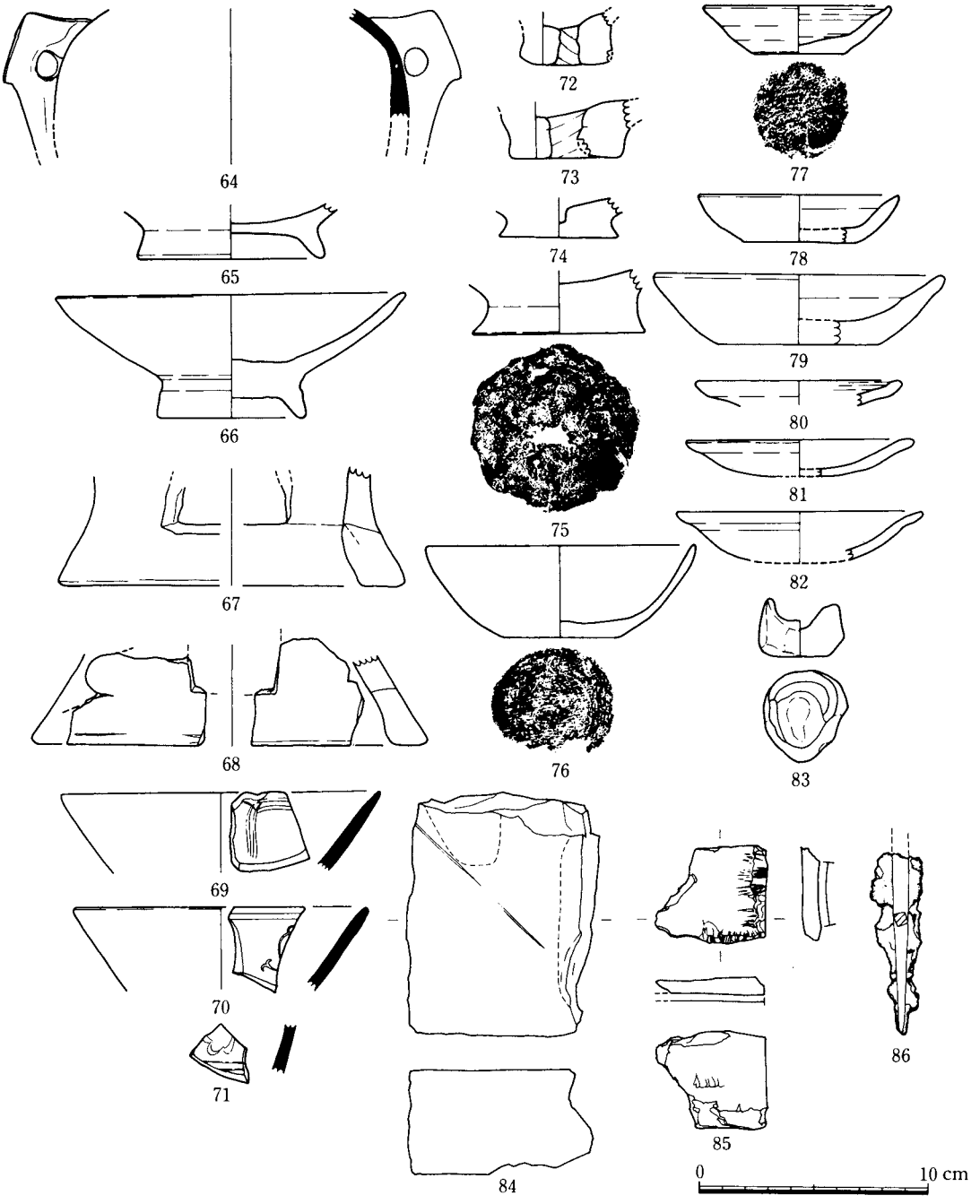

第23図　寺家オオバタケ地区出土遺物実測図

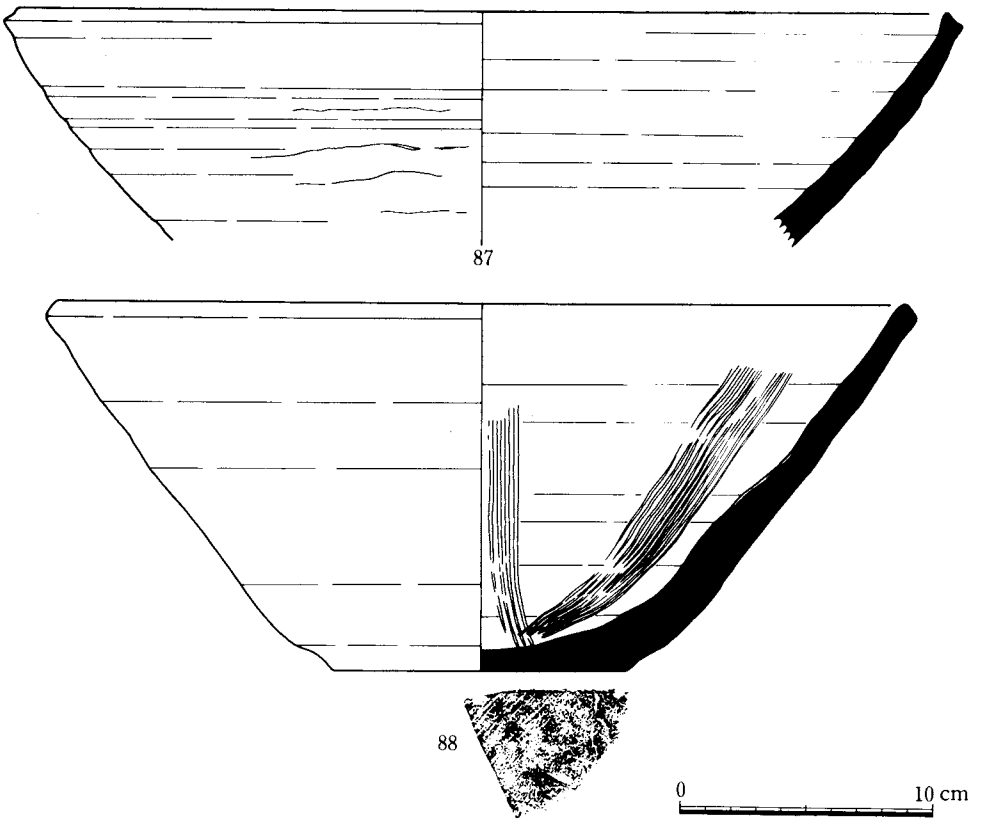

第24図　寺家オオバタケ地区出土遺物実測図

類の51は体部外面をわずかにくぼめて段状にした皿である。以上に分類した土師質土器は形態や調整法から2つのグループに大別されるように思われる。1つは黄褐色～橙褐色を呈し、砂粒を胎土中に多く含み、底部の糸切り痕をとどめた一群で、A・B・G・H・I・K類が該当する。また、形態からD・H・J類もこの群に含めることができよう。他の群はE・F・M類であり、先のグループより後出の様相をもつとみている。

以上の土師質土器と一緒に出土したのが22図に掲げた珠洲焼である。55～57は大形壺の断片である。55は口縁を大きく外反させ、頸部以下に幅1mm前後の細い叩きを加えている。水平方向叩きの後、右上がり方向に叩いている。57は肩部以下に幅2mm前後の叩きを右下がり方向に施す。内外面とも肩付近までをナデ、内面には押さえの痕がある。灰色を呈しやや軟質、56は57と似た叩きのある壺の下半部断片である。58･59は小形の片口鉢である。58はほぼ定形で、口径17.8cm、底径8.0cm器高6.7cmを測る。底部には小口状の道具による調整痕がある。内外面にロクロ調整痕をとどめ、内側底面は使用による磨耗が認められる。59にはややいびつな片口が付けられている。この他三条単位の卸し目の認められる例が1点ある。60～62は青磁、63は染付の断片である。60は内面に二条単位の施文具によりコの字の区画を描き輪花を表現したらしい。ガラス質の釉薬には細かいヒビがみられるが胎土・焼成ともに良い。61は淡い水色の色調の釉薬がかけられ、口

縁部には気泡痕がある。62は鶯色の釉薬がかけられているが、花弁を表現した外面の発色は悪い。63は藍色の染付で渦巻文がみられる。土錘は5点出土したが52～54の3点を示した。球状のものと円筒状のもの、紡錘形の三タイプがある。重さは52—40g、53—33g、54—30gで、他の2点も25と16gを測る。

23･24図は包含層出土の遺物である。64～69は平安時代の遺物で10世紀中葉頃の所産であろう。67・68は先の20図16と同巧の土師質の製品である。成形・調整ともに荒いが、箆を使って孤や方形の透しを刻んでいる。69～71は青磁断片。ともに淡い青灰色の釉薬がかけられ胎土・焼成も良い。69には60でみたような施文が、70・71には植物を文様化した断片が内面にみられる。72～82の土師質土器も先の区分に従がえば大きく二区分されよう。しかし、72・73のように底部に製作時から底に穴ができるようにした類やB類の大形品である73などは、大溝の出土土器には小片のため図示できなかった例である。81・82のように口縁部が外反し、底部が丸味を帯びた小皿は、大溝の新しい段階かそれ以後、16世紀に入る頃の所産であろう。83は径4cm前後の小さな手捏ね土器。84・85は砥石である。84は凝灰岩製とみられるが先の鋭い利器を砥いだらしく、角には細かい擦痕が多数残っている。86は現存長約8cmの釘の断片で、断面は方形である。

大溝はすでに述べたようにある程度埋まった段階で拡張し再利用されたとみられ、土師質土器で区分した古い一群は最初の段階の溝の時期を示す資料であり、珠洲焼や青磁の60・61はこれに伴うものとみたい。県内における土師質土器の編年は四柳氏や[1]田嶋氏[2]によって組み立てられてはいるが、まだなお遺構による共伴関係を押さえた例は少ないのが実情である。本遺跡の大溝出土の土器はその意味である一定の資料とはなり得るが、資料の分析が充分ではない状況であり、なお後考に待つ所が大きい[3]。本稿では珠洲焼の編年を基にしてこの大溝が、珠洲焼のⅠ期—寺社瓶割坂窯を標準とする—12世紀後半から13世紀前半の段階に造られた遺構であると考えておきたい[4]。また、土師質土器の新しい群から15世紀頃に大溝が再整備されたと推定している。

註

(1) 四柳・辻本・藤『西川島・II』穴水町教育委員会（昭和56年）

(2) 田嶋・小森・山村『勅使館跡発掘調査報告』加賀市教育委員会（昭和56年）
田嶋・小森・山村・北野『敷地町後方遺跡発掘調査報告』加賀市教育委員会（昭和57年）

(3) 寺家オオバタケ地区大溝古段階の土師質土器は、四柳編年の土師質Ⅰ期および田嶋編年のⅠ～II期に該当する資料と現段階ではみている。（註2文献編年表参照）

(4) 吉岡・平田「第四章　珠洲古窯跡」『珠洲市史第一巻』珠洲市役所（昭和51年）
吉岡康暢「北陸・東北の中世陶器をめぐる問題」庄内考古学第18号（昭和57年）

第Ⅲ章　寺家ムカイダ地区の調査

第１節　調査の概要

シャコデ台地の北側に眉丈山系から派生する低台地が、東西方向に並列している。この低台地の一つである通称ムカイダ地内を海浜道の本線が通る計画であった。ムカイダ地区の試掘調査を有料道路課の依頼を受けて昭和52年４月18日～21日に実施した。平田、高、湯尻の三名が調査を担当したが、この段階では用地の未買収地域が多く、試掘も限られた場所を対象とせざるを得なかった。3m 角のグリッド19カ所を発掘し、次のような結果を得ている。(第25図)

①A、Bの試掘穴では開墾のため削平され遺構は存在しない。しかし、数点の遺物がある。②C～Gの試掘穴では湿田のために詳細は解らないが、古墳～中世の遺物がある。③H、Ｉの試掘穴では包含層、遺構も良好に遺存する。溝跡、柱穴があり平安時代。(ブタイ地区) ④Ｊ～Nの試掘穴では薄い遺物包含層が存在するが遺構はつかめない。⑤O－Sの試掘穴では包含層が存在する。(ムカイダ地区) P、Q、Rでは、溝跡、柱穴、ピットなどである。また、現地踏査による確認事項では、ＳＴＡ16＋00地点の水田には、須恵器 (平安)、珠洲 (中世) の破片の散布がみられるとし、シャコデ台地についてはごく一部の買収もしくは承諾が得られた段階で、試掘調査はできないがシャコデ廃寺に関連する奈良～平安にかけての遺跡が存在している模様としている。

試掘調査の結果を受けた有料道路課は、さっそく調査の依頼を文化財保護課に対して行ったが、文化財保護課は比較的買収面積のまとまったムカイダ地区の調査から行うこととし、５月28日から作業に着手した。調査は高が担当し、６月11日に終了している。調査はトレンチを設定し、遺

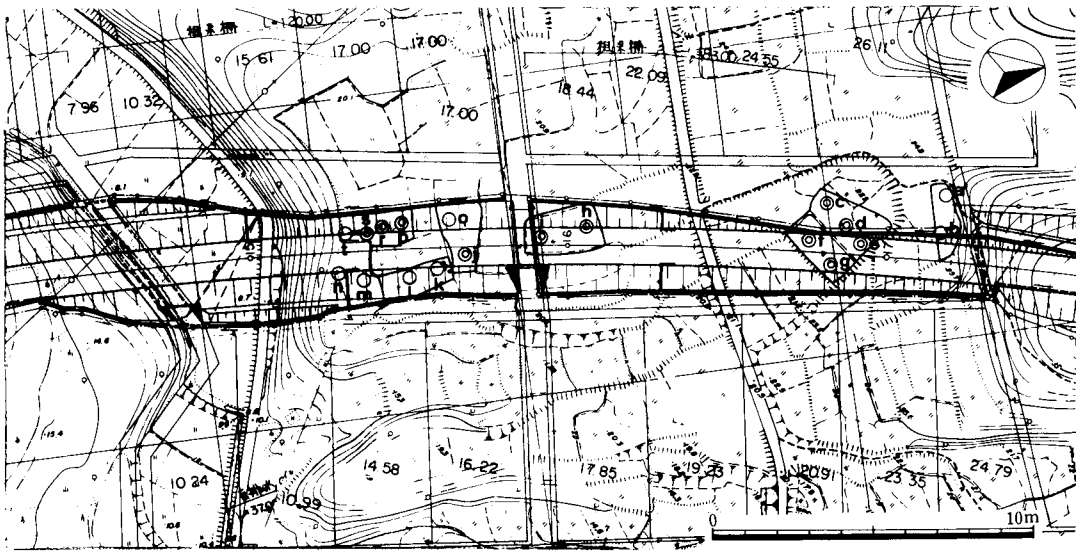

第25図　寺家ムカイダ地区分布調査状況(二重丸箇所で遺物出土)

構の確認された箇所を拡張する方法をとったが、開墾の際の切り盛りが予想外に大きく、地表から30～50cmの深さで地山が確認される状態であった。遺物包含層は薄く、しかも開墾による削平により部分的に残存していた。遺物も小片が多く、須恵器、土師器、土師質土器、珠洲焼、中・近世陶磁器の破片が約400点出土したにとどまる。遺構は削平を受けていたが、掘立柱建物1棟と土坑2基などを検出し、予想外の成果をあげることができた。

第2節　遺構と遺物

掘立柱建物と土坑2基はＳＴＡ15+40の西側の調査区で検出された。耕土約20cm、灰黄色土5－8cm、5～15cmの濁灰茶褐色土（遺物包含層）を堆積の基本とするが、特に西側では削平によって遺物包含層の状態は悪い。

掘立柱建物は南北3間（6.0m）×東西3間(6.7m)の東側に廂をもつ総柱の建物である。プランはやや歪んでおり、各柱間の寸法は一定せず、柱筋が必ずしも通っているとはいえない。柱穴は全て円形で身舎部では径30cm前後を側る。深さは北側の柱列ほど浅く11～22cm、南側の柱列では30～45cmと深い。東の廂部の柱穴は二個を検出したにとどまるが、径28cm前後、深さ18と28cmを測る。削平を受けているため、元の柱穴の深さは、はっきりしないが、身舎部で最も深い柱穴は50cmの深さをもっており、当初はいずれも50～60程度の深さであったと考えたい。桁行方位はN—82°—Wを測る。

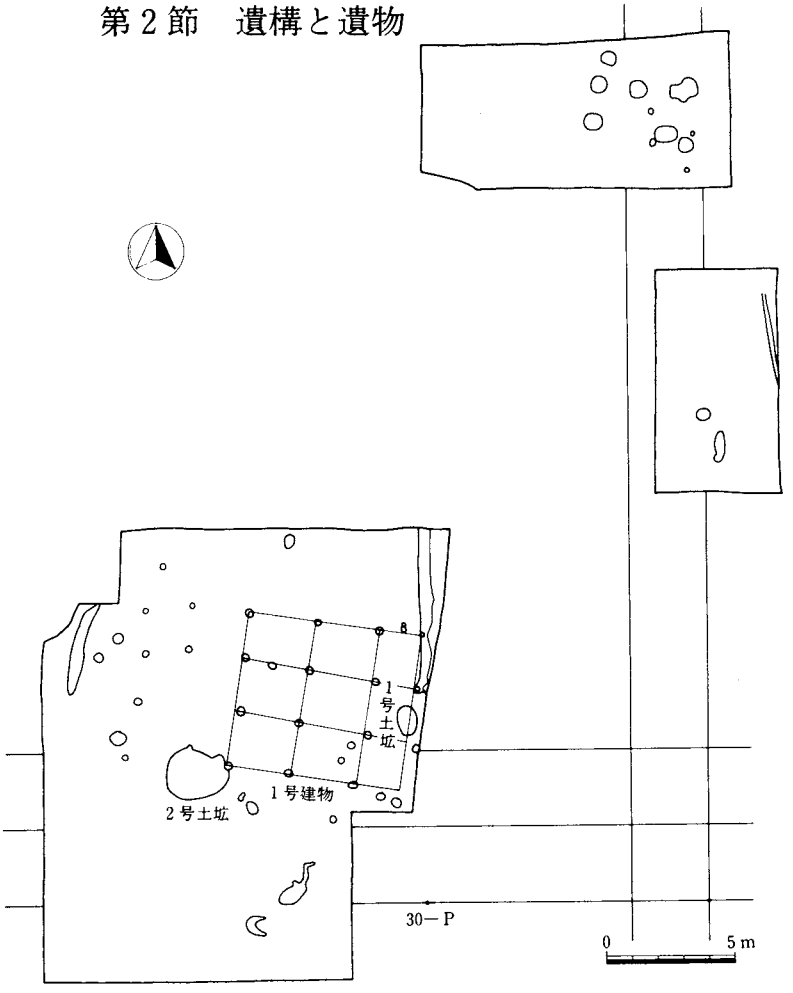

第26図　寺家ムカイダ地区遺構配置図

建物の廂部と重複して検出された1号土坑は、長径1.14m、短径0.8m、深さ30cmの楕円形の土坑で、やはり上部は削平されている。2号土坑は建物の西南隅柱穴と重複しており、建物に先行して設けられた可能性がある。長径2.3m、短形1.98m、深さ23cm、のやや不整な楕円形土坑で、

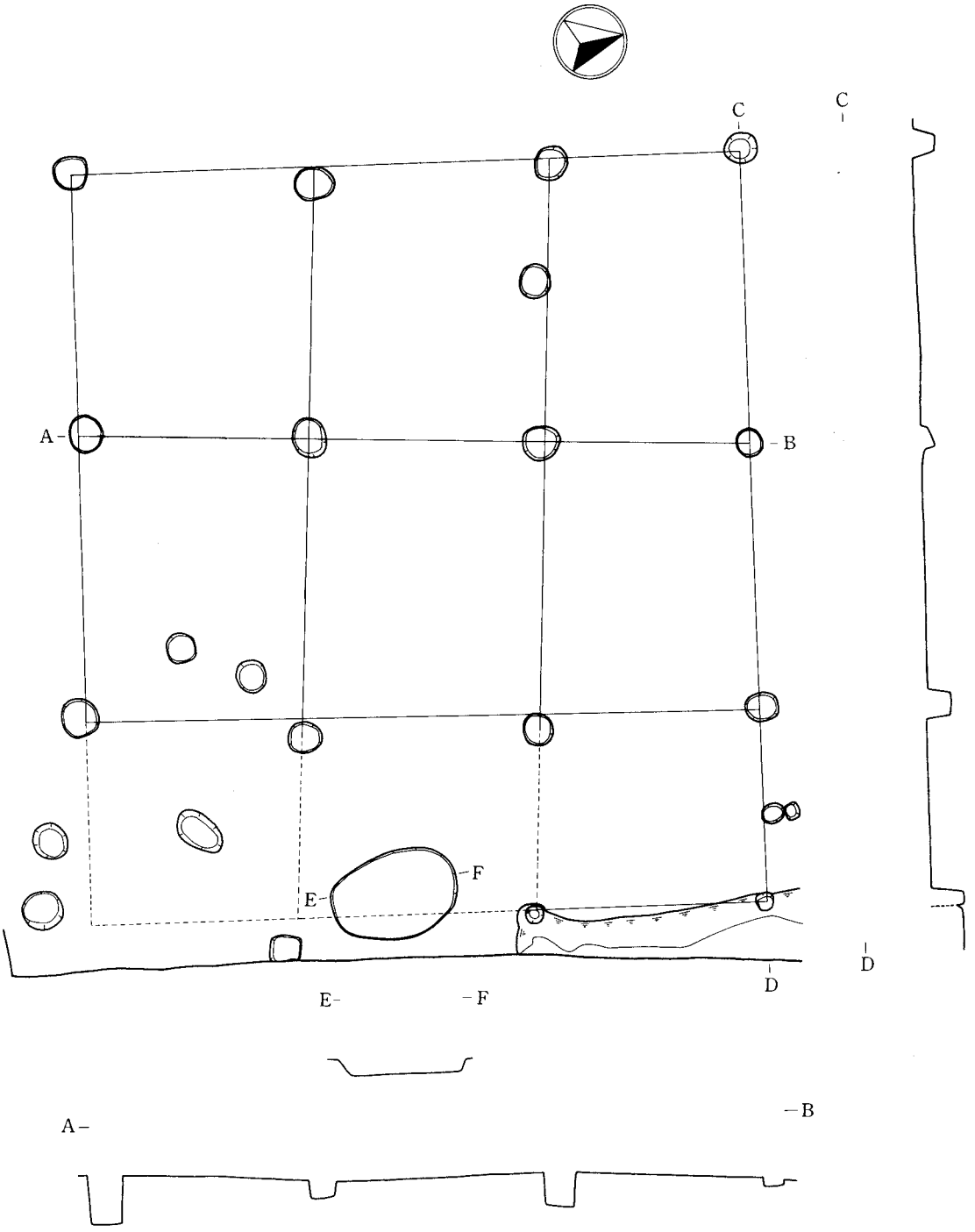

第27図　寺家ムカイダ地区1号建物・1号土坑実測図

やはり上部の削平を受けている。土坑にはやや黒色を帯びた茶褐色土が入っていた。

出土遺物は量は多いが小片が大部分のため、図示しうるものが少ない。加えて調査終了後の保管時の不手際により、他地区の遺物に混入したり、紛失してしまった遺物もあり、実測しえたのは第28図に示した土師質小皿片3点にすぎない。遺構に伴う遺物ではないが、1、3については室町後期頃の年代を考えて良いと思う。また、2はこれらより若干新しくなるものとみている。

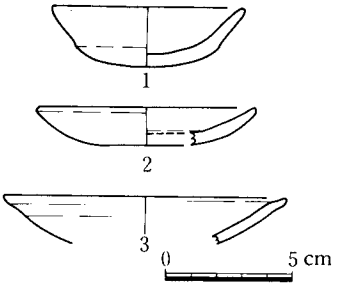

第28図　寺家ムカイダ地区出土土器実測図

第3節　小　　結

寺家ムカイダ地区の調査の結果、主要な遺構として掘立柱建物1棟と土坑2基を検出した。三間×三間の総柱建物は、2間（柱間2.5m）×3間（柱間2.0m）の身舎に1間（柱間1.8m）の東面廂を持ったもので、廂部分を加えても平面積で40m² 弱の小型の建物になる。断片的な出土遺物およびその構造から判断してこの建物が、中世（室町後期—15世紀代）の遺構である可能性が高いことを指摘しておきたい。

第Ⅳ章　寺家ブタイ地区の調査

第1節　調査の概要

ブタイ地区の調査はII次に分割して実施した。I次は工事用道路の確保と、周辺の水田との法面調整のため先行した東西両調査区であり、II次は農道高架の構造物と本線工事の中央調査区である。I次は昭和53年4月7日に着手し、5月19日に完了した。II次は5月22日に着手し、7月25日に完了した。調査面積は2,000 m² である。遺物包含層は一部を除いて薄く、北側では耕土下で地山を確認できる部分が大半であった。ブタイ地区の名称は、小字名をとった訳であるが、当該地の水田が周辺の水田より50 cm程度高くブタイの様に見えたことによると地元の人達が伝えていた地区である。

第2節　遺　　構

本地区の調査の結果、29図に示したように溝により整然と区割りされた区画とその中に建物群や井戸、土坑などが検出された。これらの遺構群は当然調査した区域外にも展開したことは明らかであるが、第I章の経過でも述べたように、ごく一部の調査区域を除いて圃場整備事業により、大きく変形されたのである。

(1)　溝と区画（第29・30図、図版26～31）

ブタイ地区の遺構の特徴は溝による地割りにある。後述するように本地区の遺構が中世の気多社僧坊跡群の一画であったことは疑いないが、この溝による区画はまさにその性格を反映しているようである。溝によって6カ所の区画に区分されており、1～6号区画とした。1号区画は調査区のほぼ中央、やや南の位置にあたる。北と東側では幅30～80 cm、深さ10～30 cmの上辺の開いたU字溝がL字形に重複しながら巡り、南と西側では幅10～20 cmの浅い溝が三条平行して巡って1号区画を構成する。1号区画の溝が西側で3条ないし4条、東側で3条確認されることは、この区画が三度程度造り変えられた可能性を示している。区画内での地山は北から南へわずかに傾斜しているが、遺物包含層は逆に南に行く程厚味を増していた。区画内では建物の柱穴とみられるピット群を多数検出したが、建物として把握できたのは区画の北側にある1号と2号の2棟分にすぎない。1号区画中央部で第32図4～17に掲げた須恵器・土師器がかなりまとまった状態で出土したが、この箇所から南では区画を整備する際には浅い整地で済んだため、平安前期頃の遺物包含層が残存したものと推定される。また、1号区画内でのピット群が一部を除いて建物を構成しないことは逆にこの区画内に礎石を置いた建物が存在した可能性を示す現象ではなかろうか。区画の西溝内に並べられた19個からなる石列第30図右や北溝東側にみられる石列からも石を利用したことは十分に考えられるのである。1号区画の大きさは南北約24.5 m、東西約

第29図　寺家ブタイ地区遺構配置図

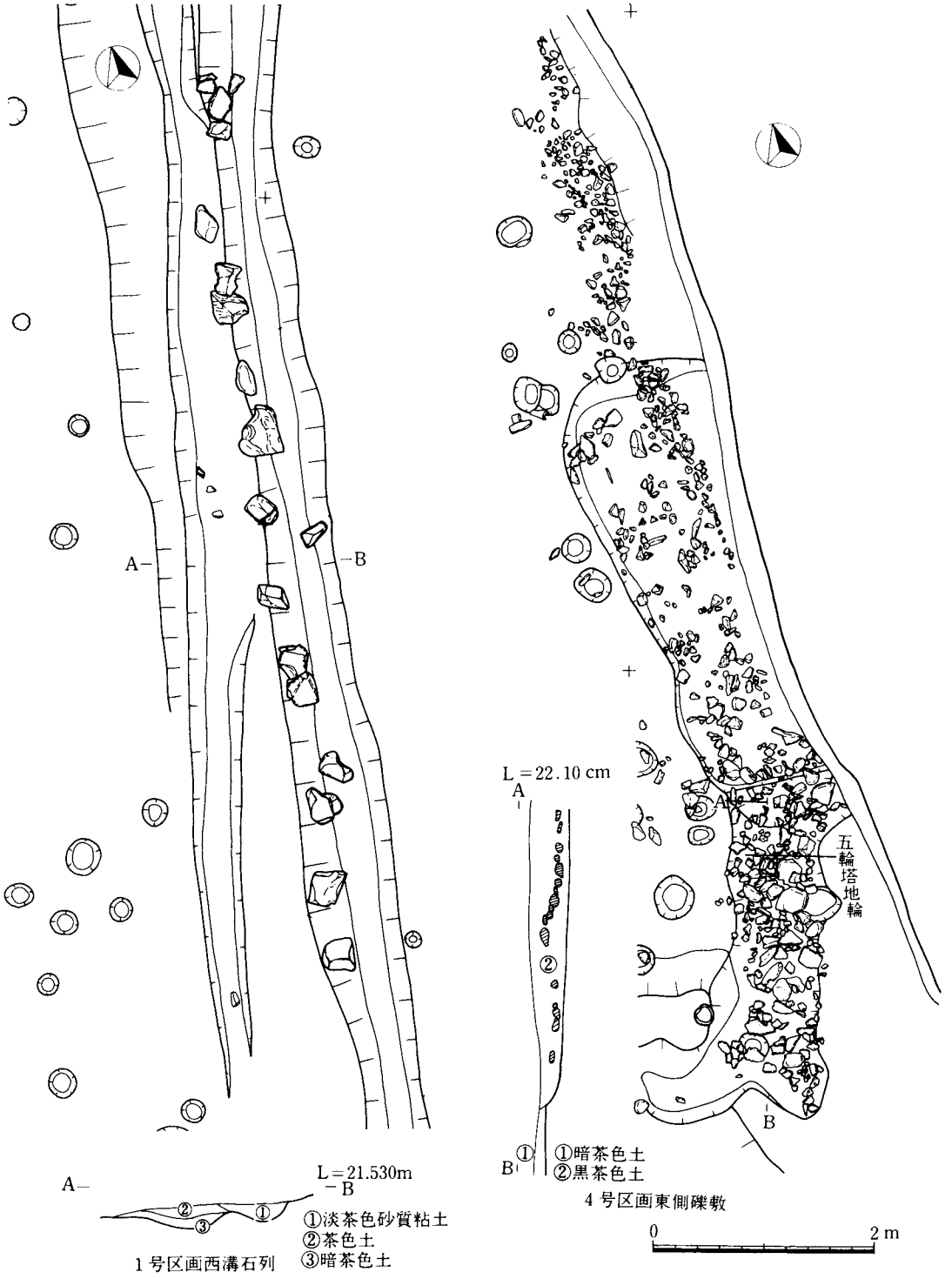

第30図　寺家ブタイ地区遺構実測図(1)

17.5 m、面積で約 429 m^2 の広さをもつ。1 号区画の東側に直交する方向で長軸をとる区画を 2 号区画とした。検出した溝は幅 60～100 cm、深さは北側が深く 20～40 cm、西・南側溝が 10～15 cm と浅い。1 号区画とは広い所で 1.5 m、狭い所で 0.7 m 離れ、丁度その間が通路のように見える。2 号区画の北西隅に 3 号建物が位置し、3 基の土坑も存在する。この区画の大きさは南北約 13.5 m、東西 13.75 m 以上を測る。3 号区画は調査区の北側に位置し、1 号区画とは 1.2～1.5 m 離れて対置する。溝は南側と東側に一部を確認したにとどまっており、また区画の全体像も明らかではない。しかし、最も遺構密度の高い区画であり、多数のピット、3 基の井戸、2 基の土坑が存在する。区画の東北部に幅 1 m 前後の細長い掘り込みの中に小児の頭大から鶏卵大の礫を敷いたような遺構があり、礫に混じって五輪塔の 1 部（地輪）が 1 点出土した。柱穴群は重複が激しく、調査区域が狭いこともあって、建物として把握できたのはわずかに 2 棟分しかない。区画は南北で 26 m 以上、東西で 16 m 以上の規模をもっている。4 号区画は 2 号区画の北でその一部を検出した。2 本の浅い溝によって区画され、2 号区画とは約 3.2 m、1・3 号区画とは 2.2～3 m 程度空いて、やはりこの間が通路のように見える。南北溝に先行する 2 号土坑が重複する。5 号区画も調査区の南西部でごく一部を検出した。L 字形の溝は 2 本の溝が重複して並行する。1 条の溝が 50～60 cm の幅をもったものとみられる。6 号区画は南端部に調査区を横断する溝から南の区域を指す。溝は幅 80～120 cm、深さ 30～40 cm の上辺の開いたU字形をしている。1 号区画南溝および 5 号区画南溝と 1 m～1.4 m の間隔を保ちながら併走する。全長約 23.5 m まで確認できた。

(2) 掘立柱建物（第 29 図）

調査区域が限定されているため、多数のピットを確認したが確実に建物と言えるのは、わずか 5 棟にすぎない。柱穴は径 30 cm 程度の小さな穴が多い。確認した建物と前述の溝には密接な関係があることは明らかで、1 号区画と 1・2 号建物、2 号区画と 3 号建物のあり方を見てもうなづけよう。個別建物の計測値は第 5 表にまとめて示した。

第 5 表　寺家ブタイ地区掘立柱建物計測値一覧表　（単位m）

建物番号	柱間（桁行×梁行）	柱間寸法 桁行	柱間寸法 梁行	桁長	梁長	面積	備考
1	4 間？×2 間？	—	—	7.4	3.4	25.1	1 号区画
2	2 間×1 間	2.0	3.0	4.0	3.0	12.0	〃
3	1 間×2 間	6.0	2.4	6.0	4.8	28.8	2 号区画
4	1 間×1 間	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	3 号区画
5	3 間×3 間	1.8	1.5	5.4	4.5	24.3	〃　、総柱建物か？

(3) 井戸（第 31 図、図版 32・33）

地山に垂直に掘り下げた素掘りの井戸が 4 基検出された。1 号井戸は 1 号区画の北西隅で、2～4 号井戸は 3 号区画内での発掘である。1 号井戸は一辺 1 m の略方形のプランをなし、深さは 3.8 m を深る。黒茶褐色土が堆積し、井戸底からは発掘時にもわずかながら湧水がみられた。2 号井戸も 1 辺 1.2 m の略方形をした素掘りの井戸であるが、井戸を中心に南北約 5.88 m、東西 4.5

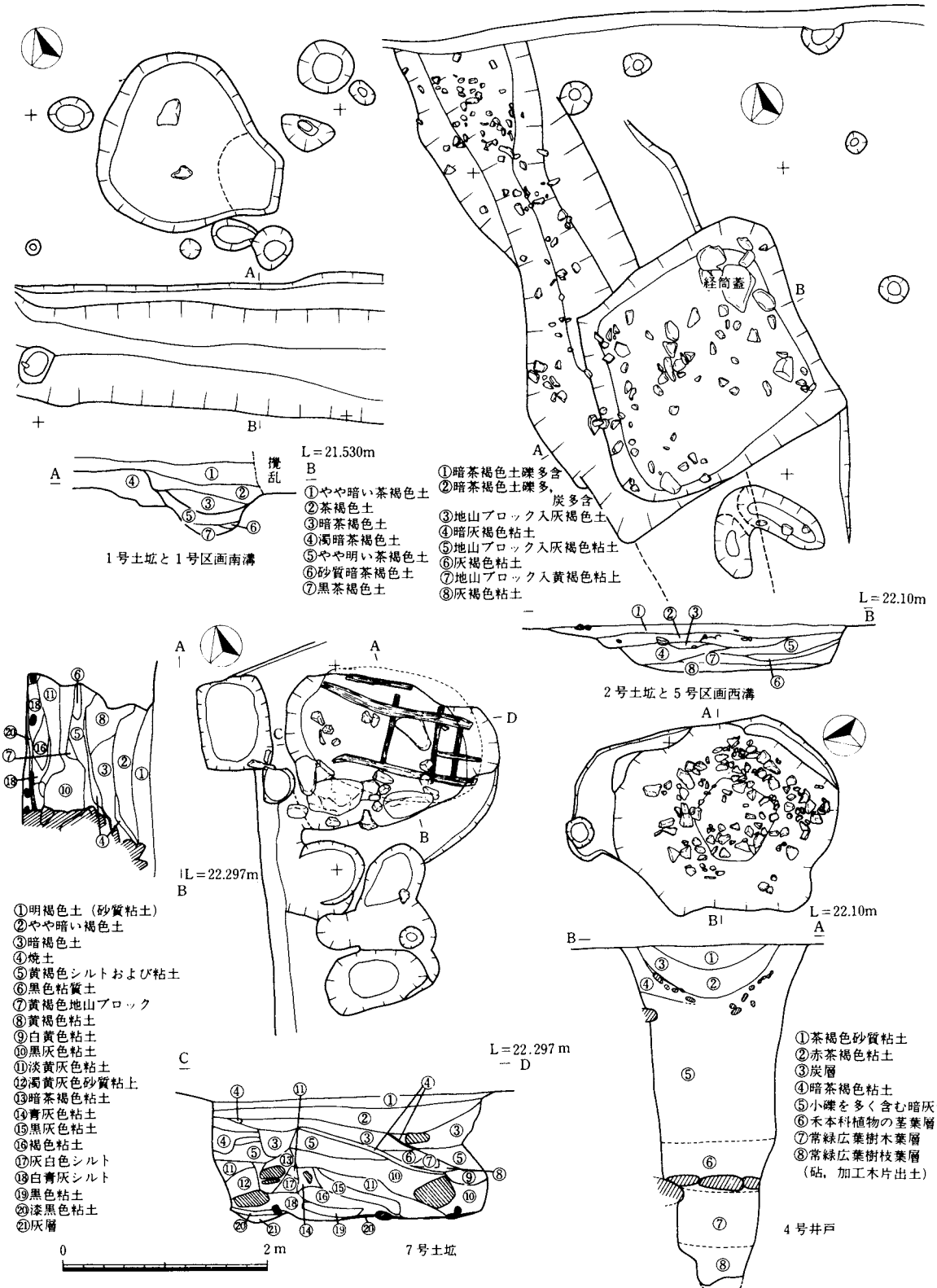

第31図　寺家ブタイ地区遺構実測図(2)

m 以上の方形の掘り込みが付属している。掘り込みの床面は四方から井戸に向ってわずかな傾斜をもっていた。井戸の深さは 4 m 弱であったが、底に板石が組まれたような状態で検出された。また、井戸の廃棄の際に捨てられたとみられる大量の貝殻が、1 m 程度の深さから井所底近くまでぎっしりとつまっており、整理箱に 20 ケース以上の量となった。貝殻の種類そのものは少なく全て二枚貝で、一部の資料を小池裕子氏に鑑定していただいた結果によるとチョウセンハマグリ（幅 1.5 cm 程度の小さな貝が多い。）、イシガイ（量的には最も少ない。）、カクシンジュガイ（幅 5 ～ 6 cm の貝で量は多くはない。）の 3 種類の貝が含まれているという[1]。貝の大きさにそれ程個体差がみられないことから、ある季節に大量捕獲されたものと考えられ、食用に供され可能性もある。2 号井戸では覆土中から土師質土器や珠洲焼の小片が出土したが、図示し得る大きさはない。また、漆器椀の断片 1 点が出土したが、取り上げ時に壊れてしまった。3 号井戸も 90 cm × 1 mの方形プランの井戸で深さは約 3.5 mを測る。黒茶色へ暗灰色の覆土中から土師質土器の小片数点が出土した。4 号井戸は上辺で径約 2 mの不整形な略円形をなし、底では径が 80 cm 程度を測る。上面から約 60 cm までは鶏卵大の小礫を多く含んだ覆土がレンズ状に堆積するが、これより深部では礫も次第に少なくなって暗灰色の強い粘土となり深さ約 2 m付近まで充満している。この粘土の下にはヨシなどの禾本科植物の茎葉層が 30 cm ばかりあって、これを除くと径 50 cm 前後の石が 6 個入っていた。石を取るとタブやツバキなどの常緑広葉樹を主体とする枝葉が約 50～60 cm あって最下部ではこの枝葉と粘土が混じっていた。夏季の調査にもかかわらず下部からは水が湧き出し井戸としての機能を充分に果たしていたことがわかる。いずれの井戸も 3.5～ 4 mの深さにある岩盤＝不透水層まで掘り抜いていたのである。

4 号井戸からは覆土のかなり深い層（暗灰色粘土層）から上部で土師質土器・珠洲焼片などが出土し、井戸底の粘土と枝葉の混在する層から加工痕のある木片と砧各 1 点および漆器椀？の断片が出土した。2 点の木製品は図版 36･38 に写真を掲載したが、特に砧は取り上げ後の処理の不手際から変形している。砧は現存長 35.5 cm であるが柄の先端部は欠失する。叩く部分は全長 21 cm、断面は長径 8.1 cm、短径6.3 cm の楕円形を呈し、先端から 5 cm 下がったところで 8 cmの幅で凹んでおり、砧が作業に使用されたことが明らかである。この中央部から長さ 13.6 cm、径 3.6 cm の柄が突出している。加工のある木片は輪状に枝の生えた節を利用している。全長 24 cm でやや弓なりに曲っている。完存する加工木とみられ、両端部は鋸で水平に切断されている。節の肥大部を利用した部分は径 3 cm で、節より下の部分は丁寧に削って調整する。この部分での太さは 2.2～2.4 cm である。節のある先端から7.2 cm のところに鋸で 2 cm 程度切り目を入れて中止した形跡があり，この木片の加工に 2 mm 以下の厚さをもった鋸が使われたとみられる。

(4) 土坑（第 31 図、図版 33・34・36）

土坑またはこれに類する遺構は 2 号区画で 3 基、3 号区画で 4 基程度、4 号区画で 1 基、5 号区画と 6 号区画の間に 1 基を検出したが、遺構密度の高い 3 号区画では明確な把握をなし得なかった。ここでは 4 号区画の 2 号土坑と 3 号区画の 7 号土坑をとりあげたい。2 号土坑は 4 号区画の南北溝に先行して造られた方形土坑である。このように方形プランをなす土坑は、規模の程度の差こそあれ、2 号区画や 3 号区画にもみられる。2 号土坑は一辺 2.2 m、深さ 46 cm の浅い

土坑である。4号区画南北溝の覆土である暗褐色から灰褐色土中には炭粒を小礫を多く含んでいるが、土坑の覆土中にも礫を含んでいる。覆土中からは土師質土器小片が出土し、土坑の南コーナー部の地山直上から青銅製経筒蓋が表面を上にして検出された。

3号区画の西側で調査した7号土坑は他の土坑と全く趣きを異にする。開口部で長径156 cm、短径112 cmを測る楕円形プランの土坑であるが、坑底付近では長径195 cm、短径120 cmと拡大するいわゆる袋状ピットの構造をもつ。土坑の南壁では6段程度石を積んで壁のように造り、あたかも石室の一部のような感じを与える。覆土はピットとの重複により複雑な様相を示すが、土坑が過半以上埋められた段階でほぼ全面に焼土や灰を入れた後、上辺部まで埋めたようである。この土坑を埋める際に何か儀礼が行なわれたことを示すのではあるまいか。また、坑底には太さ5～10 cmの木や竹を井桁状に組んであるのが検出された。(第31図左下、図版34) このように7号土坑は他の土坑と異なるあり方を示しているのであるが、その利用目的はやはり室(ムロ)のような貯蔵施設と考えたい。

第3節　出土遺物

ブタイ地区ではわずかに残存した包含層や溝などの遺構覆土から整理箱で12ケースの遺物が出土している。しかし、その大部分は小片のため図化し得なかったり、遺構の複雑な重複によりその帰属を明らかにできない状態で出土した遺物が多い。したがって遺構の年代をも十分に把握できるだけの資料も極めて限定せざるを得ないのであるが、主要な遺物を第32図から第37図に掲げた。

(1) 石　器

磨製石斧、石匙、磨石が各1点ずつ包含層から出土した。石器の他、縄文土器などは出土しなかったが、オオバタケ地区で紹介したような縄文時代の遺跡がこの地区の近くにも存在した可能性がある。第32図1の磨製石斧は淡緑色の石材を用いた小型の石斧で、基部の一部を欠くがほぼ完存する。全長8.5 cm、刃部幅5.4 cmを測る。2の石匙はチャート質の石材を加工し、片面に古い剥離面（石匙として加工する以前のものか）をとどめる。磨石は円礫を利用し両面を利用している。石器の計測値は第6表にまとめた。

第6表　寺家ブタイ地区出土石器一覧表

番号	種　類	長　さ	幅	厚　さ (mm)	重　量 (g)	備　考
1	磨製石斧	85	56	23	188.6	包含層
2	石　匙	49	37	8	10.6	〃
3	磨　石	105	86	50	660.5	〃

(2) 須恵器および土師器

中央調査区、1号区画中央部からかなりまとまった状態で須恵器、土師器が出土しており、中世の段階に1号区画を造成した際に平安前期の遺構や包含層を部分的に取り残した結果、このよ

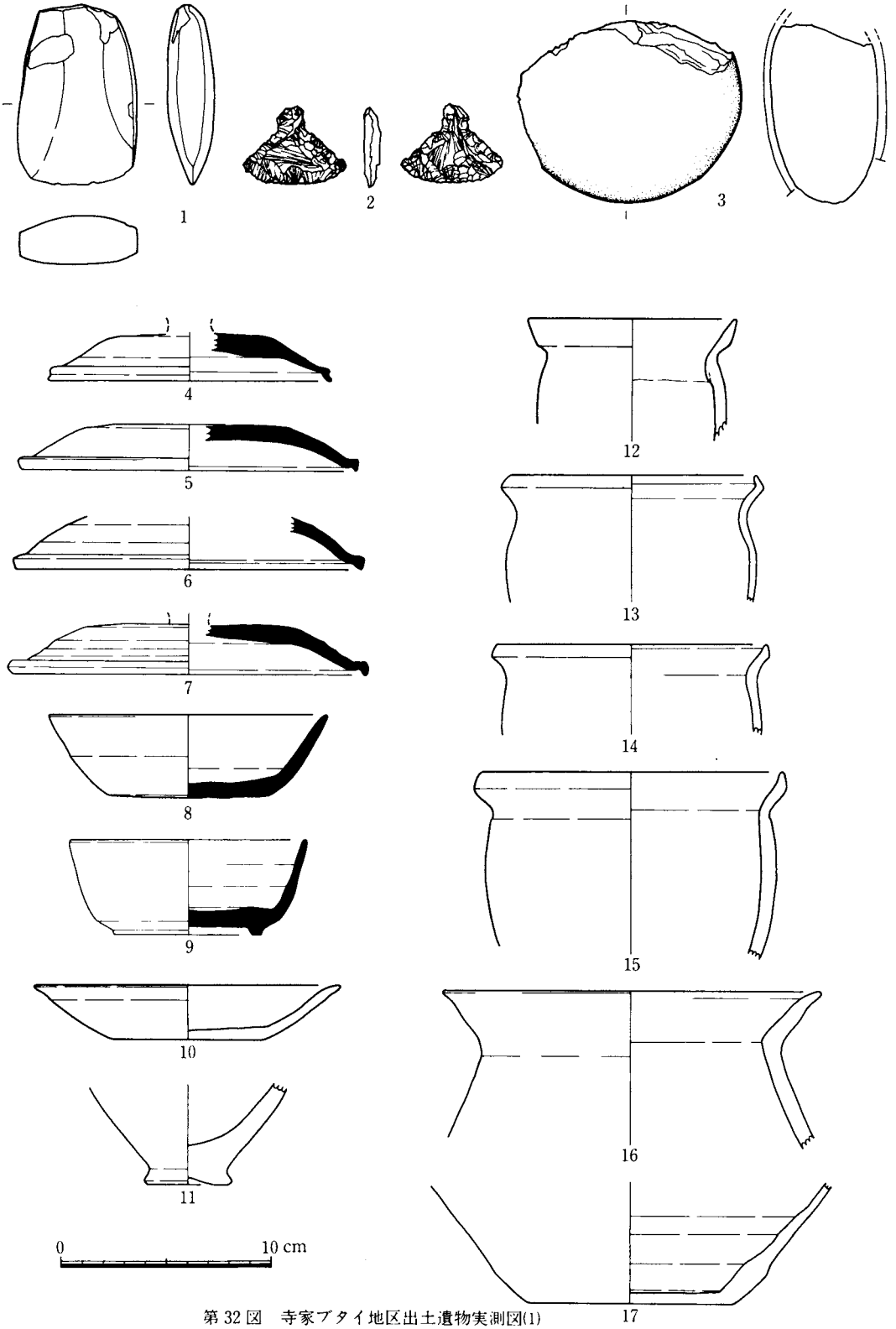

第 32 図　寺家ブタイ地区出土遺物実測図(1)

うな状態になったものと推定される。第32図5～9の須恵器、10～17の土師器がまとまって出土した資料で、4はブタイ地区の南側の包含層出土である。4は口径13.8cmの蓋で口縁端部の凹みは強い。5は口径14.9cm、6は口径16.3cm、7は口径16.7cmを測り、口縁端部の断面形は三角形をなす。8は口径13.1cm、器高3.9cmの坏で完形に近い。9は口径11.1cm、器高4.5cmの有台坏でこれも完形に近い。10の土師器の坏は口縁部が外へ開き、端部は更に広がる。口径14.6cm、器高2.3cmの浅い皿状を呈する。底には回転糸切り痕の痕跡がわずかに認められる。11は壺の底部断片とみられるが、明らかではない。底径4.2cmを測る。古式土師器の底部とみたい。12～15は口縁部が肥厚する土師器の甕で、須恵器の坏と同時期とみて良い。口径10～14cmを測る。16はくの字に開く口縁をもつ甕で、17はその底部になる可能性がある。口縁部には強いナデ調整が認められる。

以上の須恵器・土師器はその器形や調整からみて、平安時代前期（9世紀前半）を主体とし、一部それに先行する要素をもつ、4や9も含む一群と考えておきたい。

(3) 中世の遺物（第33～36図，図版36～38）

第33図18～28と第34図13～40・48・53は遺構からの出土遺物のうち、図示し得えた遺物である。各遺構からは小量ずつながら遺物の出土をみることが多かったが小片が多いため、遺物の殆んどは実測すら出来ない状態である。従ってここに示した遺物は遺構単位の片寄りが大きく、しかも断片的な資料となっている。第33図18・19・22～24・26の珠洲焼・32の土師質土器は4号井戸、第34図33の青銅製経筒蓋・34の土師質土器・35の珠洲焼は4号区面の2号土坑、第33図20・27の珠洲焼・30の土師質土器・第34図48の青磁が3号区画の7号土坑、第33図26の珠洲焼、29・31の土師質土器が4号区画のピットから出土、第34図39・40の珠洲焼が3号区画のピット出土である。

18の小形壺は口縁外面を強く撫でて頸からほぼ直立させている。胴部外面は撫でて成形痕をとどめないが、内面には強いロクロ痕を残す。口径16.1cmに計測したが焼き歪みが著しく必ずしも正確とはいえない。胎土中には砂粒を多く含み、器面に小さなひびが見られるなど粗悪な製品である。19は底径10.2cmの壺底部断片で、底画に回転系切り痕を残す。20は口径9.5cmの小形壺断片でわずかに外反する短かい頸をもち、器肉は比較的薄い。胎土中に大小の砂粒を多く含み、焼成もあまく粗悪である。21は口径15.3cmの小形壺で口縁部はくの字形に外反する。端部に1cm幅の面をもち、全体に器肉は原い。肉画に口縁部接合と粘土紐造りの痕跡をとどめる。焼成は良い。23・24は壺胴部の断片で叩き目がみられる。26は中形壺口縁の断片でくの字に折れ外反する頸部以下には叩きがある。焼成、胎土ともに良好。21は片口鉢の断片で幅4.5cmの浅い口をもつ。内面には卸し目の一部がみられる。27・28ともに擂鉢底部の断片である。2点とも幅2mmの太い卸し目がみられ，28では8条単位の目を数えられる。胎土中に多くの砂粒を含み、焼成も甘く粗野な製品であるが、27の内底は使用によって卸し目が消え、さらに凹みまで生じている。28の外底面には成形時における削り調整が行なわれている。第34図35の珠洲焼大形壺は口径41.6cmに復元される断片である。くの字形に外反する口縁端部に面をもち，その内側をわずかに凹ませている。胎土中には砂粒を多く含むが、焼成は良い。39は口径32.7cmの擂鉢で、口

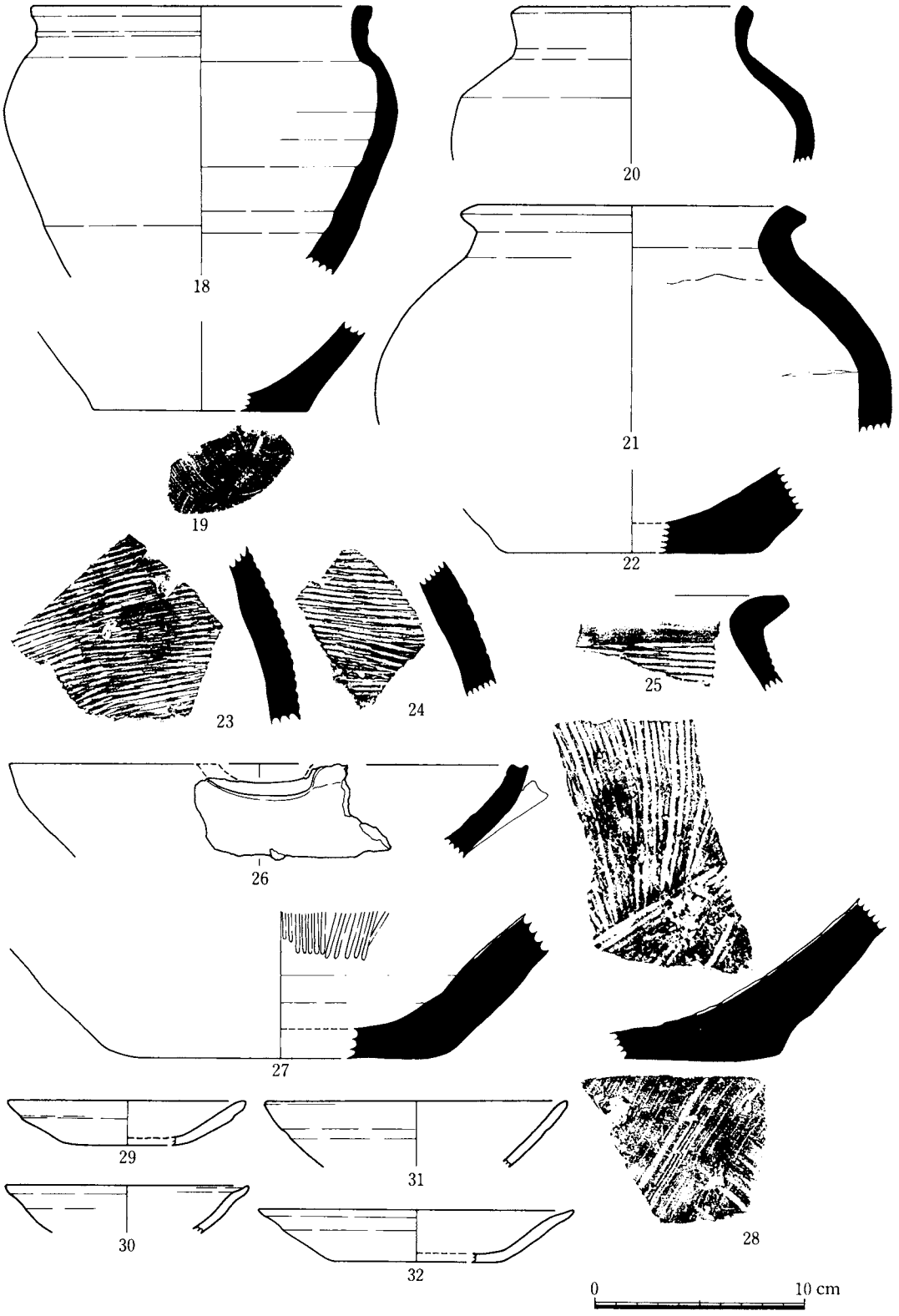

第 33 図　寺家ブタイ地区出土遺物実測図(2)

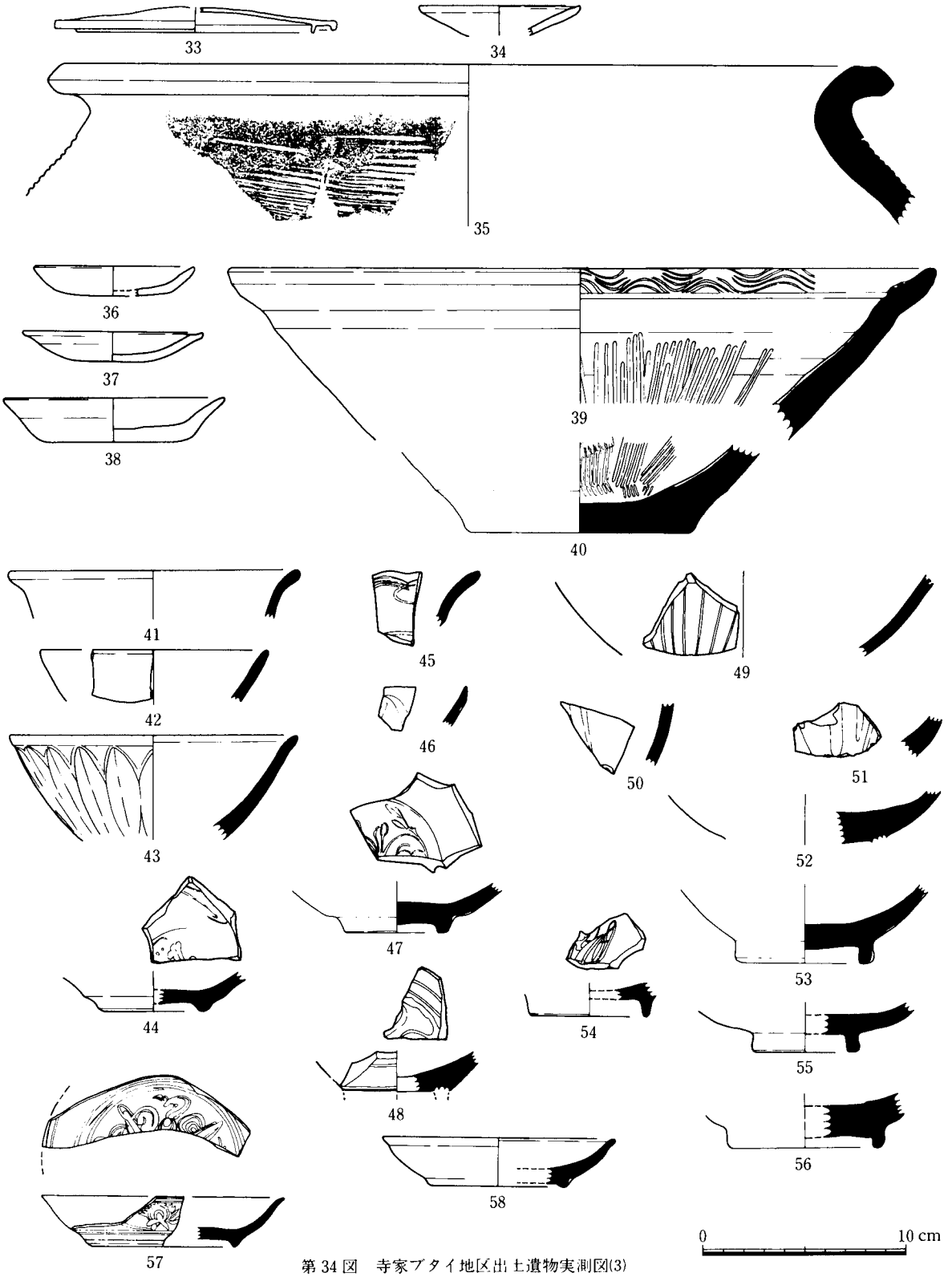

第 34 図　寺家ブタイ地区出土遺物実測図(3)

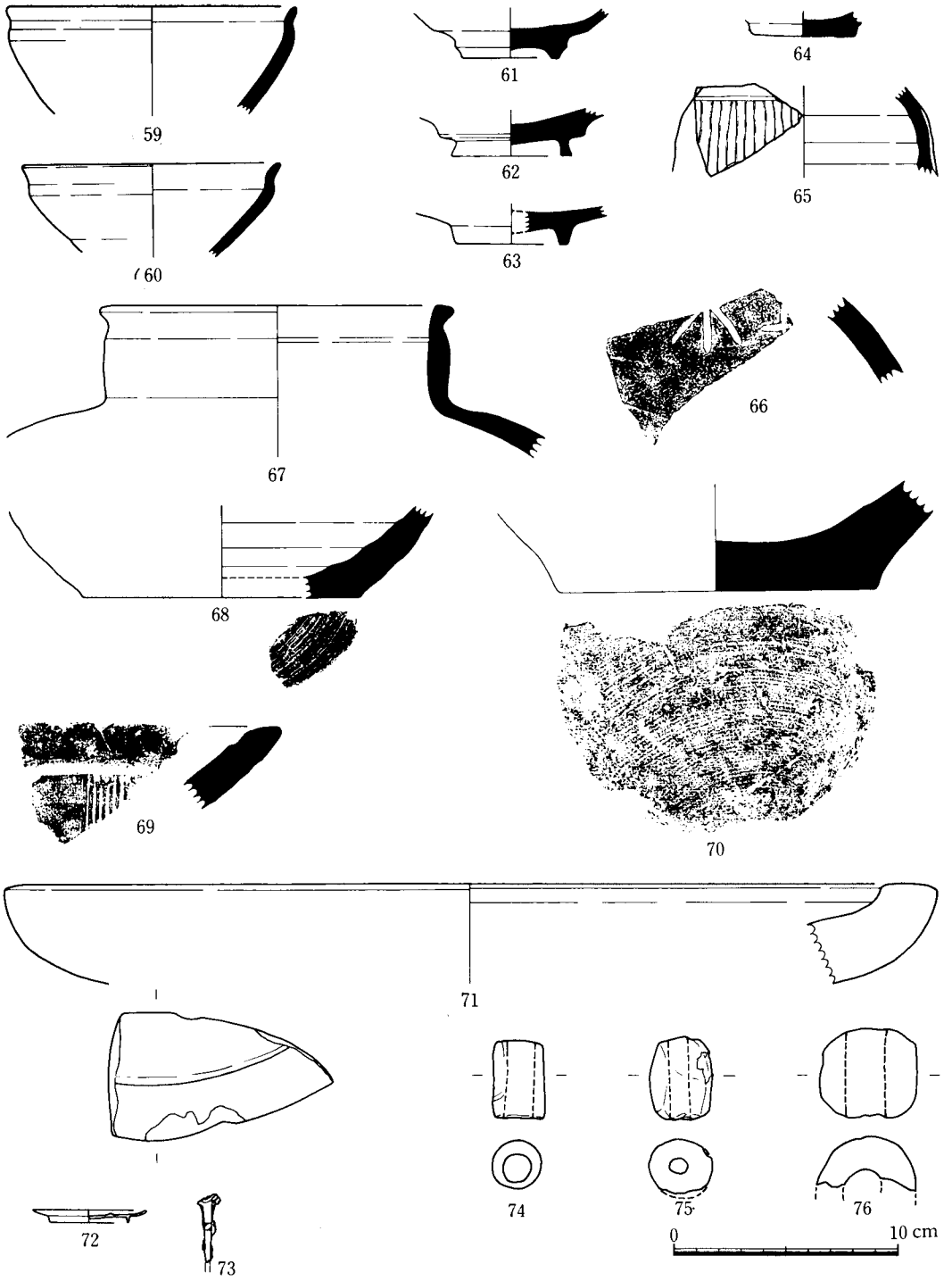

第 35 図　寺家ブタイ地区出土遺物実測図(4)

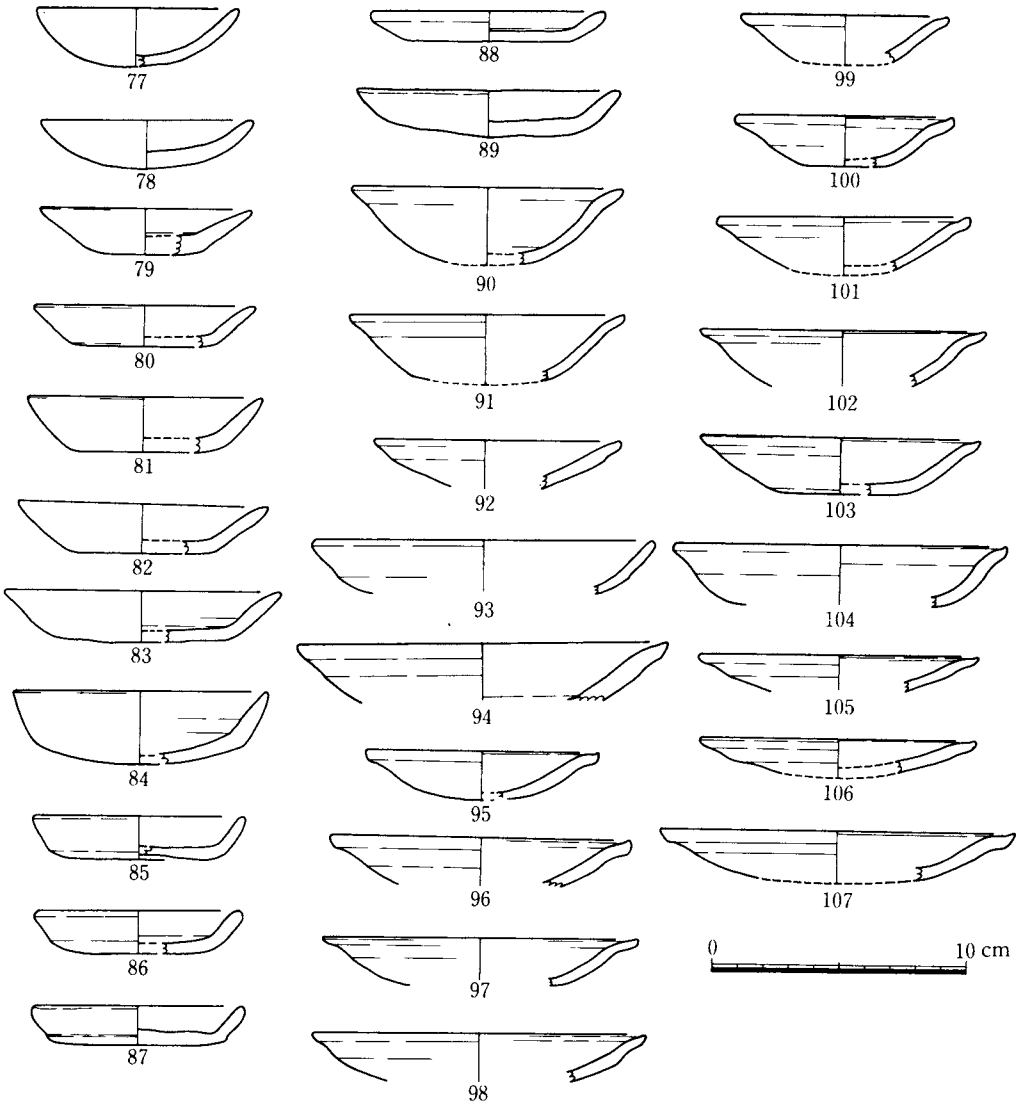

第36図　寺家ブタイ地区出土遺物実測図(5)

縁部内面に幅1.3 cm程度の波状文帯を巡らせている。2 mm前後の櫛歯状具を用いて荒いタッチで波状施文を操り返す。卸し目も2 mm前後の太い櫛歯を用いて描くが、1単位7条、原体の幅が2.5 cm程度であったことがわかる。焼成は良好。46の擂鉢底部には5条1単位、原体幅1.8 cmの卸し目がみられるが，底面の卸し目は使用によりすり減っている。土師質土器は、点数の多い包含層の出土品と一括して分類し、後述したい。

第34図33は青銅製の経筒蓋である。2号土坑の坑底から出土したが、検出時に一部を破損した他は完器である。径14.0 cm、高さ1.0 cmでつまみの付いていた中央部はわずかに山形に高くなっている。つまみは穿孔後に付けられたようであるが欠失している。内面は幅4 mmの縁帯と7 mmの間隔を置いて幅2 mm、高さ5 mmの反りがある。本来は内外面ともに平滑に仕上げら

れ、経筒との合わせ部分の造作も良好であったとみられるが、緑青の吹き出しや土などの付着によって表面は荒れた状態である。重さは164gを測る。第35図72は密教の法具である六器(ろっき)の台皿で青銅製である。3号区画東側の包含層から出土した。径5cm、器高5.5mmの小形品で取り上げ時に一部破損したが、ほぼ定形である。器肉は薄く、高さ4mmの高台が付いている。淡緑色を呈し、剝落によって本来の暗緑色で光沢のある器表の部分は殆んど失なわれている。

第34図41～54は青磁、55～57は染付、58は瀬戸、第34図59・60・65は美濃、66・67は越前、68～70は珠洲で52と56を除いては全て包含層もしくは遺構に伴なわない状態での出土である。41の青磁は瓶の口縁部小片で、釉薬の発色は余り良くなく暗黄緑色である。復元口径14cm。43の青磁碗は淡い青緑色の良い発色を示し、器の外面に大形の蓮弁文をみられる。胎土も精良で灰白色。口径は14.2cm。44の青磁皿底部は見込にスタンプの花柄様の文様がある。釉薬は鶯色であるが光沢のある細かいヒビが多くみられる。45は輪花小皿。46は外面に蓮華文のある青磁碗の小片である。47の青磁碗底部は青緑灰色の落ち着いた色調の釉薬がかけられ、見込みにスタンプの花柄の文様がある。48～50も外面に蓮華文のある青磁碗小片。52の青磁碗は淡灰色の釉薬をかけてあり、見込みに文様が存在することは明らかであるが、使用によって生じた多数の擦痕により判断できない。灰白色をした胎土も精良である。55の染付小皿は復元口径12.0cm、器高2.5cmの高台付の端反りの皿である。外面には宝相華唐草文が描かれ、見込には羯磨文と呼ばれる文様が描かれていたようである。内面に灰などの粒が付着しており余り上等の製品とはいえない。56・57の染付は器肉の厚さや高台の状態から判断して碗の底部とみられる。いずれも見込には唐草または花柄のような文様がみられる。58の小皿は一見して瀬戸の製品と判断される。復元口径11.4cm、器高2.5cmの端反りの皿で暗灰緑色のガラス質の釉薬がかけられている。第35図59・60は鉄釉のかかった美濃産の碗でいずれも口縁端部を外へ開く。口径は12.8cmと11.4cmに復元され、器面の釉薬は黒茶色であるが、口縁端部は褐色を帯びている。59は二次加熱を受けたようで釉の光沢が失なわれ、器面が荒れている。65も美濃産の製品とみられ、器表に黒茶色の鉄釉がかけられている。小壺胴部の断片であるが、肩以下には幅3mm程度の平行線文がある。胎土は灰白色で焼成も良い。61～64は器の内外面に灰釉のかけられた碗または皿の底部である。淡い灰色の釉のある器表は光沢をもち、焼成も良好であるが、胎土中に含まれる黒色鉱物粒が点々と認められる。66・67は越前壺の小片で67にはヘラ記号が描かれている。68～70は包含層出土の珠洲焼擂鉢で68・70の底部には糸切り痕をとどめる。

第35図71は茶臼の受け皿の断片であり、復元径41.2cmを測る。砂岩を加工したとみられ、幅2.3cmの縁帯部を作り出している。縁帯から1cm程度凹ませて浅い皿状とし、茶臼から生ずる抹茶を受けたのである。皿部分の厚さは2.6～2.9cmを測る。73は断面正方形の鉄釘。先端部を欠いており現存長3.0cmを測る。74～76は土錘。円筒状のタイプと丸味を帯びた円筒状のタイプの二種がある。74は15g、75は20g、76は28g（約1/2欠）を測る。

土師質土器は最も多く出土した遺物である。しかし、他の遺物と同様その殆んどが包含層からの出土であったり、遺構に伴なわない状態で出土しており、珠洲焼などとの共伴関係も僅かな例を除いてはおさえることができなかった。ブタイ地区の土師質土器をみた場合、先述したオオバ

タケ地区のそれとは異なる様相を示している。オオバタケ地区大溝でみられたような糸切り痕をとどめる例は少量であり、分類でも新しいとしたE・F・M類、特にM類にみられたような口縁部を外反させて段のような凹みをつける手法の皿が多い。本項ではオオバタケ地区での分類との重複を避ける意味から、ブタイ地区の土師質土器をN類～R類の5区分に大別し、先行するオオバタケ地区の土師質土器との系譜についても触れることにした。

N類は36図77・78に示した底が丸味をもった類である。78のように立ち上がりのやや強いものもあるがこれに含めた。焼成は甘く橙褐色。O類は第34図36・38、第36図80～83で肉厚の底部から斜め上方に口縁部が立ち上がる。口径は10cm前後となるがこれを大きくは超えない。底部は撫でて調整し、底部からの立ち上がり部では、如縁を外反させるため外面に弱い押さえを加える例も多い。(36・38・92・93) この類の系譜はオオバタケ地区B類にあると考えられ、回転糸切り痕をとどめる79などはB類の範疇で扱うべきものであろう。84は底部に丸味をもつ小形の坏で、口径10cm、器高3cmを測る。調整・胎土ともに良い。系譜的にはB類と考えたいのであるが、これ1点のみであり不明である。P類85～89は浅い小皿で、オオバタケ地区D・E類の系譜と考えたい。34図36もこれに含まれる。85はほぼ完器に近く、器高2cmの小皿で、肉厚の感じをもつ、87は内面に黒色の焦げつき様の付着物が残っている。口縁部をひねり出した際の凹み痕がみられる。灯明皿として利用されたようである。89はほぼ完形で口径10.2cm、器高1.7cmを測る。赤褐色で焼きは堅い。Q類90・91は底部が丸味をもち、口縁端部を斜め上方につまみ出す。R類92・93は口縁端部調整による凹みを外面にとどめる。S類はQ・R類と殆んど変わらない形態をとるが、口縁先端部をつまみ出す点で異なる。95～107でこの他小片も多く最も個体数の多い一群であるが、ブタイ地区出土の土師質土器では新しい様相をもつものとみられる。赤褐色の色調を示す例が多く焼成も良好である。土師質土器の編年は先述したように、ようやくその緒についたばかりであるが、ブタイ地区出土の青磁や珠洲焼等の出土状況から、16世紀前半頃に主体を置き、土師質土器P・Q・R類が構成の中心になると考えている[(2)]。

第4節　小　　結

寺家ブタイ地区の調査により、中世の遺構・遺物を検出した。その内容については前節までに述べてきたところであるが、遺構のあり方や出土品からみて気多神社に関係する社僧坊跡群の一角であろうとの推定をもつに至った。本書の標題を気多神社僧坊跡群としたのもここにあるが、気多神社および気多神社宮司桜井家文書から社僧坊に関係する文書を選択し、ブタイ地区の性格についてまとめたい。

ブタイ地区の遺構の特徴は、溝で方形に区画した地割りにある。溝だけを改めて表示すると第37図のようになる。限定された調査区域であるため、その全容は知ることはできないが、周辺にこのような区画が更に存在したことは凝いない。整然とした地割の中に確認される建物の棟数は1・2棟から精々で数棟どまりの数であったとみられ、また、井戸や土坑の分布状況からしても、いくつかの区画がまとまって一つの坊を構成していたと考えられる。しかし、ブタイ地区が例え

ば一つ社僧坊のどのような機能をもつ場所であったかについては断定できない。井戸や土坑が存在することからみると、坊の中でも庫裏のような僧坊達の生活そのものとかなり日常的に結び付くような空間ではなかったかと推定しているが、なお、検討を必要とする。ブタイ地区が社僧坊の一画にあたるとの根拠は出土遺物からも明らかである。2号土坑の青銅製経筒蓋、3号区画からの青銅製六器の仏具類の出土、3号区画東側礫敷での五輪塔の地輪の出土など寺院ないしはそれに関係する遺物をみられ、更に茶臼や青磁・染付などの遺物が比較的多いこともこれを裏付けている。包含層などからの出土遺物が大半であるため、遺構の時期を押さえることは難かしいが珠洲焼が吉岡編年のVI～VII期に該当させることができ、概ね15世紀後半から16世紀前半に造営された遺構であるとみておきたい[2]。

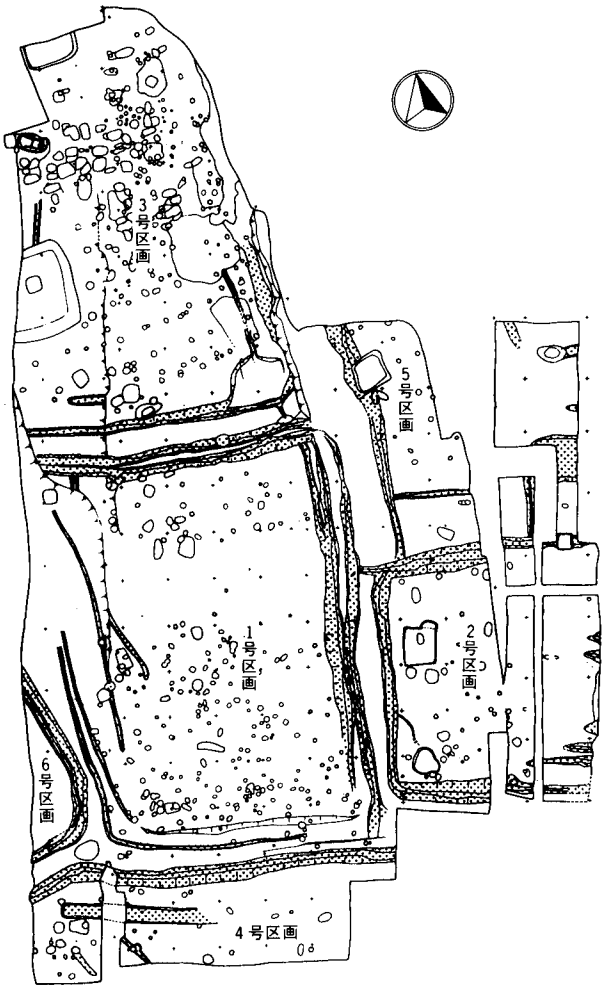

第37図　寺家ブタイ地区区画配置図

気多社僧坊は気多神宮寺が発展し、中世には多くの社僧坊が存在したが、貞享二年（1685）書上（資料18）には長福院・地蔵院・薬師院・正覚院の四院だけとなり、明治の排仏棄釈以後は正覚院のみとなって現在に至っている[3]。このような状況であるからブタイ地区がどの社僧坊と関係するのか判断する材料は、極めて少ない。気多神社および桜井家文書から選択して中世の社僧坊を拾ってみよう。明応八年畠山義元安堵状（資料2）では勝定坊・法花坊・薬師院・文殊坊・不動院。大永六年気多社惣分目神役注文案では長福院・愛染院・玉蔵・幸圓・正覚坊・東林院。天正十年気多社坪付帳（資料4）では不動院・正覚坊・薬師院・文殊坊・地蔵院・賢倫坊・仏蔵坊・普門坊・万善坊・清安坊・知乗坊・宥光坊・成定坊・座主坊（長福坊）・西林院・延命院などの坊名がみえる。この諸坊が変遷し、先の4カ寺だけが継続して明治まで続いたことになる。16世紀後半頃から長福院が座主となり、社僧坊をまとめ気多神社と緊密な連携を保ってきたようであるが、明治の神仏分離により正覚院のみが残ったという状態であった。社僧坊の位置を考えるために圃場整備前の地形図に小字を入れて作成したのが第38図である。これを見ると社僧坊に関係しそうな名称は東からミョウイン、フドウイン・ダイラクジ、カモン、ゼン

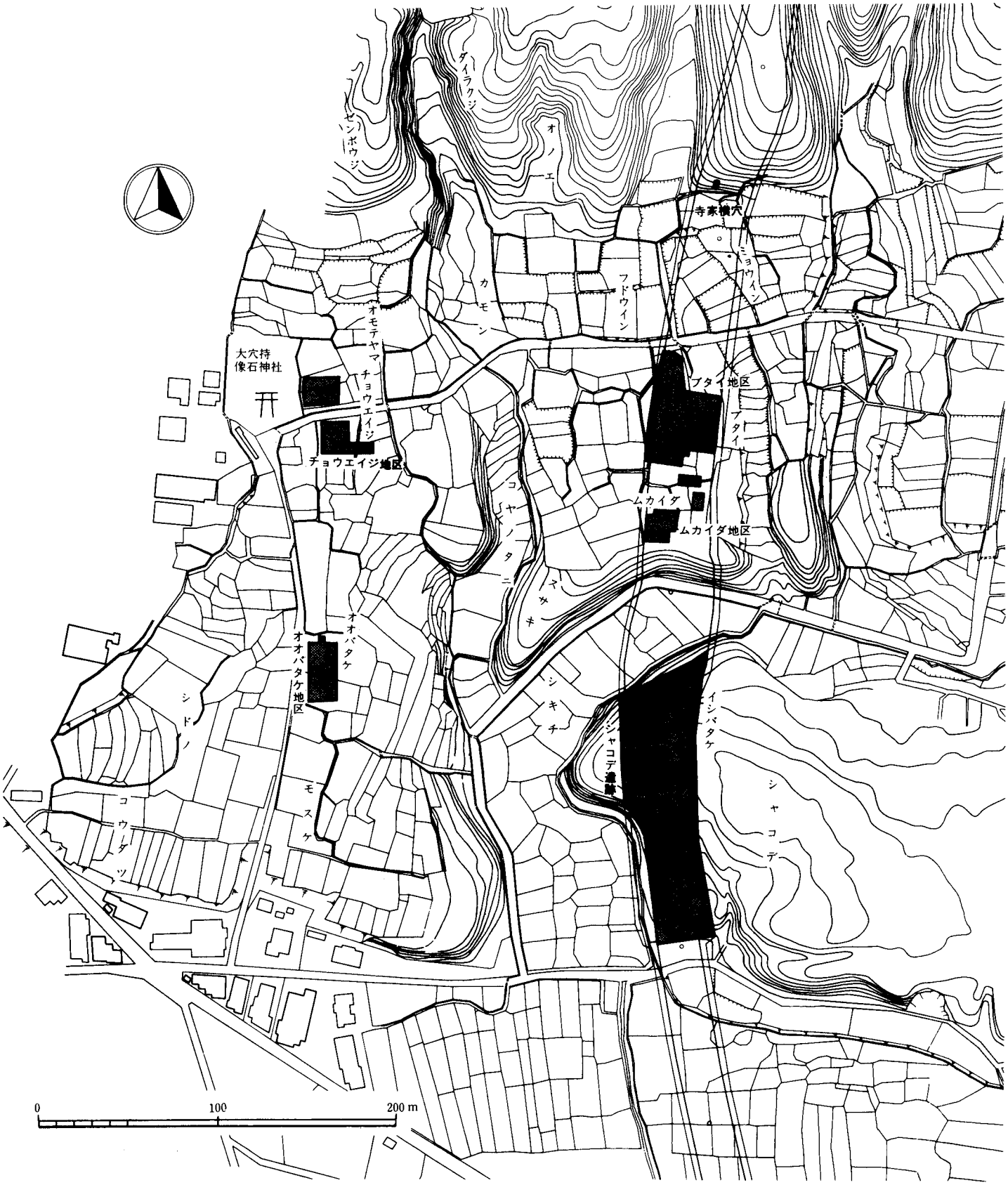

第38図　小字名と調査区域

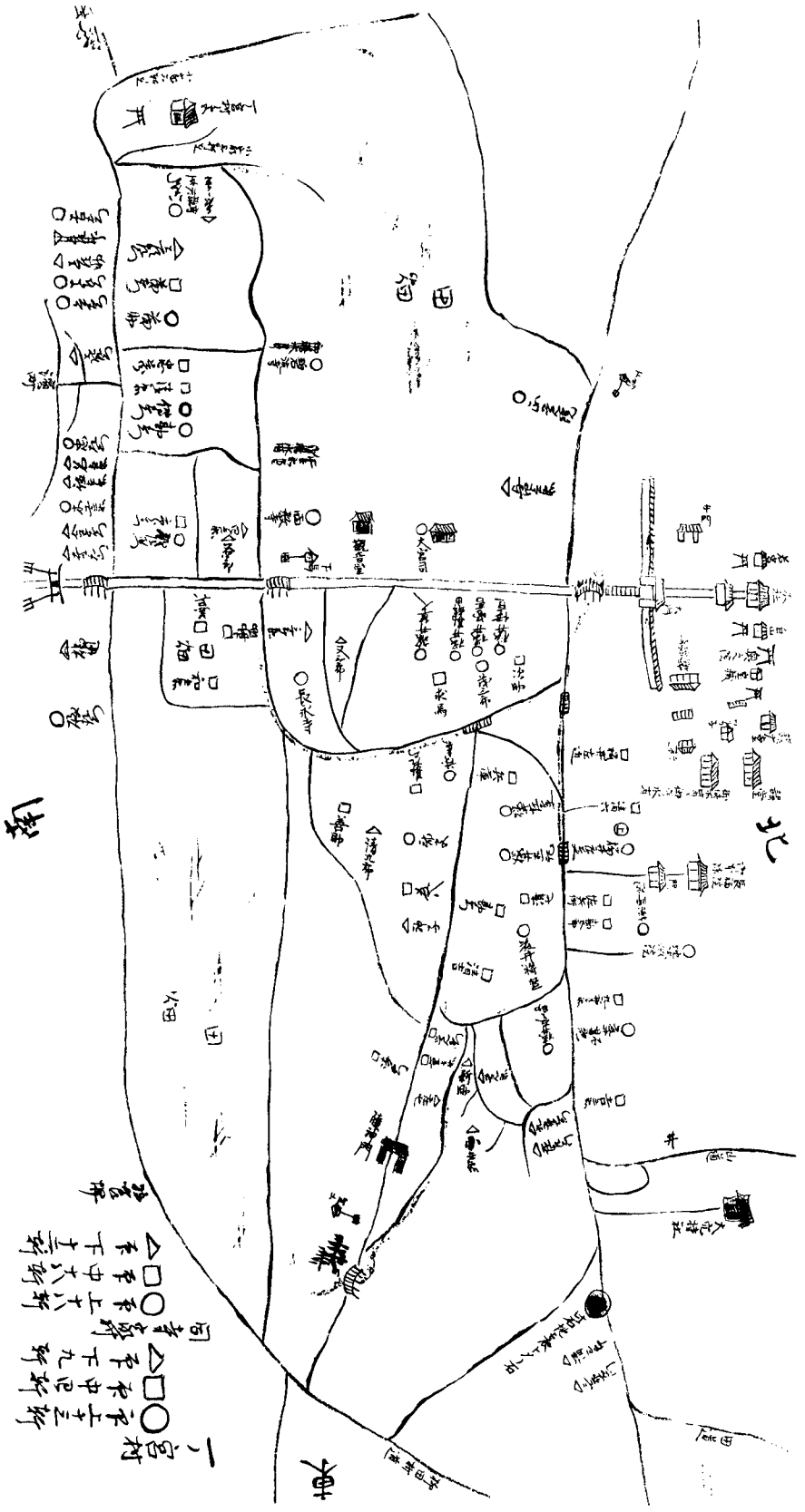

第39図　古絵図にみる気多社僧坊

ボウジ、チョウエイジ、イシボウジ、カンネジ、ジゾウイン、ヤクシイン、チョウフクイン[4]があげられる。また、気多社周辺の古絵図を第39図に示したが、長福院・地蔵院・薬師院・正覚院の名が見え、先の小字名と一致するところもある。小字名が社僧坊の位置を示すものと推定した場合、ブタイ地区に最も近いのは第38図にみたようにフドウインとミョウインである。貞享二年書上によれば、「明暦三年二従微妙院様(前田利家)先社領弐百石之上ニ、百五拾御加増被為下候節、右六カ寺之内不動院・明応院与申弐ヶ寺ハ、無住ニ而書上、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院住持御座候分書上、」(以上略)とあって、ブタイ地区に関係するとみられる不動院・明応院(=ミョウインと考えて)ともに主のいない寺となっていたようである。不動院については、気多社鎰相傳次第(資料3)以下の資料によりその存在がかなり明らかであり、気多社僧坊群の中でも長福院・地蔵院・薬師院・正覚院・文殊坊などとともにその中核をなす坊であったとみられ、耕地整理前の地形では通称フドウインの一帯が一段高く、まさしくこの場所に不動院が存在していたと考えても自然であった。不動院の所在地がこれで正しいとすれば、ブタイ地区の遺構はこれと関係する可能性も高いのではあるまいか。第39図の絵図では、長福院・地蔵院・薬師院は大穴持像石神社と気多神社の間に所在し、小字名と一致するとともに、現地確認では基壇状の遺構も見ることができる。中世の無多社僧坊についてはなお不明な点が多く、今後とも文献資料の解析などによりその実態が明らかにされることを期待したい。

註

(1) 埼玉大学教授小池裕子氏の鑑定による。井戸から出土した貝殻は整理箱に20箱以上もあり、小池氏にはその一部から抽出した貝殻について鑑定していただいた。県文化課の小嶋芳孝氏には小池氏への鑑定について便宜をはかっていただいており、小池・小嶋両氏に感謝したい。

(2) 珠洲焼および土師質土器の編年については、次の文献を参考とした。
吉岡・平田「第四章　珠洲古窯跡」『珠洲市史第1巻』珠洲市役所(昭和51年)
吉岡康暢「珠洲系陶器の暦年代資料」『北陸の考古学』 石川考古学研究会々誌第26号(昭和58年)
四柳・辻本・藤『西川島・II』穴水町教育委員会(昭和56年)
田嶋・小森・山村・北野『敷地町後方遺跡発掘調査報告』加賀市教育委員会(昭和57年)

(3) 気多神社文書については次の文献を参考とし、ブタイ地区に関係すると推定している気多社僧坊跡でも特に「不動院」関係を中心に記録を転載し、巻末の資料編とした。本文中の資料番号はこの文献番号を記している。
太田敬太郎校訂『気多神社文献集』石川県図書館協会(昭和15年・昭和46年復刻)
日本海文化研究室編『加越能寺社由来上巻』石川県図書館協会(昭和49年)
羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史中世・社寺編』羽咋市役所(昭和50年)
続群書類従完成会編『気多神社文書第一巻』気多神社(昭和52年)
続群書類従完成会編『気多神社文書第二巻』気多神社(昭和55年)

(4) 小字名のイシボウジ、カンネジ、ジゾウイン、ヤクシイン、チョウフクインについては第38図に記すことができなかった。これらの小字名は大穴持像石社の西側、気多神社までの間に存在する。ジゾウイン、ヤクシイン、チョウフクインの小字名については第39図の絵図と一致し、またフドウインの小字名は第39図の大穴持社の東側にあたることになる。小字名については『羽咋市史中世・社寺編』712頁を参照されたい。

第Ⅴ章　寺家横穴の調査

第１節　発見と調査の概要

昭和53年７月１日、ブタイ地区の調査を担当していた高橋と湯尻は、ブタイ地区から約100m北の台地端部で、海浜道建設工事のため山林の伐開工事を進めていた現場に、横穴が一基ポッカリと開口しているのを確認した。工事中の不時発見であったため、工事関係者に一時工事の中止を要請するとともに、有料道路建設事務所に遺跡の不時発見の通報と文化庁に対する手続き、調査の実施などについて協議した。工事は眉丈山系へ進入する本線部分にあたり、ＳＴＡ17＋40（センター杭ナンバー）付近の伐開作業中に、重機で削られて横穴の入口部が露呈したものであった。

有料道路課はこれを受けて遺跡の発見通知を提出するとともに、調査の依頼を文化財保護課長に行なった。工事は横穴の発見によって一時中断されたが、有料道路課の要請を受けて、高橋と湯尻がブタイ地区の調査と併行して、横穴の調査を担当することにした。調査は実質３日間、７月５日に終了した。なお、横穴の発見地籍は、文化庁への発見通知により、寺家町マノ部65の丙であった。

第２節　横穴の構造

横穴は眉文山系から派生した舌状台地の端部にあたり、標高は約28.5mの位置に、主軸をＮ—18°—Ｅに置いて開口する。発見時にはすでに前庭部と側壁の一部は壊され、天井部も奥壁でごく一部を確認するにとどまった。大形の角礫を含む凝灰岩質の岩盤に穿たれた横穴は、確認できた全長で5.54mを測る。羨道は長し2.8m、幅1m前後の断面凹字形をなす。羨道は全長の約半分あるいはそれ以上あったと推測され、床は前庭へ向って緩く傾斜する。羨道と玄室の区分は、床を一段下げていることで明らかであるが、両側壁でははっきりしない。前室は床面で全長2.07m、最大幅1.74mを測り、床を奥の部分でまた一段下げて二つの長方形区割を意図したようである。羨道から10cm程度下げた手前の床面は、長軸を主軸方向にとり、長さ1.5m幅0.9mの方形とし、これから22cm程度下がった奥の床面は、長軸を主軸と直交する方向にとって、長軸1.2cm、短軸80～90cmの方形としている。しかし、玄室の床からの壁の立ち上がりは、側壁が上部で広がる（最大幅約2.2m）こともあって必ずしも明瞭とは言えない。奥壁も床から緩く立ち上がり、奥壁中央部では更に奥へ広がるようにカーブしている。奥壁のプランは岩質の悪さや調整の不十分さもあってか、良く把握し切れないが、両側壁の膨らんだ方形を意図したものと推定される。高さ2.2m、床面幅1.4m、最大幅2.2m、天井幅1.4mを測る。奥壁のほぼ中央からやや下の部分と、奥壁の西側に浅い穴が掘りくぼめられていたが、横穴築造時にあるいは角礫を抜き取ったものか、何らかの目的をもって設けられたものであったかは明らかでない。床面は比較的平担に造られているが、特に玄室部の側壁や奥壁は造作が粗雑である。排水溝などの施設も見られず、側壁や奥

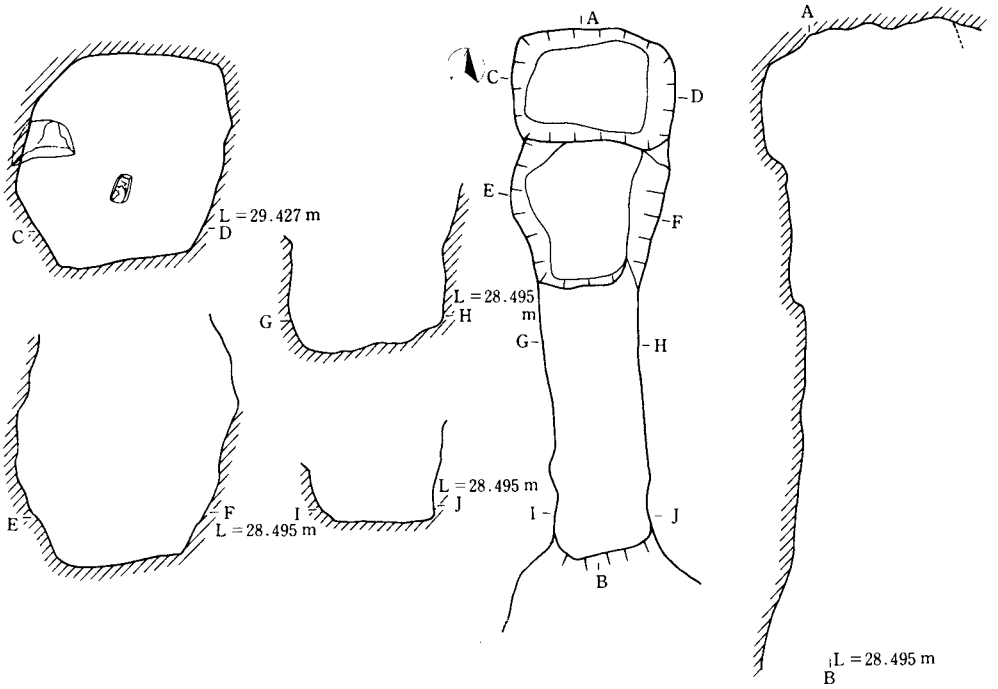

第40図　寺家横穴実測図

壁にみられる先の尖った工具による掘削痕も、仕上げなどの積極的な最終調整は、はっきりしない荒削りの感じを与えている。発見当時は穴の中に黄褐色の山土が充満しており、すでに天井部が崩落していたと推定されるが、調査の結果では、全く出土品は無かった。

第3節　小　　結

工事中に不時発見された寺家横穴は、調査の結果、1点の出土品も発見されず、まずその帰属年代を押さえる手掛りを得ることはできなかった。明らかに人の手によって掘られた横穴にもかかわらず、その性格付けは困難である。ただ、説明でも明らかなように、この横穴がいわゆる横穴古墳とは趣きを異にするものであることは確かと言える。近年県内においても本例に類以する横穴状遺構や地下式横穴の調査例が増えてきつつあり、昭和58年度にも羽咋市滝町のところ塚古墳の周辺で6基の地下式横穴が新たに発見され、羽咋市教育委員会によって調査されている[1]。県内のこの種の遺構の性格について、これまで①横穴古墳②中世墳墓③貯蔵穴④隠れ穴などの考え方があったが、いずれも出土品を伴わなかったり、伴ったとしても数量が少なく、なおその性格付けについて決めてに欠けるのが実情である。出土品を伴った例をみると羽咋郡志賀町矢駄横穴状遺構からは、天目茶碗、土師質土器(灯明皿)各1点[2]、七尾市下町の地下式横穴からは土師質土器(灯明皿)、小松市津波倉町のホットジ遺構では、二基の地下式横穴が調査され、美濃窯の天目茶碗2点と香炉1点、竜泉窯製とみられる青磁碗1点、越前窯の大甕2点以上、作見窯の瓶子1点、瓦質の火舎1点などが出土している[3]。この他加賀市美岬町千崎地下式横穴からは刀子が1

点出土したという[4]。わずかこの四遺跡例をもって判断することは、甚だ危険な事であるが、矢駄や津波倉ホットジなどからの調査結課からみると、どうも中世のある時期、特に室町時代に造られた遺構と考えられるようである。

以上のような観点から寺家横穴についてみてみると、前節までに触れてきたように、寺家台地に気多社僧坊群が存在していた鎌倉、室町期に造られた可能性が高いといえる。もっとも横穴を掘るといった事例から言えば、現在でも昭和30年代頃まで使われていた穀物や芋類の種や苗を入れて置く、貯蔵穴としての横穴を各所で見ることが出来、本例も近世以降の遺構ではないと断定する材料も無いではない。しかし、地元の古老等の伝承も無く、横穴の構造からみてもそれ程新しくはないと思われる。筆者としては寺家横穴が室町時代のある段階に造られた遺構であると推定したいのであるが、なお、今後の事例の増加に期待しておきたい。

註

(1) 谷内碩央『柴垣ところ塚古墳柴垣ごぜん塚古墳発掘調査報告書』羽咋市教育委員会（昭和59年）

(2) 中島俊一『志賀町矢駄遺跡』石川県教育委員会（昭和49年）
橋本澄夫「五　矢駄横穴状遺構」『志賀町史資料編第一巻』志賀町役場（昭和49年）、七尾市下町例は橋本文献の考察で触れられている。

(3) 宮下・小村・上野「小松市津波倉ホットジ遺跡」石川考古学研究会々誌第21号（昭和53年）

(4) 大聖寺高校郷土研究部「加賀市美岬町千崎横穴古墳調査報告」郷土復刻集（昭和54年）

第Ⅵ章　ま　と　め

能登海浜道関係の調査により寺家遺跡やシャコデ遺跡など寺院・一の宮地区に所在する遺跡の内容も次第に明らかにされてきている[1]。おわりにこれら周辺の遺跡との関連にも触れ、総括としたい。

寺家オオバタケ地区では縄文前期から中期にかけての土坑群が調査されたが、同様な中期の土坑群は柳田シャコデ遺跡でも確認されている。また、前期の爪形文土器は寺家遺跡砂田地区でも出土しており、羽咋市域でも最古の段階での足跡といえる。寺家オオバタケ地区にみられた土坑の性格については落し穴とする意見もあるが、本文中にも述べた通り筆者は否定的である。なお、今後の検討を必要としよう。

弥生時代から古墳時代の遺構・遺物は、寺家遺跡砂田地区や太田地区で確認されているが、古墳前期初頭の土師器が寺家オオバタケ地区で若干出土しており、寺家の台地にもこの段階の遺跡が断片的ながら営まれた可能性がある。

飛鳥・白鳳時代（7世紀）にはシャコデ遺跡、寺家遺跡祭祀地区・砂田地区で竪穴住居跡が存在し、寺家遺跡では祭祀が行なわれるようになる。7世紀後半にはシャコデ遺跡で竪穴住居から掘立柱建物へと変化がみられる。

奈良時代（8世紀）に入るとシャコデ台地にはシャコデ廃寺が建立されるが、シャコデ遺跡の建物群は廃絶する。一方、砂丘に立地する寺家遺跡では祭祀地区・砂田地区ともに祭祀が活発に行われるようになり、竪穴住居も掘立柱建物に変化する。

平安時代前期（9世紀）には寺家遺跡砂田地区の建物群が再編成され、大型の掘立柱建物群へと変化する。祭祀は依然として盛んに行われるが、調査区の南半では製塩や小鍛冶などの工房も造られるようになる。ブタイ地区ではこの段階の須恵器・土師器が出土しており、寺家台地にも集落が拡大した可能性がある。

平安時代中頃（10世紀）には寺家遺跡砂田地区の南半までが砂に覆われてしまい、集落は砂田地区の北半部に集中する。総柱の掘立柱建物群や井戸が調査されているが、11世紀頃までは祭祀が続けられていまようで、金銅製鈴や馬歯などなどが発見されている。10世紀代にはオオバタケ地区の調査区中央にみた竪穴状遺構1棟が設けられたようで、この頃より後に寺家の台地にも次第に遺構が造られるようになったとみられ、このことはすでに指摘されているように砂丘地帯での砂の推積の進行と関係があるものと思われる。

鎌倉時代前半（13世紀初）から寺家遺跡砂田地区では土塁を伴なう溝で区画した中に建物が配置されるようになる。Ⅰ～Ⅲ期の区画の変遷が考えられているが、Ⅲ期では一辺50mの方形区画が連って構成されている。オオバタケ地区でも丁度この頃（12世紀後半～13世紀前半）に大溝や建物群が造られ、台地の上にも気多神社の社僧坊群が造営され始めたようである。

室町時代（14世紀中頃）から寺家遺跡砂田地区では、砂丘の移動が活発化し、土塁で区画された建物群は放棄され、その後畠地となり15世紀前半から砂丘の下へ埋もれて寺家の砂丘地での

営みは終わりを告げる。一方、寺家の台地には気多神社を中心に次第に社僧坊が整備されていったようで、明暦八年（1499）畠山義元の薬師院への社領を示す書状（資料２）には勝定坊・法花坊・文殊坊・不動院などの名が記されている。寺家台地における中・近世の遺物の分布範囲は広く、一の宮地内から気多神社周辺、大穴持像石社周辺、さらにはシャコデ台地北側の水田地帯にまで広がっていると予想され、事実、圃場整備前の分布調査ではこの区域の台地のほぼ全域で遺

第７表　寺家周辺遺跡の画期と変遷

画期	小　　期	祭　祀　地　区	砂　田　地　区	シャコデ遺跡	オオバタケ地区	ブタイ地区
I	1 7世紀前	竪穴状遺構、勾玉、ガラス小玉、金環	竪穴住居跡４棟、ガラス玉、金環	竪穴住居跡７棟		
	2 7世紀後	?	?	竪穴住居跡１棟、掘立柱建物11棟＋α		
II	1 8世紀前	土塁の築造、一辺約10mの方形溝、石組炉４基、焚水跡約10ケ所、狻猊鏡、他	竪穴住居跡30棟、海獣葡萄鏡、奈良三彩、馬歯、他	シャコデ廃寺建立		
	2 8世紀後	?	竪穴住居を掘立柱住居に建替え（約20棟）、鍍金鉈尾、馬歯他			
III	9世紀	土器集積遺構２ケ所、石組炉１基、小型獣文鏡、太刀、紡錘車、他	掘立柱建物群を大型掘立柱建物（12棟）に建替え、井戸１基製塩炉、小鐵冶炉、瓦、馬歯	シャコデ廃寺修理		須恵器・土師器
IV	1 10～12 世紀	砂に覆われる。	南半は砂に覇われる。北半は総柱掘立柱建物（９棟）、井戸５基、銅鈴、馬歯、他	総柱掘立柱建物１棟以上	竪穴状遺構１ （10世紀代）	
	2 13世紀 初頭～ 前半	薄い包含層が形成されるが、実体は不明。	土塁の築造と建物群（約25棟）、井戸４基（I～III期に細分可）		大溝、掘立柱建物出現か 寺家台地に社僧坊が造営され始める。	
	3 13世紀後半～ 14世紀前半				?	?
V	14世紀後半～ 16世紀前半	砂丘の下となる。	建物群廃絶し、畠地となる。 全域が砂丘の下となる。		大溝の再整備、掘立柱建物が継続的に造られる。	溝による区画内に掘立柱建物、井戸、土坑が造られる。寺家台地に社僧坊が多く存在したと推定。ムカイダ地区・寺家横穴もこれに関連

小嶋芳孝編『寺家』1984に追加作成

物の散布を確認しており、中・近世にはかなりの気多神社の神官達の屋敷や社僧坊が存在していたことを裏付けるものといえる。ちなみに、大永六年（1526)、享録四年（1531）の写しの合冊である「気多社年貢米銭納帳」によれば社僧坊と思われるものとして、延命院・伊福院・紹灯庵・多門坊・仏蔵坊・地持庵・長福坊・賢喰坊・惣持寺・不動院・玉蔵坊・正覚坊・東林坊・法花坊・勝定坊・醒醐寺・薬師院などが見え、天正十年（1582）の「正大宮司領知坪付」および「気多社坪付帳」には文殊坊・西坊・神興寺・林幅坊・正覚坊・幸圓坊・衛善坊・薬師院・明王院・智乗坊・西林院・福泉坊・地蔵院・不動院・賢倫坊・観音坊・仏蔵坊・普門坊・万善坊・清安坊・宥光坊・成勝坊・座主坊（長福坊）・延命院などが記されている。気多神社以外の坊名も書かれ、石動山との関係も深いとみられるので必ずしも全てが気多神社の社僧坊であると見ることは難かしく、また文献の方には素人の筆者であるから、この判断は専門家にお願いするしかないが、天年十年の気多社坪付帳には16の坊屋敷が記されており、これ以上の社僧坊が存在した可能性が高い。

ブタイ地区で発掘した遺構は遺構のあり方や仏器などの出土品から気多社僧坊の一角と推定し、出土した珠洲焼をもとに15世紀後半から16世紀前半の遺構であるとした。また、小字名から不動院に関係した遺構の可能性を指摘しておきたい。ムカイダ地区の建物もこの頃に造られたようである。

寺家周辺の遺跡の変遷をまとめれば第7表のようにまとめることができる。いずれにしろ、家周辺の古代から中世の遺跡については考古学や文献史学の成果をふまえ、総合的に検討して行く視点が今後は一層重要になってくるのではあるまいか。

註

(1) 小島芳孝編『寺家　1978年度調査概報』石川県立埋蔵文化財センター（昭和54年）
小島芳孝編『寺家　1980年度調査概報』石川県立埋蔵文化財センター（昭和56年）
古代を考える会『古代を考える29　羽咋市寺家遺跡の検討』（昭和56年）
小島芳孝編『寺家』羽咋市教育委員会（昭和59年）
ほか第II章第1節に掲げた文献参照

図　　版

図版 1　遺跡周辺の航空写真（昭和50年11月撮影）

図版 2　寺家オオバタケ地区その1

調査区遠景（北西より）

発掘調査の状況（東より）

調査区から大穴持像石社を見る（南より）

図版 3　寺家オオバタケ地区その2

調査の状況（東より）

調査区からブタイ地区を望む（西より）

図版 4　寺家オオバタケ地区その3

調査区全景（北半・西より）

調査区全景（中央・西より）

図版 5　寺家オオバタケ地区その4

2号土坑

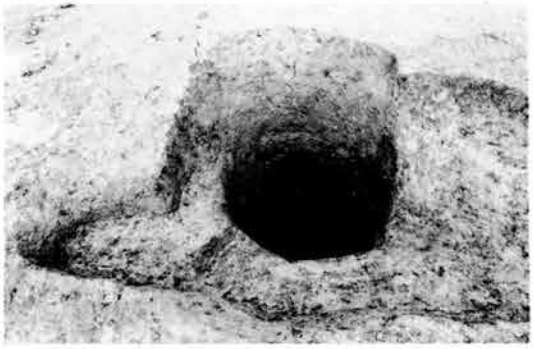

3号土坑

6号土坑

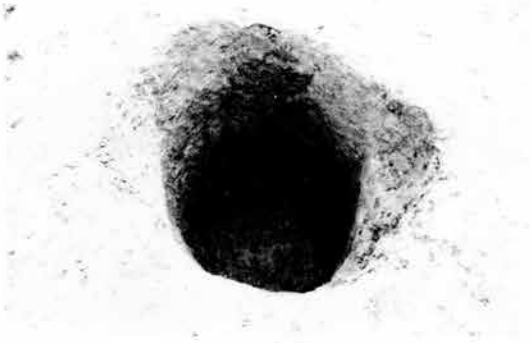

7号土坑

15号土坑

18号土坑

20号土坑

図版 6　寺家オオバタケ地区その5

22 号土坑

23 号土坑

24 号土坑

25 号土坑

26 号土坑

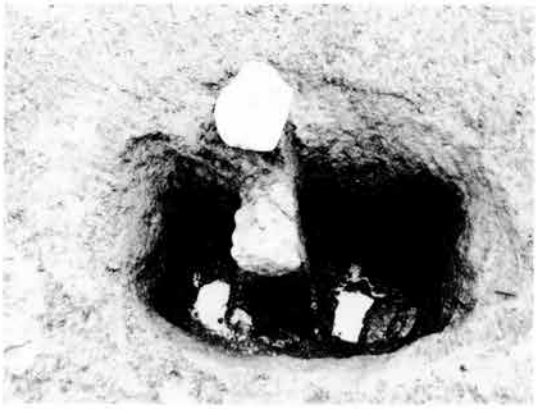

27 号土坑

28 号土坑

図版 7 寺家オオバタケ地区その6

27 号土坑

32 号坑

33 号土坑

35 号土坑

36・37 土坑

39 号土坑

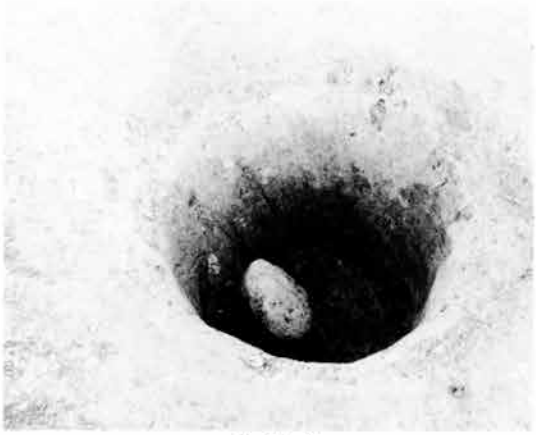

41 号土坑

49 号土坑

図版 8　寺家オオバタケ地区その7

49 号土坑

51 号土坑

縄文土器出土状況

56 号土坑

竪穴状遺構（東より）

竪穴状遺構（北より）

竪穴状遺構（西より）

図版 10　寺家オオバタケ地区その9

掘立柱建物群（東より）

掘立柱建物群と大溝（北より）

溝（西より）

大溝（東より）

大溝完掘状況（東より）

大溝（東より）

大溝内礫出土状況（西より）

大溝断面

大溝（南より）

大溝完掘状況（南より）

図版 13 寺家オオバタケ地区その12

大溝完掘状況（西より）

大溝屈曲部（北西より）

縄文土器（前期中葉）

縄文土器（前期後葉）

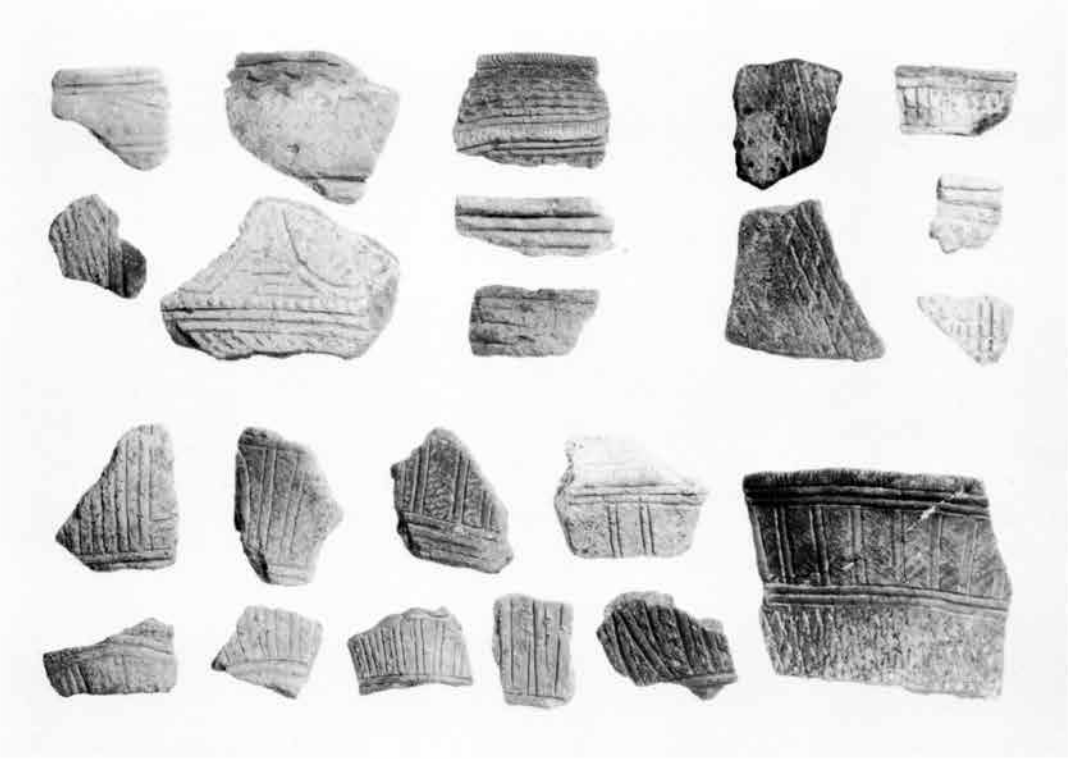

縄文土器（中期初頭）

縄文土器（中期初頭）

縄文土器（中期初頭）

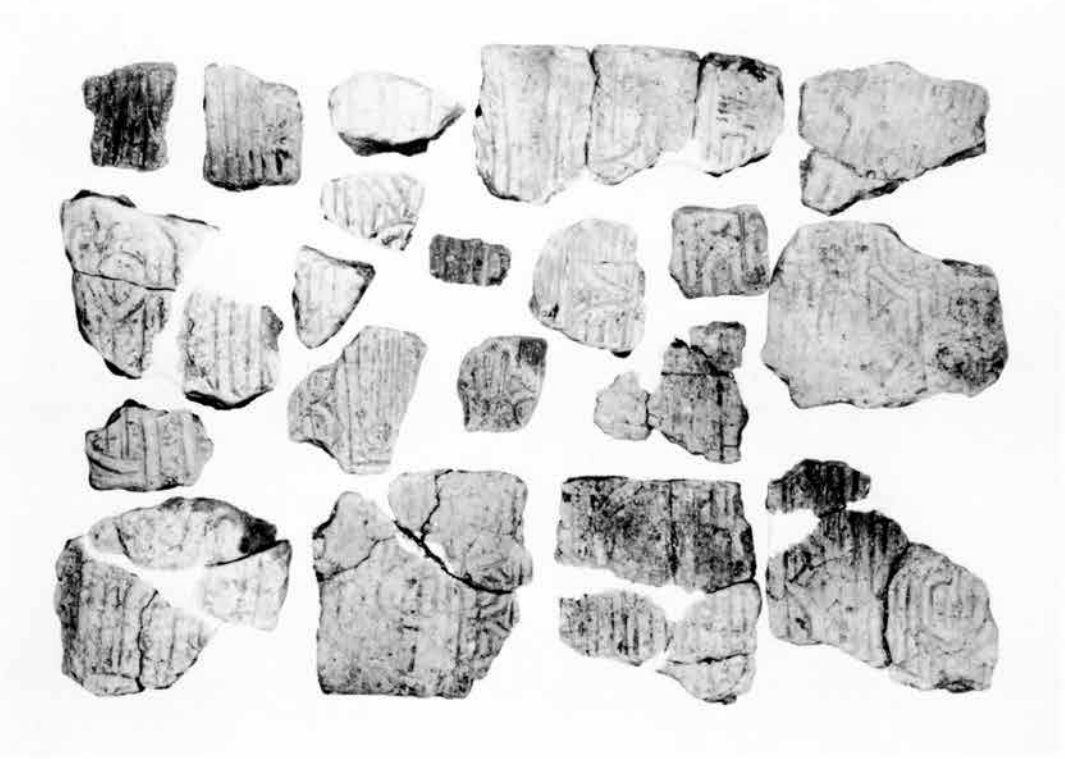

縄文土器（中期初頭）

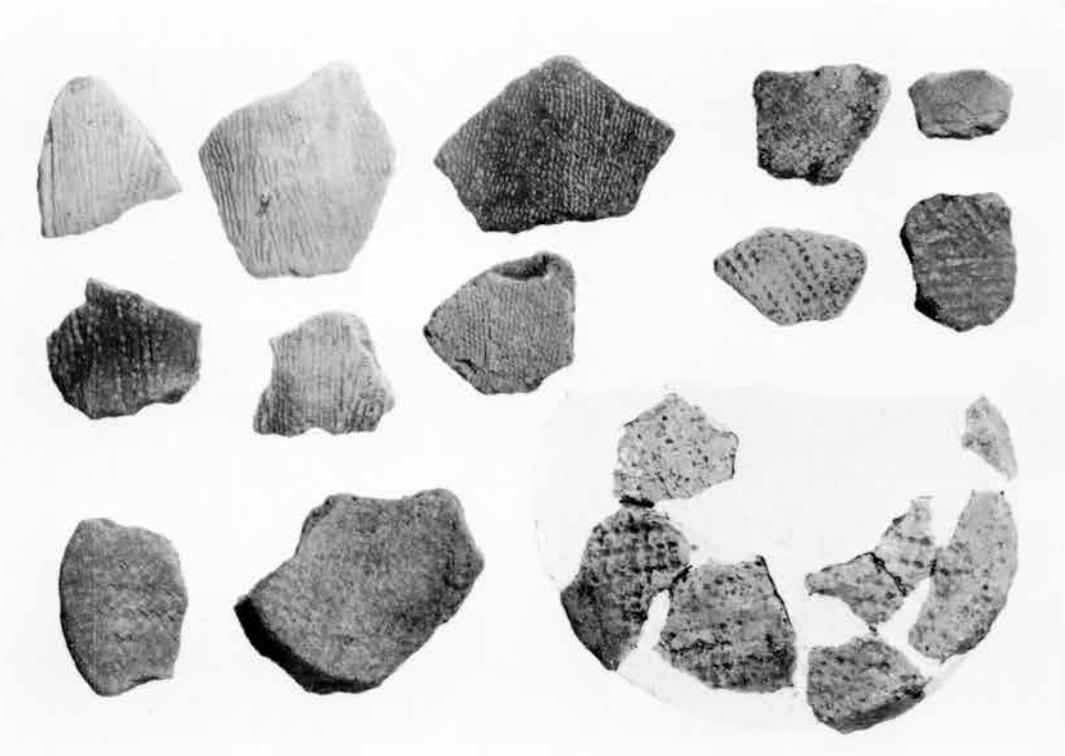

縄文土器（中期初頭）

縄文土器（後・晩期）

磨製石斧・石鏃・石匙など

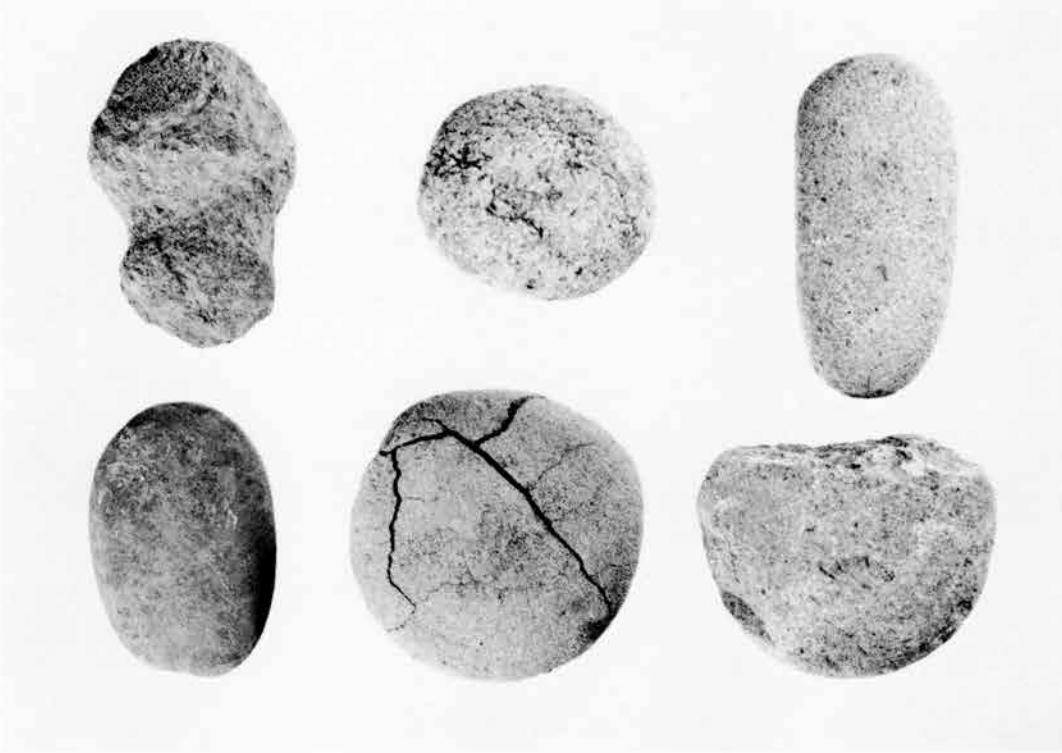

敲打石錘・磨石

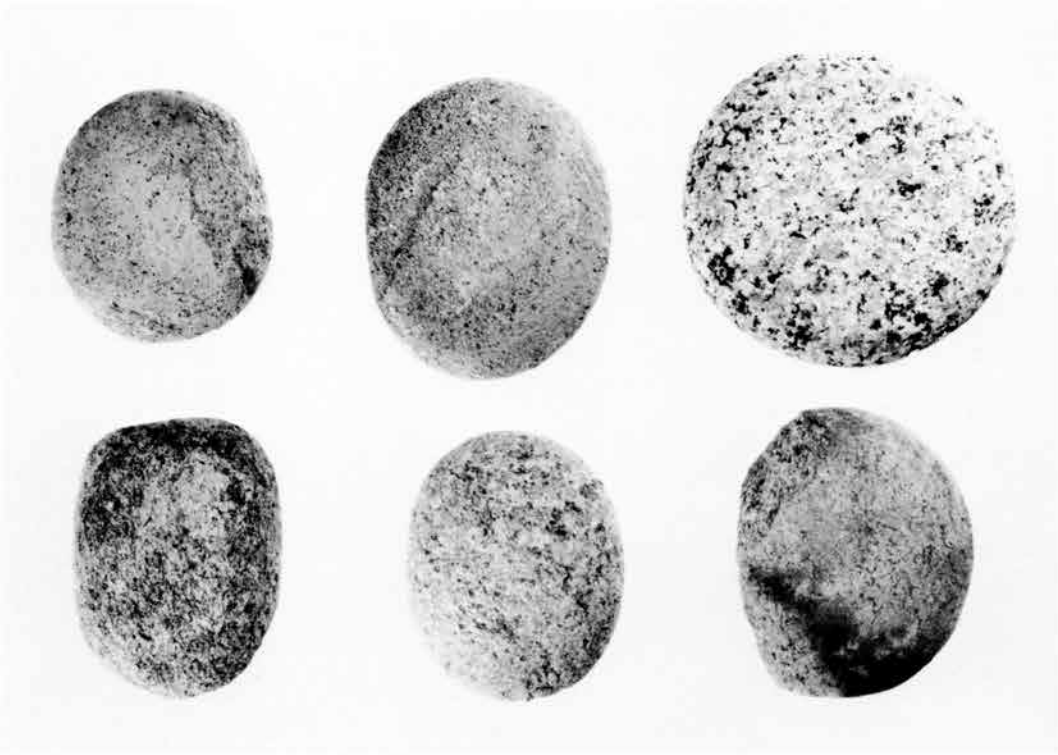

磨 石

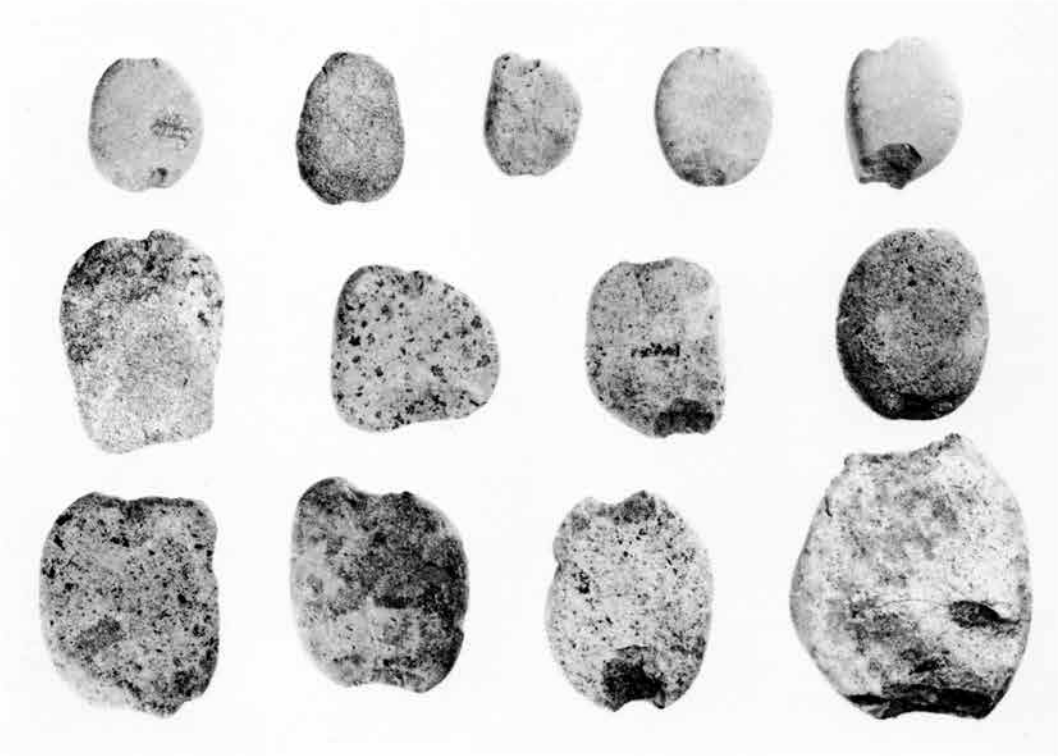

石 錘

石 錘

古式土師器、須恵器 土師質土器

土師質土器

土師質土器

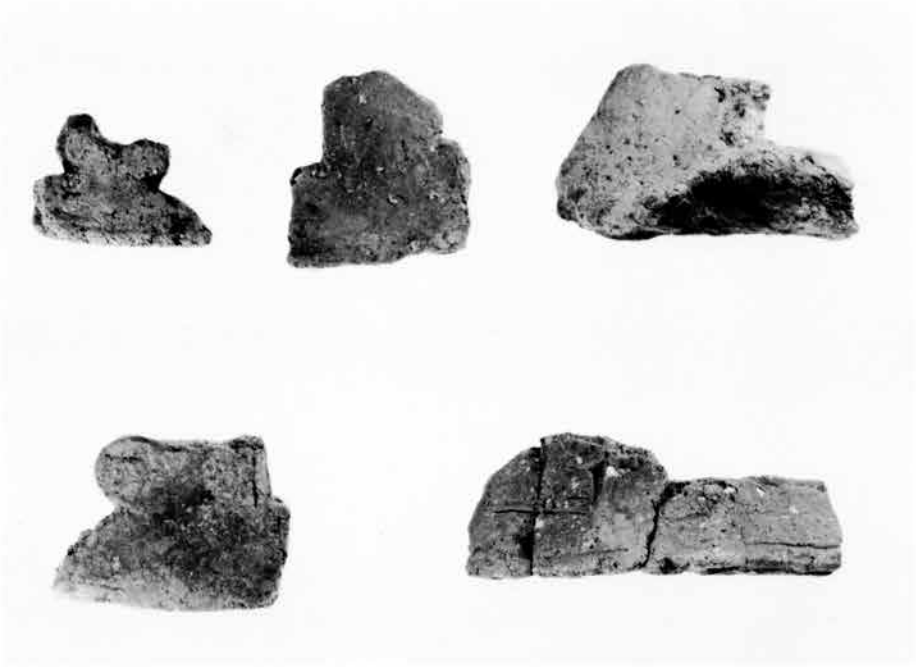

土師質脚部

珠洲焼擂り鉢

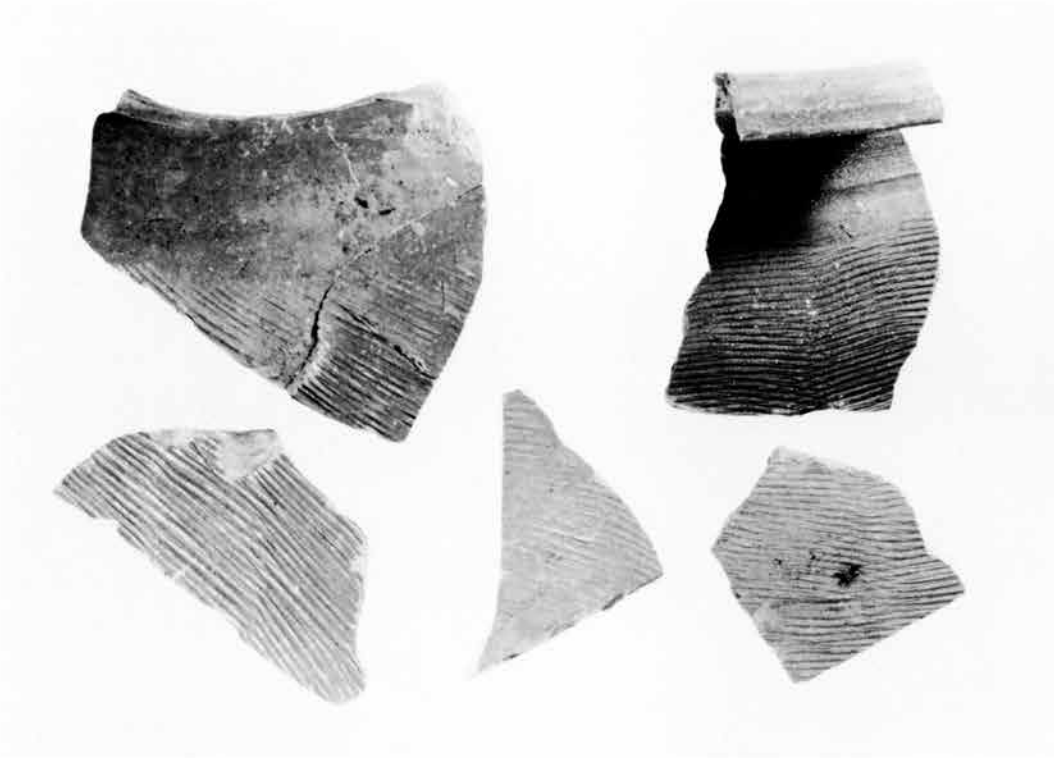

珠洲焼壺（オオバタケ地区大溝出土）

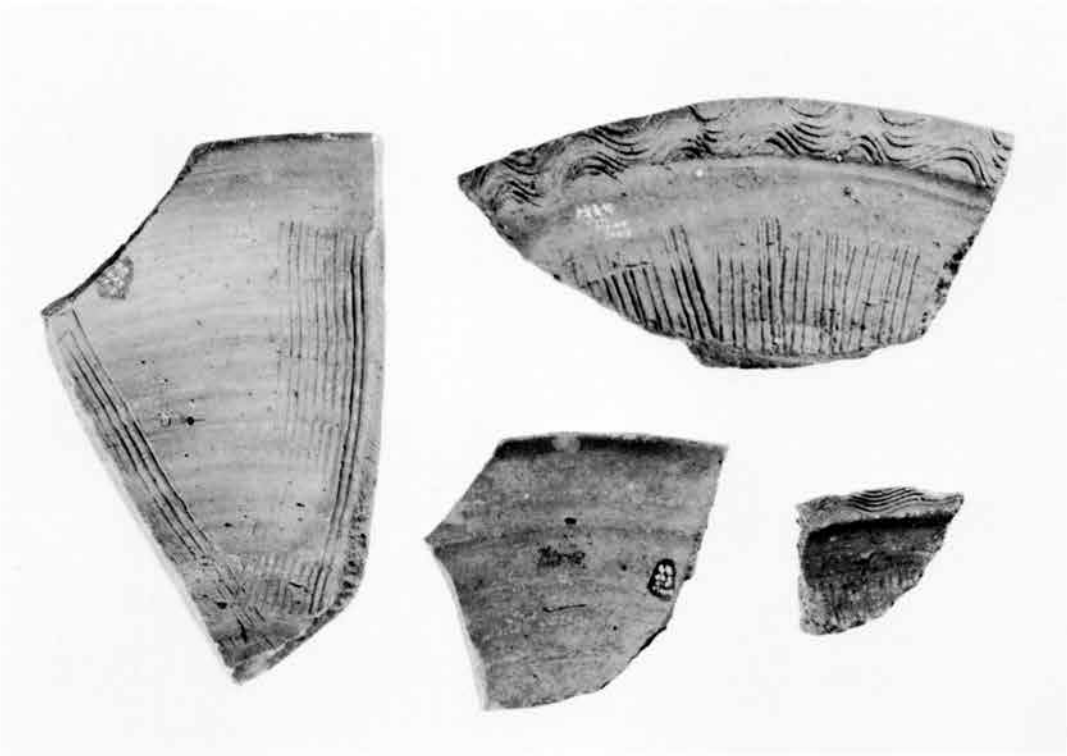

珠洲焼擂り鉢

調査区全景（南より）

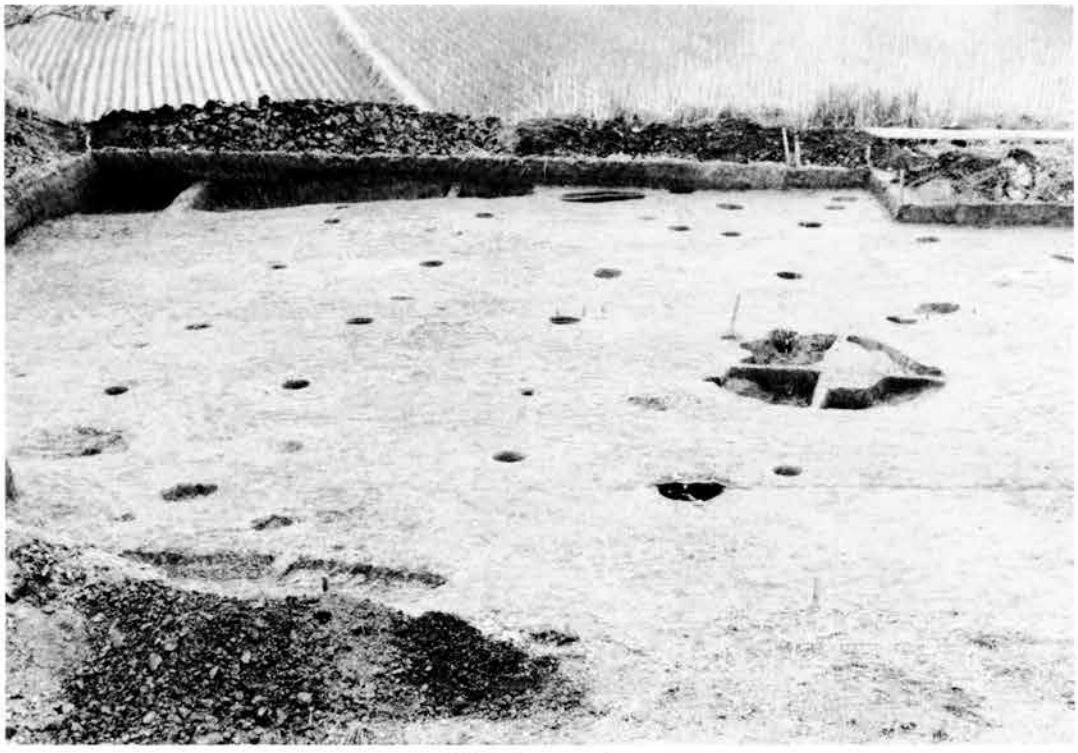

建物全景（西より）

建物全景（北より）

2号土坑（西より）

柱穴の状況

包含層の状況

西調査区全景（北より）

西調査区２号井戸（手前）とピット群（北より）

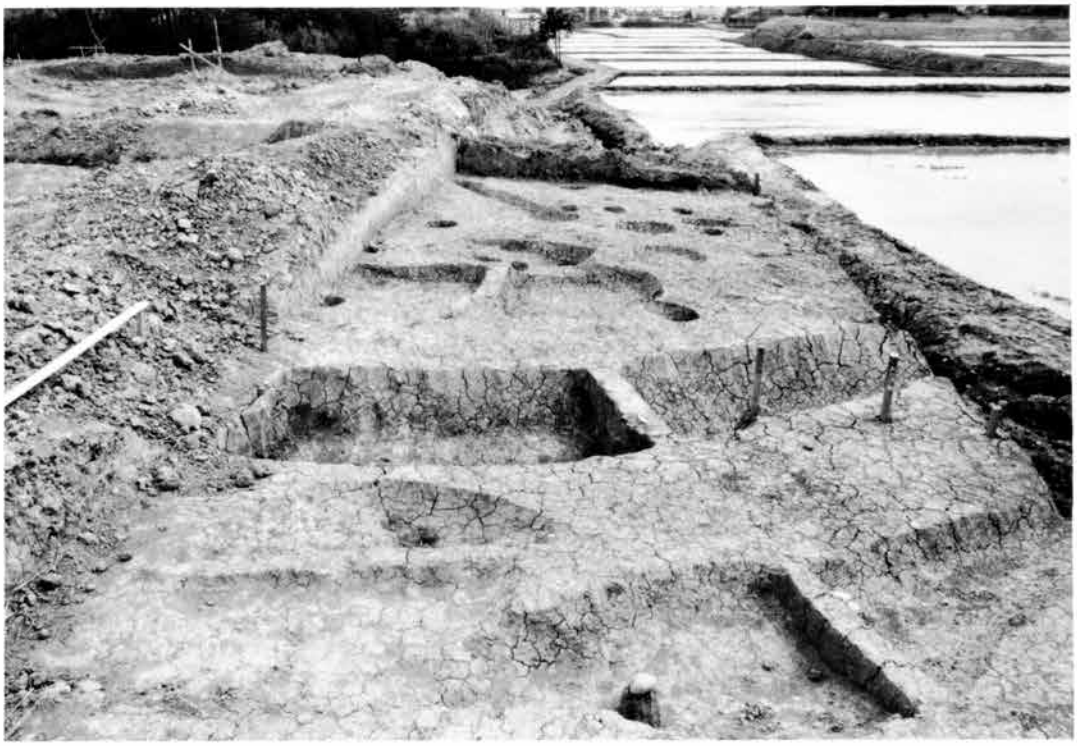

西調査区溝（北より）

（左上）１号井戸と石列（東から）
（左下）石列と溝（南から）
（右）１号井戸（東から）

中央調査区全景（北より）

中央調査区全景（南より）

中央調査区全景（南より）

中央調査区南ピット群（北より）

中央調査区溝内石列（南西より）

南ピット群周辺須恵器出土状況

中央調査区第2区画全景（南より）

第2区画全景（北より）

第2区画内建物

第2区画全景（北より）

第2区画全景（西より）

北ピット群全景

北ピット群礫敷

中央調査区北ピット群全景（南より）

中央調査区北ピット群全景（南より）

北ピット群、中央は3号井戸

北ピット群礫敷完掘状況

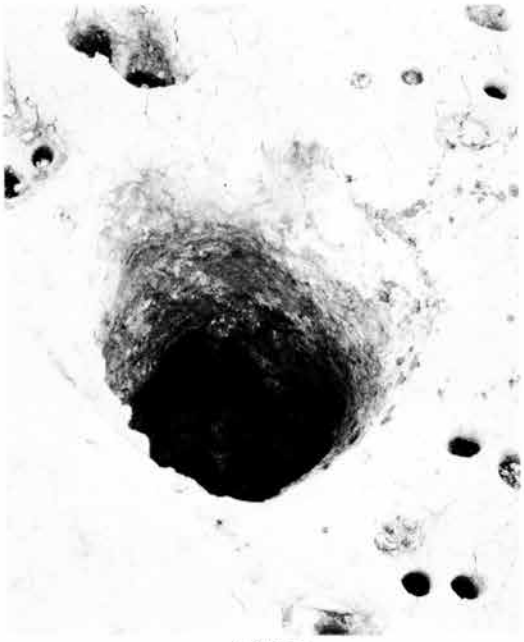

4号井戸

1号区画南端の溝

3号井戸

4号井戸の発掘

2号井戸貝殻が出土し始めた状態

東調査区4号土坑

2号井戸完掘状況

溝の断面

2号井戸出土の貝殻

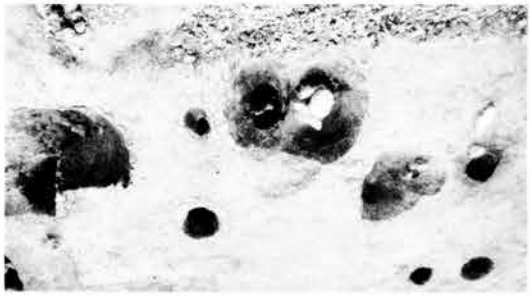

柱根の状態

磨製石斧出土状態

7号土坑（北より）

7号土坑内の木組み

7号土坑（東より）

タワーによる空中写真撮影の試み

7号土坑南壁石組み

図版 35 寺家ブタイ地区その11

土師器出土状況

青磁出土状況

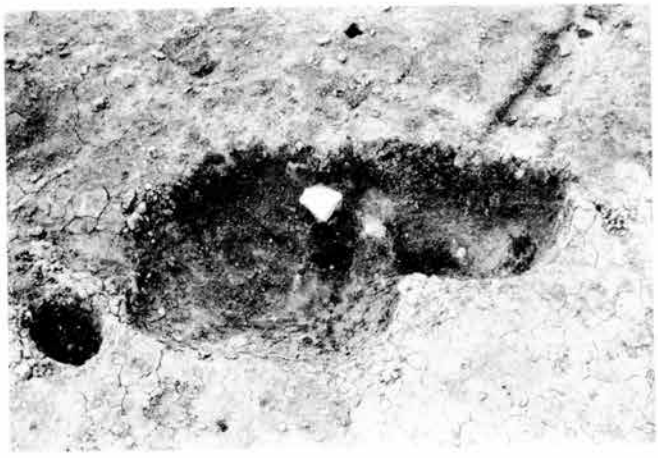

珠洲焼出土状況

青銅製品出土状況

青磁出土状況

青磁出土状況

2号土坑

2号土坑経筒蓋出土状態

須恵器杯

8号土坑

茶臼断片、砥石

加工不片
（2号井戸出土）

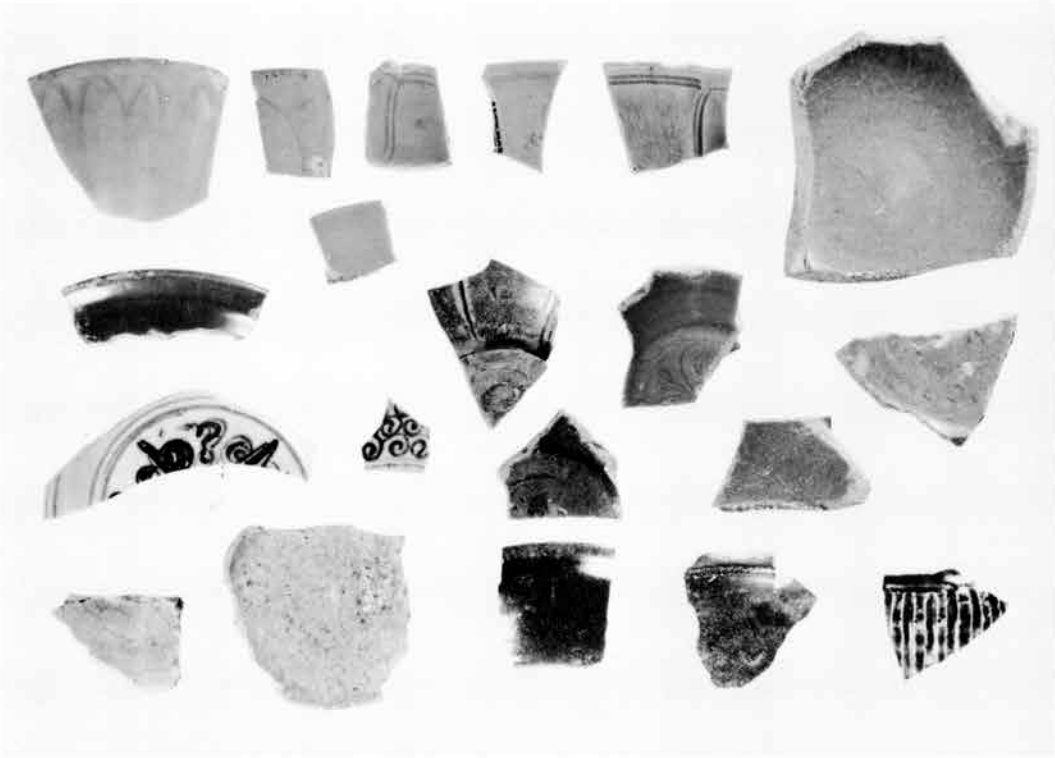

青磁・染付・美濃など

銅製経筒蓋（上表、下裏）

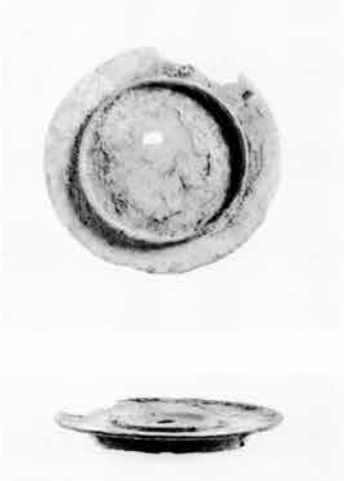

六器

珠洲焼壺

2号井戸出土砧

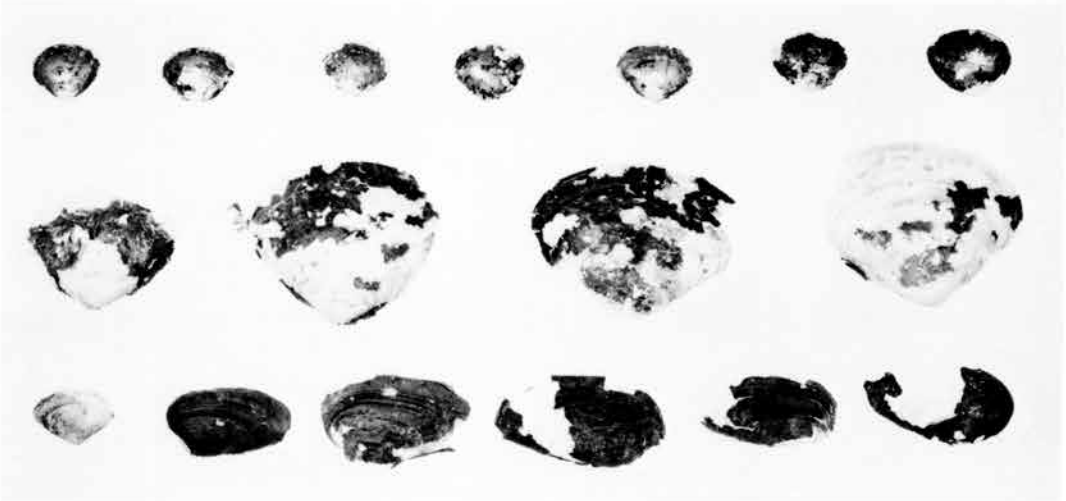

2号井戸出土貝殻

遠　景

完掘時の全景

発見時の状況

玄　室

ニ候。其後寿永元暦之乱世ゟ社領も落、寺院も減じ候。至明応八年畠山義元公社領御寄進被為成、社僧も多ク在住候処ニ、又度々之乱世ニ院宇悉ク致廃絶、天正十年高徳院様御代ニ寵成一社御取立、社領弐百石并居屋敷御寄附被為成候。其節寺家纔か六ケ寺寵有、即其通ニ御立被為下候。明暦三年ニ従　微妙院様先社領弐百石之上ニ百五拾石御加増被為下候節、右六ケ寺之内不動院・明王院与申弐ケ寺者無住ニ而不書上、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院住持御座候分書上候処ニ、即被為載御一行ニ只今四ケ寺寵有申候。当山之寺院何れも同由来ニ而御座候。社領・御寄進状等頭寺長福院ゟ目録を以被指上候。当寺別而之由緒も無御座候。且又縁起・御寄進状・御判物等所持不仕候。以上。

能州一宮真言宗
正覚院

貞享弐年六月十一日

薬師院（真言）

一能州一宮気多太神宮者、国造大巳貴尊本地勝軍地蔵薩埵満珠鎮納之社、人皇十代崇神天皇之御宇社頭草創、至当歳一千七百余年ニ寵成候。往古者度々勅使下降　綸旨被成下候由申伝候。近代者永禄年中ニ畠山義綱公社頭再興之節、御遷宮之　綸旨被為下候。

一当寺開闢者　人皇四十四代　元正天皇之御宇養老年中泰澄大師之開基、至当歳九百六十余年ニ寵成候。支干難知候。

一人皇五十五代　文徳天皇之御宇斉衡弐年五月　詔、気多太神宮寺置常住僧、聴度三人永々不絶与文徳実録ニ載候。但シ常住僧之儀者神前往古之簡板ニ三十三之職分ニ坊舎寺院之役付大衆ニ而載之候。従斉衡弐年至当歳八百三十壱年ニ寵成候。往古者大衆ニ而斎会等儀式有之由ニ候。其後寿永元暦之乱世ゟ社領も落、寺院も減じ候。至明応八年畠山義元公社領御寄進被為成、社僧も多ク在住仕候処ニ、又度々之乱世ニ院宇悉ク致廃絶、天正拾年　高徳院様御代ニ寵成一社御取立、社領弐百石并居屋敷御寄附被為成候。其節寺家わづか六ケ寺寵有、即其通ニ御立被為下候。明暦三年ニ従　微妙院様先社領弐百石之上ニ百五拾石御加増被為下候節、右六ケ寺之内不動院・明王院与申弐ケ寺者無住ニ而不書上、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院住持御座候分書上候処ニ、即被為載御一行ニ、只今四ケ寺寵有申候。当社之寺院何れも同事ニ御座候。就中頭職之儀先年者当寺ニ而、明応八年ニ従義元公御寄進状并目録共ニ当院へ被成下候。其後慶長年中ゟ長福院頭寺ニ寵成候ニ付而、右義元公之御印も長福院預ニ而、即目録ニ載之被指上候。其外当寺別而之由緒も無御座候。且又縁起御寄進状・御判物等所持不仕候。以上。

能州一宮真言宗
薬師院

（朱墨）「明治二年復飾」

貞享弐年六月十一日

地蔵院（真言）

一能州一宮気多太神宮者、国造大巳貴尊本地勝軍地蔵薩埵満珠鎮納之社、人皇十代崇神天皇之御宇社頭草創、至当歳一千七百余年ニ寵成候。往古者度々勅使下降　綸旨被成下候由申伝候。近代者永禄年中ニ畠山義綱公社頭再興之節、御遷宮之　綸旨被為下、各々致執行之供養之大導師当院之住持相勤候。其趣社頭棟札ニ有之候。

一当寺開闢者、　人皇四十四代　元正天皇之御宇養老年中泰澄大師之開基、至当歳九百六十四年ニ寵成候。支干難知候。

一人皇五十五代　文徳天皇之御宇斉衡二年五月　詔、気多太神宮寺ニ置常住僧、聴度三人永々不絶与文徳実録ニ載候。但シ常住僧之儀者神前往古之簡板ニ坊舎寺院之役付大衆ニ而載之候。従斉衡弐年至当歳八百三十壱年ニ寵成候。往古者大衆ニ而斎会等之儀式有之由ニ候。其後寿永元暦之乱世ゟ社領も落、寺院も減じ候。至明応八年畠山義元公社領御寄進被為成、社僧も多ク在住仕候処ニ、又度々之乱世ニ院宇悉ク致廃絶、天正拾年　高徳院様御代ニ寵成一社御取立、社領弐百石并居屋敷御寄附被為成候。其節寺家纔か六ケ寺寵有、即其通ニ御立被為下候。明暦三年ニ従　微妙院様先社領弐百石之上ニ百五拾石御加増被為下候節、右六ケ寺之内不動院・明王院与申弐ケ寺者無住ニ而不書上、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院住持御座候分書上候処ニ、即被為載御一行ニ、只今四ケ寺寵有申候。当山之寺院何れも同由来ニ而御座候。当寺別而之由緒も無御座候。且又縁起・御寄進状・御判物等所持不仕候。一山之縁起・御印等者頭寺長福院預ニ而、只今目録を以被指上候。以上。

能州一宮真言宗
地蔵院

（朱墨）「明治二年復飾」

（貞享二年寺社由緒書上
石川県立図書館蔵）

一、拾石　　藥師院
一、拾石　　地藏院
高合參百五拾石内（貳百石先社領百五拾石今加之、）
右、令寄附訖、紙面之通可配納焉、御供幷祭祀勤行才不可有怠慢者也、仍如件、
（一六五七）
明暦三年三月廿八日　　中納言利常（花押）
神官社僧中　　（気多神社文書）

一八　貞享二年寺社由緒書上

長福院（真言）

由来御尋付而申上候

一能州一宮気多太神宮者、国造大已貴尊、本地勝軍地蔵、薩埵満珠鎮納之社、人皇十代崇神天皇之御宇、社頭草創、至当歳一千七百余年ニ罷成候。往古者度々勅使下際、綸旨被成候由申伝候。近代者永禄年中ニ畠山義綱公社頭再興之節、御遷宮之綸旨被為下候。

一寺院之儀、人皇四十四代元正天皇之御宇、養老年中泰澄大師之開基、至当歳九百六十余年罷成候。支干難知候。人皇五十五代文徳天皇之御宇、斉衡二年五月詔、気多太神宮寺置常住僧、聴度三人永々不絶と文徳実録ニ載候。但常住僧之様ハ、神前往古之簡板ニ、三十三之職分ニ坊舎寺院之役付大衆に而戴之候。従斉衡弐年至当歳八百三十壱年ニ罷成候。往古者大衆ニ而、斉度等之儀式有之由候。其後寿永・元暦之乱世ゟ社領茂落寺院も減候。至明応八年、畠山義元公社領御寄進被為成、社僧も多ク在住仕候処、又度々之乱世ニ院宇悉致廃絶。天正十年　高徳院様御代罷成、一社御取立、社領弐百石并居屋舗御寄進被為成候。其節寺家纔六ケ寺罷有、則其通ニ御立被為下候。明暦三年ニ従　微妙院様、先社領弐百石之上ニ、百五拾石御加増被為下候節、右六ケ寺之内不動院・明王院与申弐ケ寺ハ、無住に而書上、長福院・正覚院・薬師院・地蔵院住持御座候分書上候処ニ、即被為載御一行ニ、只今四ケ寺罷有申候。如此当山之寺院、何も同由来ニ而御座候。頭寺之義ハ時々相替、先年之頭寺者薬師院ニ而、右明応八年義元公一山之御印、彼寺ニ被成下候。其後慶長年中之比ゟ、当寺頭役相勤候付而、右薬師院ニ被下候義元公之御印も、　瑞竜院様已来之御印も、代々当時ニ預申候故、目録ニ載之指上申候。其外御代々度々臨時之御祈禱被為仰付候節、御老中並先々寺社御奉行方之書状数通致所持候。

一微妙院様大坂御在陣之砌、御祈禱之御巻数横山々城殿迄指上候処、御機嫌能御書被為成下、其外度々御書致頂戴候

一微妙院様滝谷江御参詣之節、当宮江御社参被遊、則当寺江御入、一宿被為成候。

右由緒如此御座候。縁起并御寄進状・御書等別紙目録之通所持仕候。已上。

貞享弐年六月十一日　　能州一宮真言宗　長福院　盛義

覚

一、縁起　　壱軸
一、利長様御一行　　壱通
一、利光様御一行　　壱通
一、利常様御一行　　同
一、利常様御法式　　同
一、利常様御書　　同
一、利光様御書　　六通
一、利長様御制札　　壱枚
一、利光様御制札　　壱枚
一、畠山義元公御寄進状并目録共ニ　　弐通

右之外所持不仕候。已上。

能州一宮真言宗　長福院

（表紙）（一六八五）
貞享弐乙丑年
賀州能州曽洞宗拙僧触下寺庵由来書付書付写之帳
（朱筆）　宝円寺
「禅宗
曽洞　　天徳院
共」
臨済

貞享弐年
能州一宮拙僧触下寺庵
由来書付写之帳
六月十一日　「来事」「真言宗」　能州一宮　長福院

正覚院（真言）

一能州一宮気多太神宮者、国造大已貴尊本地勝軍地蔵薩埵満珠鎮納之社、　人皇十代崇神天皇之御宇社頭草創、至当歳一千七百余年ニ罷成候。往古者度々勅使下降　綸旨被成下候由申伝候。近代者永禄年中ニ畠山義綱公社頭再興之節、御遷宮之　綸旨被為下候。

一当寺開闢者　人皇四十四代　元正天皇之御宇養老年中泰澄大師之開基、至当歳九百六十余年ニ罷成候。支干難知候。

一人皇五十五代　文徳天皇之御宇斉衡二年五月　詔、気多太神宮寺置常住僧、聴度三人、永々不絶与文徳実録ニ載候。但シ常住僧之儀者神前往古之簡板ニ三十三之職分ニ坊舎寺院之役付大衆ニ而載之候。従斉衡弐年至当歳八百三十壱年ニ罷成候。往古者大衆ニ而斎会等之儀式有之由

一四　不動院智見申狀（斷簡）

（前缺）

右、此儀を金澤御奉行樣衆へ可被仰入候処也、慶長六年二月六日ニ御神物奉行者、畠山殿御代ヨリ衆徒・社家長十人ニ相定、過來之旨を山城守殿（横山長知）へ申入候而、今ハ六人有之とて、六人ニ御神物とりけしニ仕義、有間敷との一筆仕上候て、連判を各仕候て、爲參申候處、于慶長七年分の御神物の米六十俵程有米を、長福院ひとり志て、手前の小遣米仕候、打過申候、此義如何可有候哉、上さま御判破候て、長九郎（連龍）左衛門尉殿ゑ慶長十一年三月十六日申入候、又慶長十三年霜月十八日、長九郎左衛門尉殿別条書を以申入候、以面上を申入候処ニ、我等相定候一宮の儀ハ、於金澤ニ何者も申義有間敷、今て者をぬき被申、四人をのけて、是長福院一人御神の藏奉行もてと被申候、一宮奉行ニ也ひとり志て諸事仕候、惣中へ談合少も不申、御神物とりけし申、皆御印御判破候、此義を兩國御奉行所ゑ可被申入候義也、

（一六一一）
慶長十六年
卯月廿四日
（桜井基納）
大宮司殿
（桜井基祐）
紀伊守殿
まいる

（不動院）
智見（花押）

（大宮司桜井家文書）

一五　不動院智見證文

（端裏書）
「衆徒中あやまり證文」

（智事）
「衆徒中誤證文之事、」

一、天正十年七月廿三日藥師院原殿（ハヤシ）衆ニ、聖人にて御宮ニ有テ、らんとりに仕候物覺られ、一字三礼の法花經一部、卅番神十羅刹女らんとり衆とり申候処ニ、西之坊ト文殊坊トミそを飯わんニ五はいつゝ、出てうけかゑして、聖人ニ相渡申候ニ、又らんとりに仕候て不出候、

一、護摩堂ノ天上ニ、藥師院ト清前坊こ志（桂）刀をおき候、とり出て山道より西林院へ行を見て、原殿（ハヤシ）衆コマトウ（護摩堂）打やふりてとり申候、

一、にうはち一、コマトウノ仏具一面、三具足、くちはの打敷、ひ志の打敷、おりすりの打敷二ツ、

一、わん十二具、一セかい十六、成勝坊のそけんけさ、祢きのミゑ、監物殿書物れい五、こらんとりに仕義ハ、藥師院のこし刀、ゆゑにて候、此道具御出可有候、越前國おふの郡ニ可有候、此失物ハ不沙汰被申候て今有ゑ、本尊ニ色々くしけ成義、長福院被申候事ハ、金澤の御ひはんつくゝ可然候也、我等ハかはいかふめくとも不存計候、

（一六一六）
元和二年八月廿六日
大宮司殿
まいる

不動院智見（花押）（黑印）

（大宮司桜井家文書）

一六　氣多社衆徒方證文

（端裏書）
「正覺坊一筆」

御佛達不動院御座請取申分事、

一、四所明神御大師同拾（ハヤ）十三佛也、此ひやうほうゑの銀子七匁五ふんハ、御影供之人數申談、金澤へのほせ可申事、

一、佛具壹面小道具共請取申事、

右、此佛道具共已後出家之爲躰之者、無御座候は、御宮内江籠り所可申、爲其申定所如件、

（一六一六）
元和貳年
九月廿三日
權大宮司殿
大宮司殿
まいる

衆徒中（花押）

正覺院
宥遍（花押）

（大宮司桜井家文書）

一七　前田利常寄進狀

（包紙ウハ書）
「貳拾九號ノ乙」

能州一宮神官社僧中　利常　」

能劦一宮社領之事

一、五拾石　社家社僧共可執行之、　御供祭祀料
一、六拾五石　大宮司貳人
一、百四拾石　神人拾九人・神子一人
一、六拾五石　長福院
一、拾石　正覺院

り米、同惣社領の貳免四分のあまり米、何と成申候や、惣中ニハ不存候間、彼坊主衆へ御せんさくを以御取かへ、年々の分ニ御さん用も可有之候間、惣中さん用すまし可申事、

一、給人衆社領の縄打ニ相定候三百俵の内之田畑かへし申候て、又坊主両人の手前打出しかへし取申事、今度小わりにて早々申候事、是以惣中ニ不存候事、此外両人之坊主社法をやふり、無理無道空言をたくミ被申候儀、其數を志らす候間、何時ニても御尋候ハヽ、惣一同ニ可申上事、

右、此外惣中む志つ（無理）空言を以、せいしを（誓紙）やふり申候人々、同心を以、別儀仕事有ましく候、度々のきしやう（起請）文、神慮の御はち（罰）のため、一同一味のたうり（道理）を以、有様を可申者也、仍一筆如件、

（一五九八）
慶長三年三月五日

普門坊（花押）　公文（花押）
櫻井清吉（花押）
同　友永（花押）
王子藏人（花押）
櫻井中務（花押）
同　太炊助（花押）
同　清九郎（花押）
王子伊豆（花押）
吉野屋（花押）

（大宮司家桜井家文書）

一二　慶長十一年分新帳高抜書寫

大納言（前田利家）様御代ニ御用捨之屋敷分高ふもん（門）坊打わけ帳也、

一、三俵三斗二升二合五勺　社家（櫻井）權尉（監物屋敷）
一、壹俵貳升五合　清吉（櫻井清吉）正覺坊屋敷所望也、
一、貳俵　伊豆
一、貳斗六升二合五勺　右近
一、貳斗六升二合五勺　權大夫
一、壹俵壹斗三升高　吉野屋
一、八升三合五勺　中務
一、壹俵八升　大炊助
一、貳斗八升三合　清左衛門
一、貳俵三斗五升七勺　衆徒（衆徒）座主
一、三斗八升七合五勺（ひかし光明寺（櫻井）やしきの事也）　延命院
一、壹俵貳斗五升壹合五勺　西林院
一、三斗　東林院
一、四斗七升五合　地藏院
一、壹俵壹斗一升二合五勺　不動院
一、壹斗二升五合　閼喰坊
一、壹斗六升七合　たいか（大工）共也、　觀音坊
一、四斗三升三合四勺　大工

（一六〇六）
右、慶長十一年分新帳高ト申ス帳末ニ見へたり、

（大宮司桜井家文書）

一三　藥師院・櫻井基輔連署書狀

尚々、申入候、御神の藏奉行ハ、御武家より御付被成候様ニ御申被成候而、可然ト被申候事、かしく、

態令啓候、仍上様（前田利家）より爲御扶料四十石、衆徒・神主方へ給分之成付候處ニ、于今長福院各へ不被渡候事、紀伊守・正覺院・藥師院・地藏院・不動院・伊豆守・桃千代、此分ニ不渡候、御神の藏奉行不相定候条、此分不沙汰ニて、此儀ヲ各ヨリ御公儀より可然様ニ、被仰付候様ニ御意仰所候、正月元日も近日ニ成候條、此方へ御下をまち入申候、委細以面上心事可申入之候、恐々謹言、

（一六一〇）
慶長拾五年極月廿日

（櫻井基輔）紀伊守（花押）
（櫻井基輔）藥師院（花押）

大宮司（櫻井基輔）殿　參人々御中

（大宮司桜井家文書）

地藏院 宝元(花押)
西坊 智見(花押)
清榮坊 玄芸(花押)
藥師院 永法(花押)
正覺坊 元晴(花押)
不動院 玄鏤(花押)

孫七郎 直傳
伊豆守 高直(花押)
清九郎 基秀(花押)
權大夫 基清
民部大輔 紹基(花押)

大監物丞殿 まいる

(大宮司家桜井家文書)

一〇 櫻井基威申狀

「大宮司書留」

御供祝詞

□ニソナヘヲキタルアチワイヲ今ソマイレル氣多ノ社ニ
□ウマクサンマンタホタナン

□ □

拍手 初ハ大小 後小大

天正十八年二月吉日
不動院斷絶ニ付て、
大宮司御戸ヲ開ク也、

同三月廿四日ニノ西坊惣中□

鬮取ニ當、不動院ニ成也、此坊主引導を一度仕候へ共、御神次第鬮取ニ、此分ニ罷成者也、更非私心候、仍如件、

(一五九〇)
天正十八年三月廿四日

大宮司
基威(花押)

(大宮司桜井家文書)

一一 氣多社社家・社僧・神人等申狀

社納之儀、當地藏院、此内當寺をかたらい、殊當社不動院を同心ニ引入、無道をくわたて、無實空言を以、社法をやふり被申候ニ付て、惣中上下申分之条々、

一、御印の御掟一圓ニ不用、同きしやうもんをやふり、無道らうせき無實空言を以、惣儀をそむき、各迷惑仕事、

一、大納言様・同利政様、當年元三はしめの御きたうを兩人之坊主としてさゝへ、あるひハ正月十六日の御戸をとち、又ハ近年有來國家のまつりこんきやうを不仕候事、

一、御讀經所之義ハ、社中近郷存候ことく、先年一宮ニ女ハしを仕候て、御ひはんを以御せいはい候、其とか人の所務分を當地藏院のそミ取、此堂を一人として請取はからい申候て、天正十三年より慶長ニ至るまて、此堂のかぎまて□あつかりをき、四方のゑん、其外てんしやうおさへ木、同越中富山衆あたけ舟のこやかけのさいもくまて打はつし取候て、此堂を打つふしすて置、今更惣中へ何かと無實を申かけ候事、

一、此堂之儀ニ、条々なき事を被申候、然者文祿五年ニふきかやを惣中出したると被申候、是以一圓ニなき事ニ候、其年八月廿日より給人衆社内繩打ニ大宮司殿ふしミニつかへとうりう候て、十一月ハ下候ニ付て、中門のかやさへ不調、少有分こまたうへ出し申候間惣中ハなき事を被申候事、同松かまや屋敷を志ちに入候ヤ一圓ニなき事ニ候、同くもんやとい申儀ハ、更ニ監物殿も京へ兩度御のほり候間、此儀御存知なき事ニ候、則ようしや屋敷の衆中としてすまし申候間、惣中申分無之候事、

一、上様の御禮義、惣村中出し物つなき物、此坊主申やふり出し不申候間、惣中へ監物殿も御取かへ、過分之物あしすまし不申候事、

一、御本地堂と申を、又地藏院たやし申儀、此所ハ日野快樂院殿大宮司之時、建立有、惣所うへはを、此堂の石はまて打返しすきやをたて、日野殿へのちん志ゆ手向所 蓮池皆々打うつめ、其外ほしいまゝ成事共、更惣中同心の者ハ無之候事、

一、神前のうせ物共、兩人の坊主之せんさくもなく、殊おこない机之儀、慶長貳年十月十五日八講の時、地藏院取候て神前ヨリ歸被申候を、社家・坊主いつれも見申候事を、此机うせて候間、社家より仕候て出し可申よし申かけ候事、

一、御神へ參候物ハ、大宮司殿へ申來事ハ、其はからいニ成候、其外下々申來事も同前ニ候、又御神事も不動院と役人取付來候事、無紛義を不動院皆申度まゝニ被申候事、

一、町給人衆、社内の繩打ニも監物殿の分ニ取こミ少も無之候、坊主・社人下々の衆ニハまきれたる事も可有之哉、此中監物殿一人さし御志ゆりの米を以、惣村中のかり申物も御取かへ候て御すまし候、其外下々惣中も御取かへ分、すまし不申候て、過分ニ有之事を、彼坊主なき事を申うけ候てのさたのかきりの事、

一、ようしや分として、田畑屋敷分納被申候、衆中の貳免四分のあまり米、同百俵衆のあま

五　前田利家判物案

今度一宮之成敗人之坊主等之所務分、大明神へ相付候間、誰之領中成共、無殘所可相納候、幷跡屋敷以下可爲同前、且堂宮之可有修造者也、仍如件、

（一五八四）
天正十貳
六月朔日　　利家
大宮司
監物丞殿參

（大宮司桜井家文書）

六　氣多社々僧連署起請文

〔塙長書〕
「社僧中一筆坊主分」

氣多社寺僧之儀、如先規之可爲清僧之旨、利家樣被仰出、此度落僧共被相拂候之儀、忝次第ニ候、就其掟誓文狀之条々、

一、御神前之勤行、宿直番、同國家長久御祈禱之儀、無懈怠可執行仕事、

一、御神之普請才幷一切神役法度を相破儀有之間敷事、

一、神前之出仕ニ、落僧同座參會、自今以後於末代ニ仕間敷事、

一、於後日、落僧之存分、何方より申事雖有之、落僧ニ無一味、如先規之旨、清僧として可申定事、

一、惣儀ヲ破、社內傍輩之領知を望、一切表裏虛言ヲ企、武家へ指出申一儀有間敷事、

右、此条々一言も於相背者、梵天帝尺四大天王、惣者日本國中大小神祇・大師明神、殊者當社氣多大神宮之神罰可蒙者也、仍狀如件、

（一五八四）
天正十二年六月十九日

社僧中
薬師院　宝元（花押）
文殊坊　智遍（花押）
西坊　智見（花押）
清前坊　玄藝（花押）
正覺坊　元晴（花押）
不動院　榮遍（花押）
地藏院　藝尊（花押）

大宮司殿
惣中參

○氣多神社牛王寶印ヲ用フ、

（大宮司家桜井家文書）

七　落僧衆請文

〔塙長書〕
「清僧無望落僧中證文」

今度御國之御下知を以、當社之落僧分、悉被相拂、如前々清僧之所ニ被仰定候ニ付而、我才之儀、當分清僧を面々立申事不罷成候間、我才之坊職所務分、一圓ニ惣中へ上申候、於末代落僧として一坊之のそミ有之間敷候、此上者、社內ニおかれ、似相之御用可被仰付事、所仰候、仍爲後日如件、

（一五八四）
天正十二
六月廿四日

仏藏坊　玄守（花押）
落僧衆　成勝坊（花押）
普門坊　玄祐（花押）

惣中　在廳
公文殿參

（大宮司桜井家文書）

八　氣多社々僧請文

衆徒方座配之事、

從先規仏前ニ高座役ニ而手足不相叶人々不罷成候、以來も可爲其分者也、爲後日狀如件、

（一五八七）
天正十五年正月廿四日

在廳　智遍（花押）
正覺坊　元晴（花押）
不動院　玄鑁（花押）

惣中法度狀

（大宮司桜井家文書）

九　氣多社惣中請文

一、失物之儀、公文方殊藥千世取申候間、返し可申候と、うけこひ申所ニ、祖父何かと申出不申候事、

一、公文持なから、彼神前之失物、其外穿鑿不仕、此中相延し被申事、

一、爲惣、私社中之おきて（一段）ニ付て、種々理を申候へ共、惣儀を不用、分別無之事、

右、条々不相屆候而、此儀不相果間、惣中一同ニ、彼兩人ニ出入つきあい之儀仕ましく候、其上惣中無別儀、前々誓□表之ことく何方迄も御同心申、急度せいたう可申付者也、仍如件、

（一五八九）
天正十七年七月廿八日

惣中　清左衛門尉　基家（花押）
文殊坊　智遍（花押）
大炊助　基維（花押）

合貳俵高

○一所　谷ノ小田畑共　御用捨
小
百歩
廿歩

合貳俵高

○一所　御用捨
八十歩
廿歩
廿五歩
九十五歩
廿歩

合貳俵高

○七十歩
八十歩
七十歩
廿歩

合貳俵高

○卅歩
小廿歩
廿歩
五十歩

合貳俵高

○一所　用捨
大

合貳俵高

○一所　谷小田共　用捨　畠
一所　用捨
十歩
十歩

○不動院屋敷
藤左衛門尉屋敷
大寺竹はな田之内ニ有、
たしま田ニ有、

○正覺坊屋敷
同八郎左衛門尉屋敷
同出口ノ畠
同彦三郎畠
五段八ノ田ニ有、
たしま田ニ有、

○藥師院屋敷
若宮小路畠
五段八ノ田ニ有、
たしま田ニ有、

○文殊坊屋敷
東七郎九郎かくち畠
たしま田ニ有、
五段八ノ田ニ有、

○地藏院屋敷
後ノ小田畠共

○賢倫坊屋敷
觀音坊たいち
若宮小路畠
たしま田ニ有、

百歩

合壹俵高

合五拾七俵高　社家供僧手作分
殘ヲ四拾三俵高　落僧御闕所分地也、
但、此内配分も有、大宮司ニ被仰付地も有、

落僧分高

○廿五歩
四十歩
卅歩
廿歩
小貳歩　此外三歩にしの坊田ニ有、

合貳俵高

○十歩　落僧
十歩
小八十歩
廿歩

合貳俵高

○廿歩　同
四十歩
小四十歩
廿歩

合貳俵高

○九十歩　東八作　同
小
卅歩

合貳俵高

○九十歩　同
小十歩
廿歩

合貳俵高

草かり田ニ有、

○仏藏坊屋敷
同所畠
同所畠
たしま田ニ有、
大寺畑そへ田ニ有、　畠そへ藥師田ニ有、

○普門坊屋敷
長泉畠
大寺畑そへ田之内ニ有、
たしま田ニ有、　藥師田ニ有也、

○万善坊屋敷
三鬼ノ後畠
竹はな大寺田ニ有、
たしま田ニ有、

○清安坊
裏かへち畠
一ノ三畠

○知乘坊屋敷
大寺彦九郎田ニ有、
たしま田ニ有、

○小　同
九十七歩
廿三歩

合貳俵高

○小　壹俵高　同
小
一所　上中下　御用捨　落僧
壹段
大六十歩
大六十歩
九十歩
百歩

合拾俵高

○一所　一かくちひかし　御用捨　落僧
小
九十六歩
小
壹段
壹段五十六歩
九十歩

合拾俵高

（一五四）
天正十年十月十八日闕ノ定也、百俵高渡也、
一宮　社家供僧中

○宥光坊屋敷
大寺彦九郎ノ田ニ有、
たしま田ニ有、

○成勝坊屋敷

○座主坊屋敷
同所谷田
上山畠
六郎左衛門尉屋敷
東六郎二郎畠
五段八六郎左衛門尉田
組畠之内有、

○西林院屋敷
同所小田
上山畠
ひのうへ田内有、
大寺くほ田之内有、
草かりおくて田之内、
松中孫九郎畠

○延命院屋敷
東孫八郎畠
組畠之内ニ有、
上ノ山畠
ひのうへ田之内有、
大寺くほ田之内ニ有、
草かりおくて田之内ニ有、

支配以上、

（大宮司桜井家文書）

四　氣多社坪付帳

（前缺）

百俵高　此内　闔取ニノ　大升　惣中に渡分

○一所　上下共　御用捨　大惣行事　○吉のや居屋敷　今紀伊守

卅歩　たしまやしき

四十五歩　こんきやうし八兵へ

十歩　小大もんあミた畠

六十歩　北小路弥五郎畠八兵へ

四十歩　くほ坂之畠

小卅歩　いし畠

壹段　二そんしかた田

小卅歩　大寺くほ田

大百十五歩　同所小行事田

合拾俵高

○一所　御用捨　正祢宜　○權大夫屋敷　今清十郎

四十歩　門守ノ三畠

七十歩　敷地ノ三畠

百拾歩　大寺竹はな田之内ニ有、

廿歩　たしま田之内ニ有、

合貳俵高

○一所　御用捨　權惣行事　○右近屋敷

半　後ノ小田

半　同所上ノ畠

合三俵高

○一所　御用捨　權々惣行事　○伊豆屋敷　今清七郎

卅五歩　上下　藤五郎やしき共ニ、　さゝ

百歩　若宮小路畠

八十五歩　五段八田之内有

廿歩　たしま田之内

○一所　御用捨　左大別当　○中務屋敷　今舊介

四十歩　松中弥吉畠

十歩　同所畠

十五歩　二そんし畠

小卅五歩　大寺竹かはなの田

廿歩　たしま田之内ニ有、

合貳俵高

○卅五歩　祝調司　○藏人屋敷

六十歩　門守ノ之畠

小五歩　大寺竹かはな田ニ有、

廿歩　たしま田ニ有、

合貳俵高

○小　上中下　友永　○大藏助屋敷　四五文孫四郎　たかはし　今龜千世丸　やしき共也、

九十歩　二そんしかた田

十歩　不動院中務田ニ納　大寺竹かはな田ニ納、

廿歩　たしま田ニ有、

合貳俵高

○卅五歩　白山宮司　○藤六屋敷　たやの

百歩　十如坊畠

八十五歩　五段八ノ田ニ有、

廿歩　たしま田ニ有、

合貳俵高

○十五歩　大穴持宮司　○岩鶴屋敷　左京亮孫

五歩　門守ノ三ノ畠

六十歩　上ノ山ノ畠

小廿歩　大寺畑そへ田ニ有、

廿歩　たしま田ニ有、

合貳俵高

○一所　御用捨　左神主　○大炊助居屋敷　今内記

半　丸山畠

五十五歩　さや屋敷

小　四郎兵衛畠

小六十八歩　大寺おくて田

八歩　同所清左衛門尉田入年貢ニ納

壹段百九歩　五段八田一枚

半　ミすミ畠

合拾俵高

○一所　御用捨　右神主　○清左衛門尉屋敷

十歩　若宮小路畠

百歩　大寺畑そへノ田

十歩　たしま田ニ有、

八十歩　草かり田中ニ有、

四十歩　大寺ゆの木畠中ニ有、

合貳俵高

○五十五歩　三權　○左近屋敷

卅歩　同所藤三郎屋敷

卅歩　いんやくまへノ畠

卅歩　同弥五郎かくち畠

小六十五歩　五段八ノ田ニ有、

卅歩　たしま田ニ有、

合三俵高

○五十五歩　門守　○祢宜屋敷

廿五歩　二そんし畠

百五歩　五段八田ニ有、

卅歩　權大夫藏人ノ田ニ有　大寺竹かはな田ニ納、

廿五歩　たしま田ニ有、

合貳俵高

○四十五歩　二權門守屋敷

卅五歩　たちやの畠

小廿歩　大寺畑そへ田彦九郎田

廿歩　たしま田ニ有、

一　畠山義元安堵状

能州一宮藥師院坊職幷寄進買得之地目錄別紙在之、才之事、爲當坊領可被全所務之状、如件、
明應八年（一四九九）十二月廿四日　　義元（花押）
一宮藥師院

（気多神社文書）

二　畠山義元安堵状

（義元）
（花押）

一宮藥師院住持職幷諸職免田之田畑永代諸買得才之事、
合

定任職（任ヵ）		中河職	
勝定坊		定任坊（リ）	
法花坊	半坊地		
百　苅	在一宮手筒 号太田	定持職之分寄進	
百五拾苅	在千田 号竹之鼻	友松名之分	
貳百苅	在同所 号篇田	入連職之分	
百　苅	在圓井 号馬渡	同職之分	
貳百苅	在一宮平江 号手筒	安光名之分	
貳百苅	在千田 号馬渡	光弘名之分	
百五拾苅	在邑智院 すゝめと号	入連職之分	
七拾苅	在一宮 号二塚寺	座主分寄進	
六十苅	在一宮 号尾花崎	同分	
三拾苅	在同所 大穴持前火かくちと号	寄進	
五拾苅	在一宮 松本	惠光寄進	
百　苅	在邑智院 千代町縁	末景分	
百　苅	在同所 番匠かハらと号	二權分	
三百苅	在太田篇水 せんふ田と号	須摩分	
百　苅	在一宮平江小深田と号 此内五楊田かけのまへニ在	藥師院燈油田	
百　苅	在一宮 手筒	安光名之分	
百七拾苅	在同所 小鳥居	文殊坊分	
百　苅	在同所 尾花崎 号	座主分	
貳百苅	在圓井之奥 いちこ塚と号	權座主分	
三拾苅	在一宮小鳥居 ほり田と号	楊田宮司分	
百　苅	楊田かけの前ニ在 元一	座主分	
貳百苅	在一宮大寺 号田中地	楊田地頭分	
貳百苅	在楊田三斗代 号鶴森西方	楊田宮司分	
畑畫所	在大寺石垣	不動院之分相模之地也、	
畑畫所	在一宮 大かくち	寄進	
居屋敷畫所	一宮南大門之西方	自文殊坊沽却也、	
畑畫所	一宮大寺 二切畠と号	畑畫所 在楊田 かいから畠と号	

已上

右目錄之田畠幷屋敷才之事、爲當院領知、可被全所務者也、
明應八年（一四九九）十二月廿四日　　義元（花押）
一宮
藥師院

（気多神社文書）

三　氣多社鎧相傳次第

一宮氣多社御鎧取不動院智藝法師
（一五二四）大永四年正月一日ヨリ御宮御戸開、卯廿二才ヨリ四十六年二月迄、惣檢校代成被申、六十七才ニ弟子一乘坊ニ渡候処、元亀二年二月、
元亀貳年三月一日ヨリ丑年智祐御戸開、
天正三年三月五日切、
天正三年三月廿四日ヨリ申云、乘休渡申、
天正五年十一月、御祭切三年御戸開、
天正六年正月ヨリ天正八年正月御教遇、
天正八年十一月御祭ヨリ天正十四年正月切、
業遍六年御戸開被申、（一五九〇）
天正十四年二月ヨリ玄鎭ニ渡、天正十八年二月切御戸開被申、不動院ニ渡坊主無之、
御宮闕取ニ可被成候、惣一同張合を以惣□□
不動院くしとり給候条、卯月十日ニ院家江相渡申居注申成來候、

（大宮司桜井家文書）

資　料　編

（気多神社所蔵文書、大宮司桜井家文書
貞享二年寺社由緒書上より転載）

羽咋市気多社僧坊跡群
能登海浜道関係埋蔵文化財調査報告書IV
発行日　昭和59年3月
編集・発行者　石川県立埋蔵文化財センター
金沢市米泉町4丁目133番地
印刷者　㈱橋本確文堂
金沢市大手町2番35号